

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

保育所等における外国籍等の
子ども・保護者への対応に関する
調査研究事業
報告書

令和2(2020)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■目次■

第1章 本事業の概要	1
1. 事業目的	1
2. 調査方法	1
3. 成果物の作成	3
4. 検討委員会の設置、実施	3
5. 成果の公表方法	4
第2章 市区町村アンケート調査結果	5
第1節 調査概要	5
1. 調査目的	5
2. 調査対象	5
3. 配布回収方法	5
4. 調査実施時期	5
5. 回収状況	5
6. 調査内容	5
第2節 アンケート集計結果	6
1. 保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入れ実態について	6
2. 外国にルーツを持つ子どもを対象にした支援・サポートについて	24
3. 連携体制の構築について	32
4. 今後に向けて	34
5. 回答自治体の属性について	39
第3章 ヒアリング調査結果	41
第1節 調査概要	41
1. 調査目的	41
2. 調査候補の選定方法	41
3. 調査対象	42
4. 調査方法	42
5. 調査内容	42
第2節 ヒアリング調査結果	43
1. 東京都 大田区	43
2. 三重県 四日市市	47
3. 三重県 鈴鹿市	49
4. 神奈川県 横浜市	53
5. 福井県 越前市	57
6. 神奈川県 川崎市	60
7. 愛知県 西尾市	64
8. 東京都 新宿区	67
9. 千葉県 鴨川市	69

10.	A自治体	70
11.	岐阜県 美濃加茂市	71
12.	滋賀県 甲賀市	75
13.	福岡県 飯塚市	77
14.	滋賀県 東近江市	78
15.	B自治体	79
第4章	保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集	81
1.	概要版	81
2.	詳細版	83
第5章	外国籍等の子ども・保護者への対応に役立つツール例	131
1.	多言語版 保育園のしおり（東京都 新宿区）	132
2.	会話の手引き（東京都 新宿区）	138
3.	多文化共生保育のための対話支援カード（大阪府 八尾市）	141
4.	ポルトガル語版 入園面接調査票（岐阜県 美濃加茂市）	146
第6章	本事業のまとめ・今後に向けて	152
1.	本調査研究を通じて得られた知見	152
2.	今後に向けて	154
参考資料	アンケート調査票	155

第1章 本事業の概要

1. 事業目的

近年、日本に在留する外国人の増加に伴い、外国籍の乳幼児数が増加している。加えて、日本国籍であっても両親のどちらかが外国籍であるなど、外国と様々なつながりを持つ子どもも増加傾向にある。

こうした状況に伴い、保育所等においても外国にルーツを持つ子どもの受入れが増加していると考えられる。先行研究より、外国にルーツを持つ子どもや保護者が保育所等を利用する際には、言語が通じないことによるコミュニケーションの問題や文化の違いに起因するトラブル、子どもの言語発達の課題など様々な困難に直面する可能性があることが明らかとなっている。こうした困難を取り除くため、保育所等や自治体において配慮や工夫をしていく必要がある。

よって、本事業においては、上記のような自治体や保育所等の独自の取組について、アンケート調査やヒアリング調査等を通じて把握し、外国にルーツを持つ子どもの受入れの際の留意点や保護者への配慮等の好事例をまとめ、今後自治体や保育所等が受入れ体制を整える上で参考となる事例集を作成することを目的とした。

なお、本事業の対象としては、外国籍の子どもだけでなく、日本国籍であっても両親のどちらかが外国籍であるなど、外国と様々なつながりを持つ子どもや、日本国籍であっても帰国直後で日本語を習得していない子どもなど、幅広く外国にルーツを持つ子どもとその保護者を想定している。

2. 調査方法

(1) 市区町村に対するアンケート調査

① 調査目的

保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入れに関する取組について、今後各市区町村や保育所等が受入れ体制を構築する上で参考にし得る好事例を収集することを目的に、市区町村を対象にしたアンケート調査を実施した。

また、これらの調査結果を踏まえて、他自治体の参考になり得る事例を抽出・整理し、後述するヒアリング調査の対象先選定に活用した。

② 調査対象

全国の市区町村の保育主管課（1741 団体）を調査対象とした。

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収により実施した。

④ 実施時期

2019 年 11 月 18 日（月）～12 月 27 日（金）（当初〆切 12 月 10 日）

⑤ 回収状況

発送数： 1741 団体

回収数（回収率）： 1047 団体 （60.1%）

⑥ 調査内容

- ・当該地域における外国人市民及び保育所等の現状
- ・保育所における外国にルーツを持つ子どもの実態及び直面している課題等
- ・保育所等における外国にルーツを持つ子どもに係る施策の実施内容
- ・支援ニーズ等の内容 / 等

（２） 市区町村・保育所に対するヒアリング調査

① 調査目的

市区町村や保育所における外国にルーツを持つ子どもの受入れや保護者への配慮について、特徴的な取組や先進的な取組を行っている事例の詳細を把握し、今後、他の市区町村や他の保育所等が体制を構築する上での参考になり、具体的なアクションにつなげられるような情報を収集することを目的に、市区町村および保育所等を対象にしたヒアリング調査を実施した。

② 調査対象

15 市区町村、 7 保育所（対象の詳細および選定方法は 41～42 ページのとおり）

③ 調査方法

訪問または電話によるヒアリング

④ 実施時期

2019 年 9 月 12 日～2020 年 2 月 26 日

⑤ 調査内容

＜市区町村向けヒアリング調査＞

- ①保育所における外国にルーツを持つ子どもの実態及び直面している課題の詳細
- ②保育所における外国にルーツを持つ子どもの受入れや保護者への配慮に係る施策の詳細
- 相談窓口の設置、支援員の配置・派遣、支援ツールの整備、研修実施 等
- ③自治体で把握している支援ニーズの詳細

＜保育所等向けヒアリング調査＞

- ①保育所の概要（外国にルーツを持つ子どもの人数、主な言語、推移 等）
- ②外国にルーツを持つ子ども及び保護者の対応で困っていること
- ③外国にルーツを持つ子ども及び保護者の対応事例・取組
- ④外国にルーツを持つ子ども及び保護者の支援に関わる連携先

3. 成果物の作成

① 事例集の作成

上述の調査結果をふまえ、外国にルーツを持つ子どもの受入れ時の留意点や保護者への配慮の好事例等をまとめた事例集を作成した。事例集の読者としては施策立案を担当する自治体職員と現場で受入れを行う保育所等職員の双方を想定し、いずれの立場でも参考となるような内容にて構成した。

② 報告書の作成

検討会による検討結果、各種調査結果、事例集、各種ツールをとりまとめ、報告書を作成した。

4. 検討委員会の設置、実施

(1) 実施体制

① 検討委員会

(敬省略、五十音順)

氏 名	現 職
甘粕 亜矢	横浜市 こども青少年局子育て支援部保育・教育人材課 課長
◎倉石 哲也	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授
小林 利恵子	四日市市 保育幼稚園課 指導係
ト田 真一郎	常磐会短期大学 幼児教育科 教授
高橋 美由紀	新宿区 子ども家庭部 保育指導課 課長
久富 陽子	大妻女子大学 家政学部 児童学科 教授
山口 孝子	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事 操南保育園 園長

◎：座長

② オブザーバー

氏 名	現 職
牛津 拓也	厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (併)子育て支援課 (併)少子化総合対策室 係長
鎮目 健太	厚生労働省 子ども家庭局 保育課 保育指導専門官
高辻 千恵	厚生労働省 子ども家庭局 保育課 保育指導専門官
阪口 友章	厚生労働省 子ども家庭局 保育課 企画調整係主査

③ 研究員体制

氏 名	現 職
鈴木 陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生社会部 主任研究員
村井 佐知子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生社会部 主任研究員
野田 鈴子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生社会部 研究員
加藤 真	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 経済政策部 研究員
渡邊 倫	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 公共経営・地域政策部 研究員
南田 あゆみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 研究開発部(名古屋) 主任研究員
伊藤 瑞萌	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 研究開発部(名古屋) 研究員

(2) 検討委員会スケジュール

回	日程	主な検討事項
第1回	2019年 10月17日	・調査実施計画案の検討 ・ヒアリング結果の報告 ・アンケート項目案の検討 ・事例集構成案の検討
第2回	2019年 12月24日	・アンケート調査結果報告 ・ヒアリング結果の報告 ・事例集構成案の検討
第3回	2020年 2月6日	・事例集原案の検討

5. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書および事例集は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングのホームページにて公開する。

第2章 市区町村アンケート調査結果

第1節 調査概要

1. 調査目的

保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入れに関する取組について、今後各自治体や保育所等が受入れ体制を構築する上で参考にし得る好事例を収集することを目的に、市区町村を対象にしたアンケート調査を実施する。

また、これらの調査結果を踏まえて、他自治体の参考になり得る事例を抽出・整理し、インタビュー調査の対象先選定に活用する。

2. 調査対象

全国の市区町村の保育主管課（1741 団体）を調査対象とした。

3. 配布回収方法

郵送配布・郵送回収により実施した。

4. 調査実施時期

2019 年 11 月 18 日（月）～12 月 27 日（金）（当初予定 12 月 10 日）

5. 回収状況

発送数： 1741 団体

回収数（回収率）： 1047 団体（60.1%）

6. 調査内容

■当該地域における外国人市民及び保育所等の現状 ■保育所における外国にルーツを持つ子どもの実態及び直面している課題等 ・ 市区町村として把握している現状・課題 ・ 市区町村として把握している保育所等のニーズ ■保育所等における外国にルーツを持つ子どもに係る施策の実施内容 ・ 市区町村による取組 ・ 保育所等による取組 ■支援ニーズ等の内容 ・ 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応、支援ニーズ等について、現在市区町村として抱えている課題 ・ 今後、外国籍等の子ども・保護者に対して必要となる支援や情報（保育所等において、どのような事例やマニュアル等であれば参考となるか）
--

第2節 アンケート集計結果

1. 保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入れ実態について

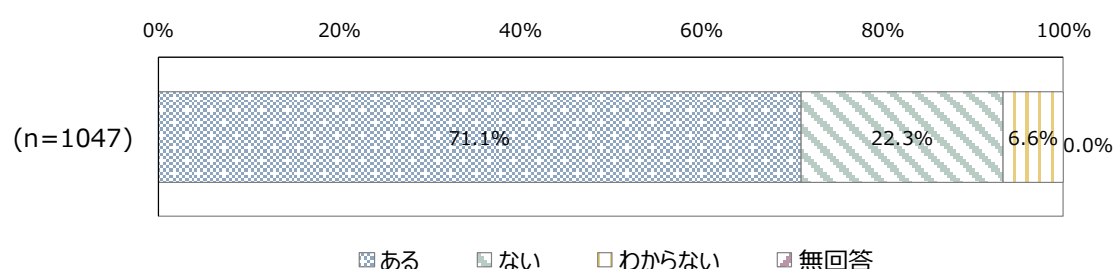
(1) 保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入れ実態について

① 外国にルーツを持つ子どもが入園している保育所等の有無

外国にルーツを持つ子どもが入園している保育所等の有無をみると、回答のあった自治体のうち約7割が外国にルーツを持つ子どもが入園している保育所等があると回答していた。

本調査では、当該設問について「ある」と回答した744自治体を対象に、受入れ実態及び実施している支援・サポートの内容、今後に向けた意向について調査を実施した。

図表1 外国にルーツを持つ子どもが入園している保育所等の有無



② 「外国にルーツを持つ子どもが入園している保育所等がある」と回答した自治体概要

外国にルーツを持つ子どもが入園している保育所等があると回答した自治体について、「外国人人口比率」及び「外国人増減率」の2つの観点から、下記図表2の通り分類を行った。

図表2 「外国人人口比率」×「外国人増減率」による分類¹

■外国人人口比率 高 × 増減率 高：

✓ 外国人比率が全国平均よりも高い かつ 過去5年間の外国人人口の増減率が全国平均よりも高い 自治体

■外国人人口比率 高 × 増減率 低：

✓ 外国人比率が全国平均よりも高く かつ 過去5年間の外国人人口の増減率が全国平均以下の 自治体

■外国人人口比率 低 × 増減率 高：

✓ 外国人比率が全国平均以下で かつ 過去5年間の外国人人口の増減率が全国平均よりも高い 自治体

■外国人人口比率 低 × 増減率 低：

✓ 外国人比率が全国平均以下で かつ 過去5年間の外国人人口の増減率も全国平均以下の 自治体

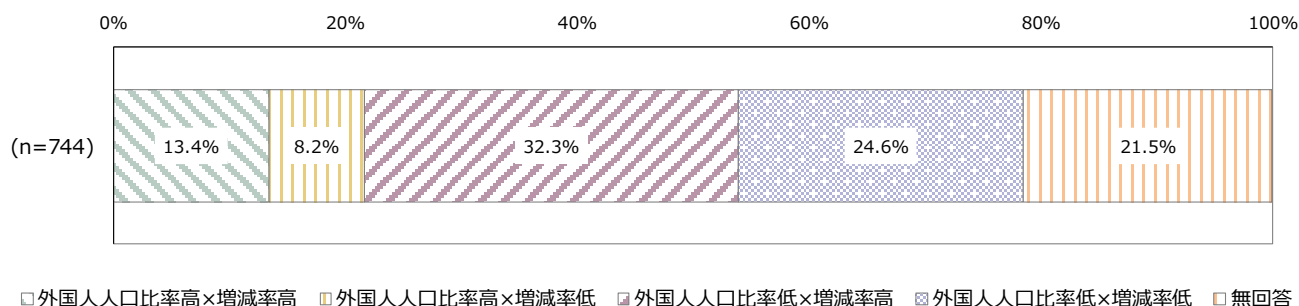
¹ 全国の外国人比率（2019年）：2.09% 過去5年間（2015→2019）の全国の増減率：29.3%

※外国人人口比率（2019年）及び増減率（2015年→2019年）の全国平均は各年の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より算出

左記の分類に従うと、「外国人人口比率高×増減率高」が 13.4%、「外国人人口比率高×増減率低」が 8.2%であり、これまで外国人が多く住んできた自治体（取組が進んでいる又は課題が顕在化していると想定される自治体）が合わせて 2 割程度に上る。一方で、これまで外国人比率は低かったが今後増加が想定される「外国人人口比率低×増減率高」が 32.3%であり、最も多くなっている。

以降の設問は下記の自治体属性ごとにクロス集計を行っている。

**図表 3 外国にルーツを持つ子どもが入園している
保育所がある自治体の属性（外国人人口比率×増減率）**



（２） 保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入れにあたって直面している課題について

① 入園申し込みまでの課題

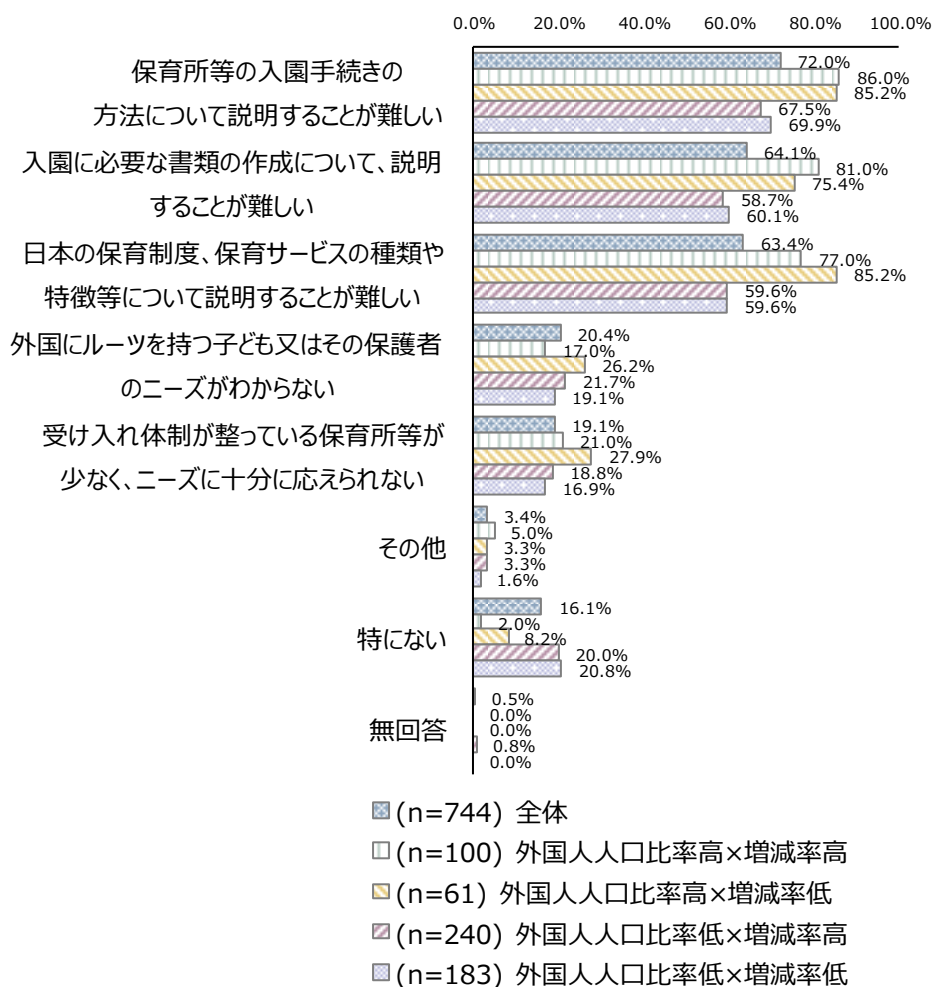
①自治体

自治体における入園申し込みまでの課題をみると、「保育所等の入園手続きの方法について説明することが難しい」が 72.0%で最も回答割合が高く、次いで「入園に必要な書類の作成について、説明することが難しい」が 64.1%、「日本の保育制度、保育サービスの種類や特徴等について説明することが難しい」が 63.4%となっている。

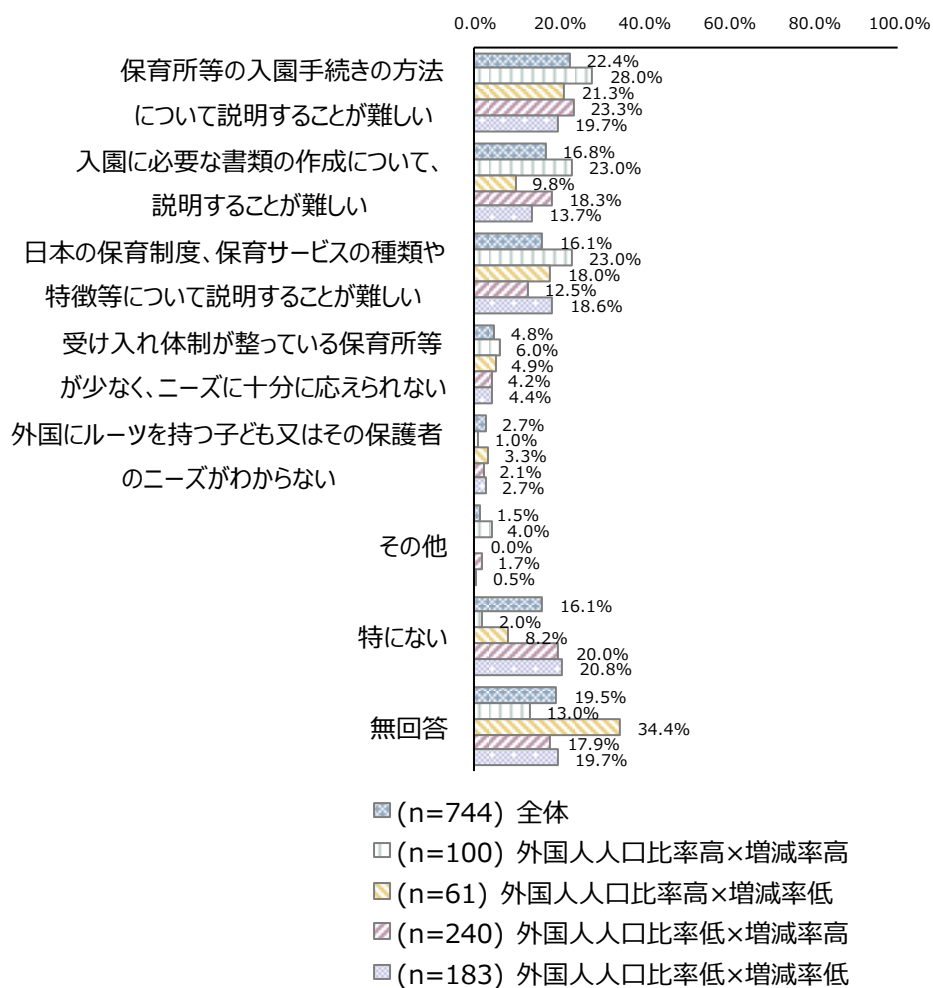
自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「保育所等の入園手続きの方法について説明することが難しい」「入園に必要な書類の作成について、説明することが難しい」「日本の保育制度、保育サービスの種類や特徴等について説明することが難しい」の割合が高くなっている。

また、課題のうち特にあてはまるものを１つ選んだ場合についても、同様の傾向がみられる。

図表 4 自治体：入園申し込みまでの課題（あてはまるものすべて）



図表 5 自治体：入園申込みまでの課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）²

入園申込みまでの課題

- 日本語で保育制度を説明するが、十分に伝わっているかが分からない。その場では「分かった」と回答があるが、どこまで理解されているか不安になることがある。
- 来日後すぐの場合に、日本語の就労証明書の提出が難しいため、保育要件を満たしているか確認することが難しい。／等

² 自由回答については、基本的には原文のまま記載するが、一部誤字や表現などを修正している場合がある。以下同様。

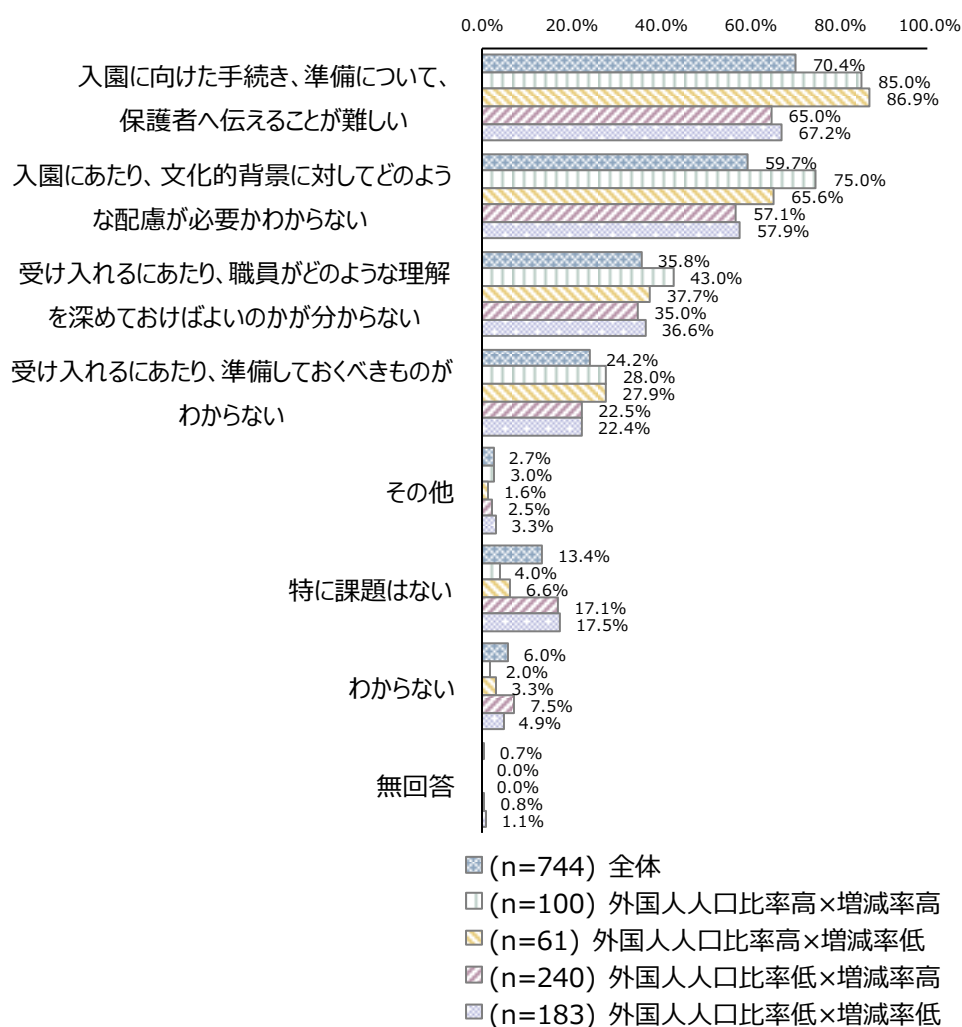
②保育所

保育所等における入園申し込みまでの課題をみると、「入園に向けた手続き、準備について、保護者へ伝えることが難しい」が70.4%で最も回答割合が高く、次いで「入園にあたり、文化的背景に対してどのような配慮が必要かわからない」が59.7%、「受け入れるにあたり、職員がどのような理解を深めておけばよいのか分からない」が35.8%となっている。

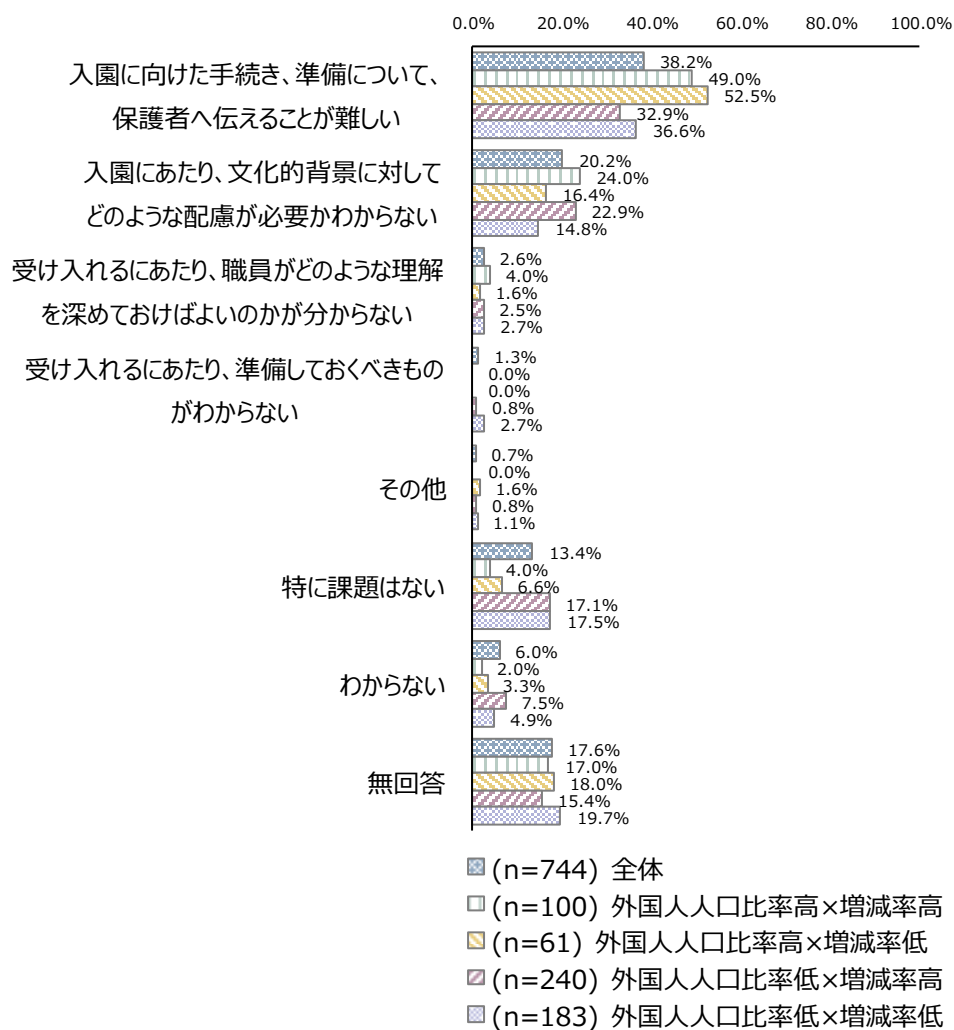
自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」で「入園に向けた手続き、準備について、保護者へ伝えることが難しい」、「外国人人口比率高×増減率高」で「入園にあたり、文化的背景に対してどのような配慮が必要かわからない」の割合が高くなっている。

また、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合についても、同様の傾向がみられる。

図表 6 保育所：入園申し込みまでの課題（あてはまるものすべて）



図表 7 保育所：入園申し込みまでの課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）

入園申し込みまでの課題

- 入園までの手続きについて説明をするが、どこまで理解されているかわからない。通訳がいたとしても、詳細な説明になると正しく通訳してもらっているか不安になる。
 - 発達の支援が必要な子どもの場合、その支援の必要性や制度について保護者に理解してもらうことが難しい。
- ／等

② 入園の際の課題

①自治体

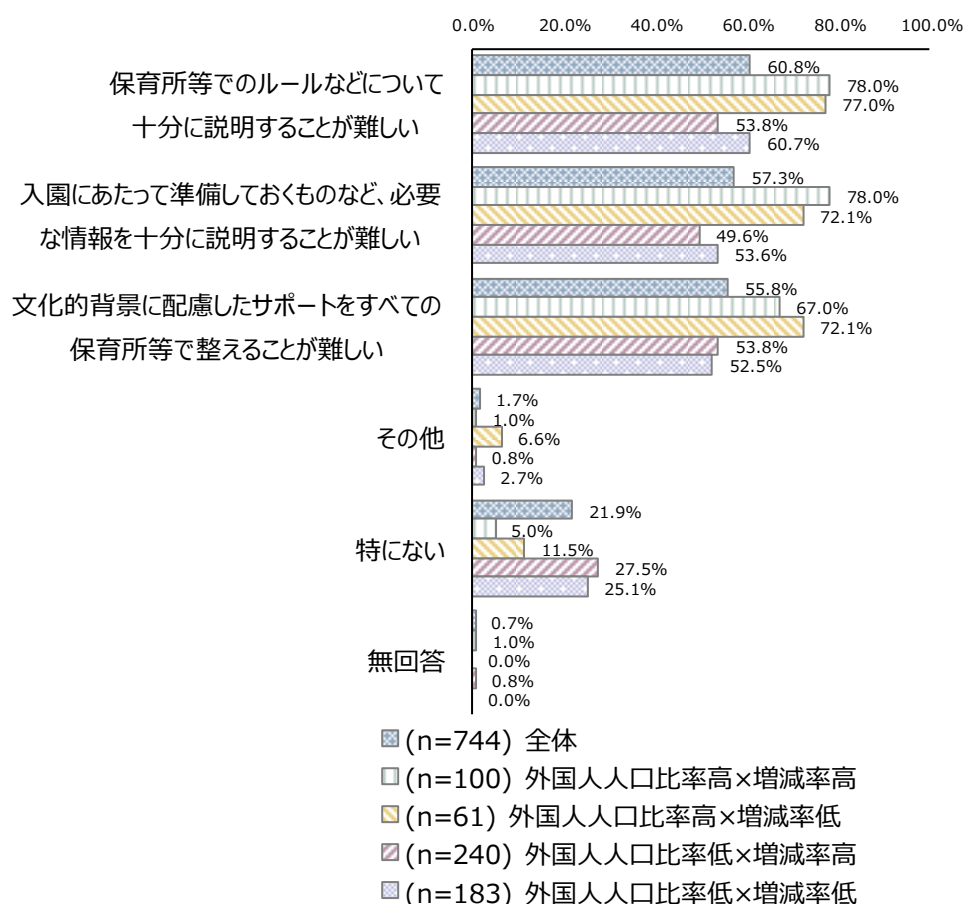
自治体における入園の際の課題をみると、「保育所等でのルールなどについて十分に説明することが難しい」が 60.8%で最も回答割合が高く、次いで「入園にあたって準備しておくものなど、必要な情報を十分に説明することが難しい」が 57.3%、「文化的背景に配慮したサポートをすべての保育所等で整えることが難しい」が 55.8%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「保育所等でのルールなどについて十分に説明することが難しい」や「入園にあたって準備しておくものなど、必要な情報を十分に説明することが難しい」、「文化的背景に配慮したサポートをすべての保育所等で整えることが難しい」の割合が高くなっている。

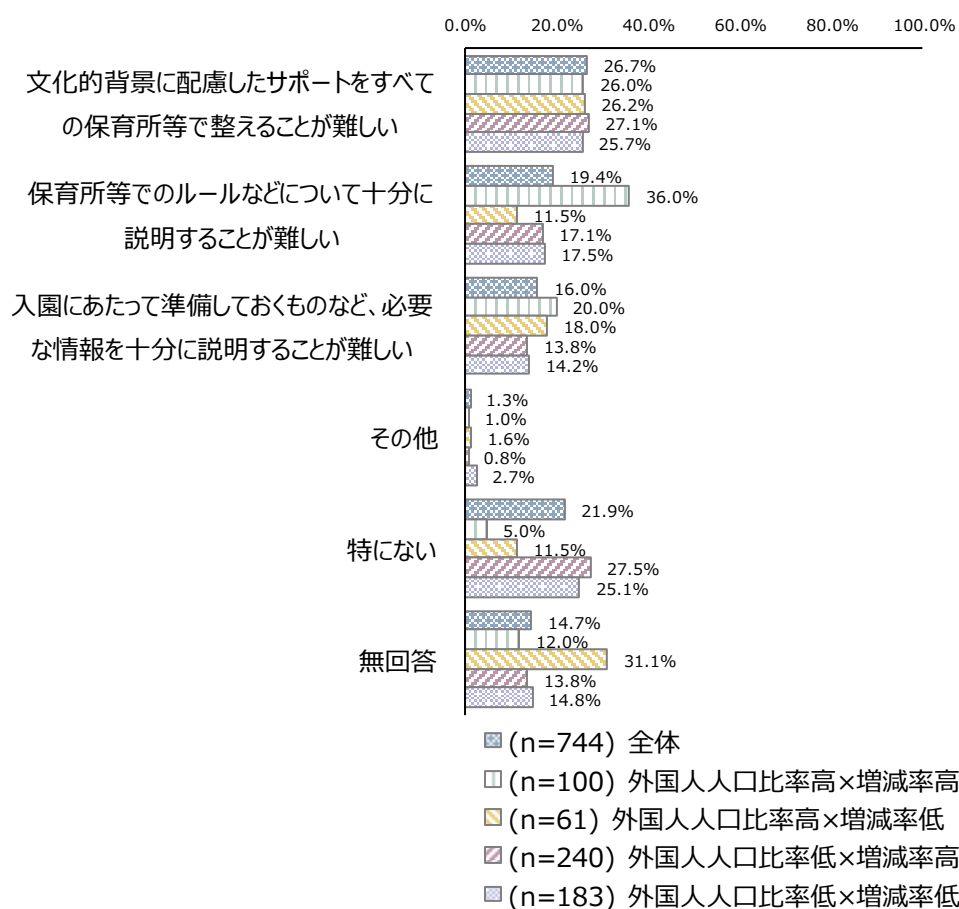
一方、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合をみると、「文化的背景に配慮したサポートをすべての保育所等で整えることが難しい」が 26.7%で最も回答割合が高く、次いで「保育所等でのルールなどについて十分に説明することが難しい」が 19.4%、「入園にあたって準備しておくものなど、必要な情報を十分に説明することが難しい」が 16.0%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」は、「保育所等でのルールなどについて十分に説明することが難しい」の割合が高くなっている。

図表 8 自治体：入園の際の課題（あてはまるものすべて）



図表 9 自治体：入園の際の課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）

入園の際の課題

- 子どもの発達やアレルギーに関する聞き取りを行う際に、言語面で課題がある。
- 保育制度について目まぐるしく変わるなかで、多言語化した説明資料がすぐに使えなくなり、その都度作り直しが必要になる。
- 入園にあたって「なぜ」その手続きが必要なのか、「なぜ」そのような制度になっているのか、その根拠を十分に伝えないと理解してもらえない。／等

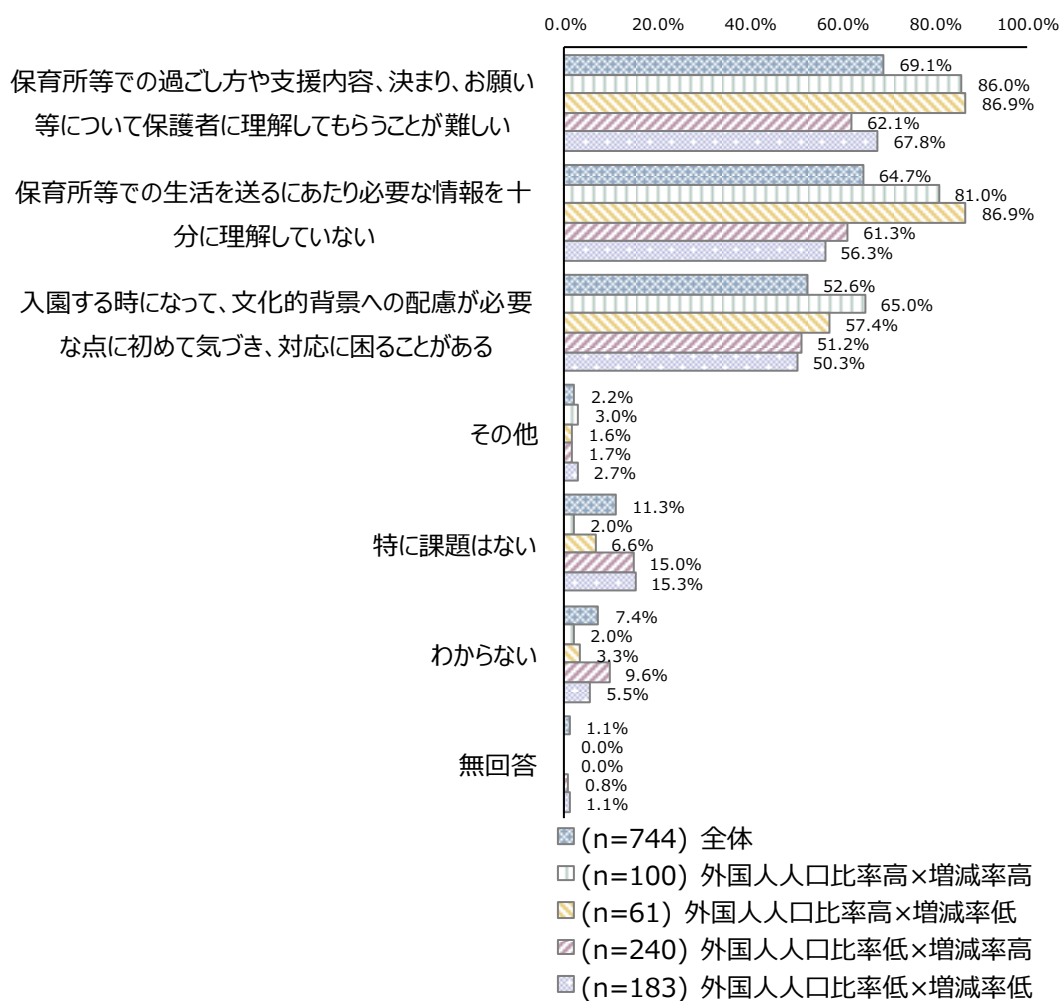
②保育所

保育所等における入園の際の課題をみると、「保育所等での過ごし方や支援内容、決まり、お願い等について保護者に理解してもらうことが難しい」が 69.1%で最も回答割合が高く、次いで「保育所等での生活を送るにあたり必要な情報を十分に理解していない」が 64.7%、「入園する時になって、文化的背景への配慮が必要な点に初めて気づき、対応に困ることがある」が 52.6%となっている。

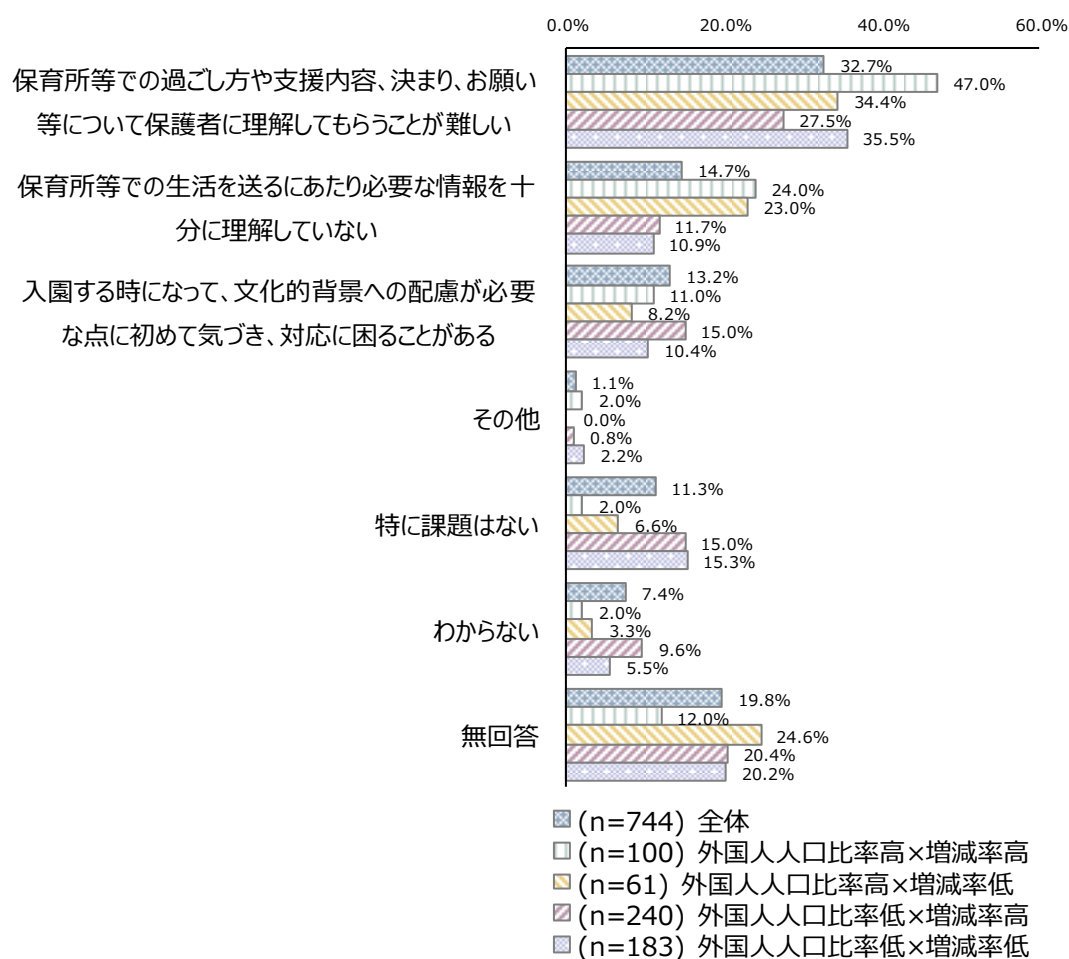
自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「保育所等での過ごし方や支援内容、決まり、お願い等について保護者に理解してもらうことが難しい」や「保育所等での生活を送るにあたり必要な情報を十分に理解していない」の割合が高くなっている。

また、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合についても、同様の傾向がみられる。特に、「外国人人口比率高×増減率高」で「保育所等での過ごし方や支援内容、決まり、お願い等について保護者に理解してもらうことが難しい」と回答する割合が全体と比較して高い。

図表 10 保育所：入園の際の課題（あてはまるものすべて）



図表 11 保育所：入園の際の課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）

入園の際の課題

- 入園のしおりを見せながら説明するが、理解が不十分でも「分かった」と返事が返ってくるなど、コミュニケーションが十分に取れないことがある。
- アレルギー対応や宗教面での対応について、どのようなニーズが子どもと保護者にあるのか正確に把握することが難しい。
- 通訳を介していても「はしか」「予防接種」などの伝えづらい単語があり、その説明に苦慮する。 /等

③ 在園時の課題

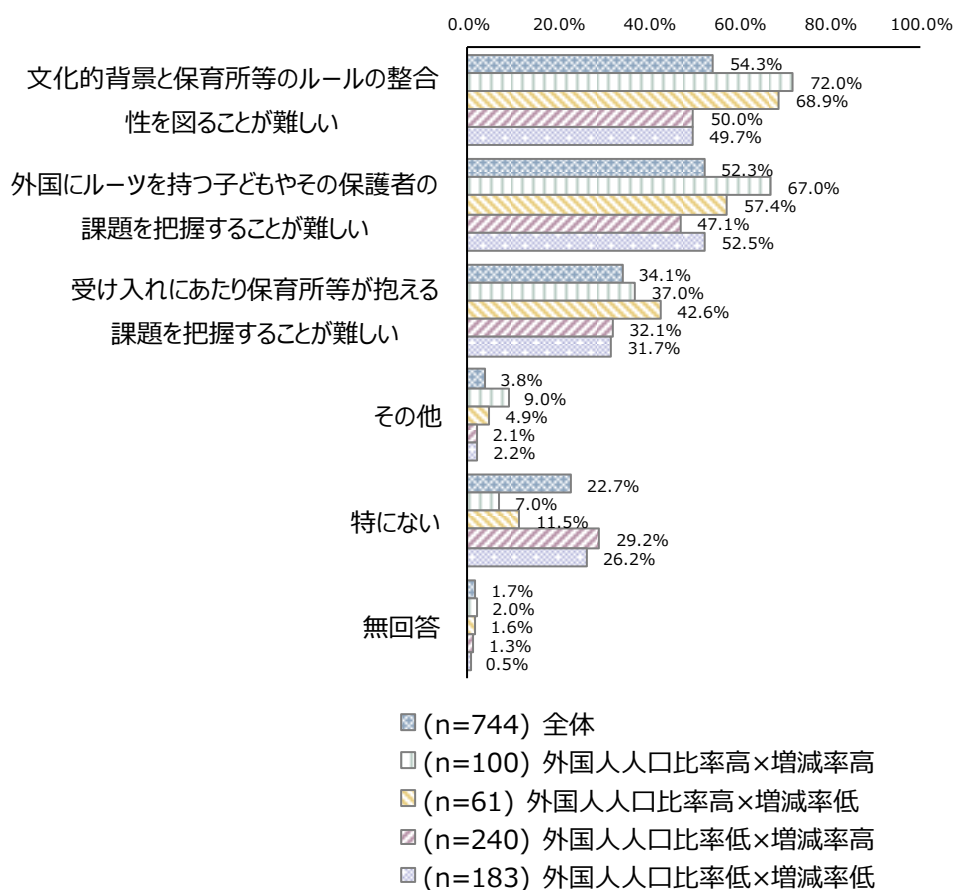
①自治体

自治体における在園時の課題をみると、「文化的背景と保育所等のルールの整合性を図ることが難しい」が54.3%で最も回答割合が高く、次いで「外国にルーツを持つ子どもやその保護者の課題を把握することが難しい」が52.3%、「受け入れにあたり保育所等が抱える課題を把握することが難しい」が34.1%となっている。

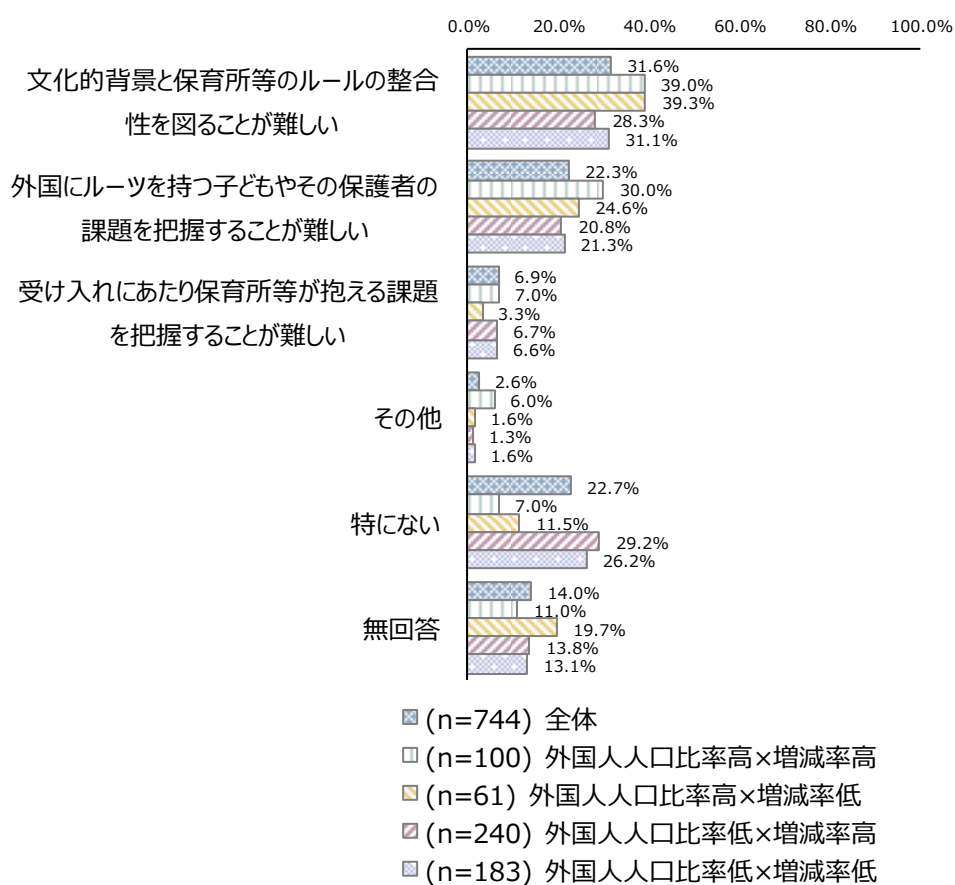
自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」で「文化的背景と保育所等のルールの整合性を図ることが難しい」、「外国人人口比率高×増減率高」で「外国にルーツを持つ子どもやその保護者の課題を把握することが難しい」の割合が高くなっている。

また、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合についても、同様の傾向がみられる。

図表 12 自治体：在園時の課題（あてはまるものすべて）



図表 13 自治体：在園時の課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）

在園時の課題

- 日常の連絡事項について意思疎通が難しい。
- 緊急のトラブルが発生した際に、保護者と連絡を取ることが難しい。連絡が取れたとしても、言語面で障壁があり、トラブルの内容を適切に伝えることができない。
- 食事における文化的背景に起因する個別配慮について、どのような配慮が必要なのか保護者と十分にコミュニケーションが取れない。 / 等

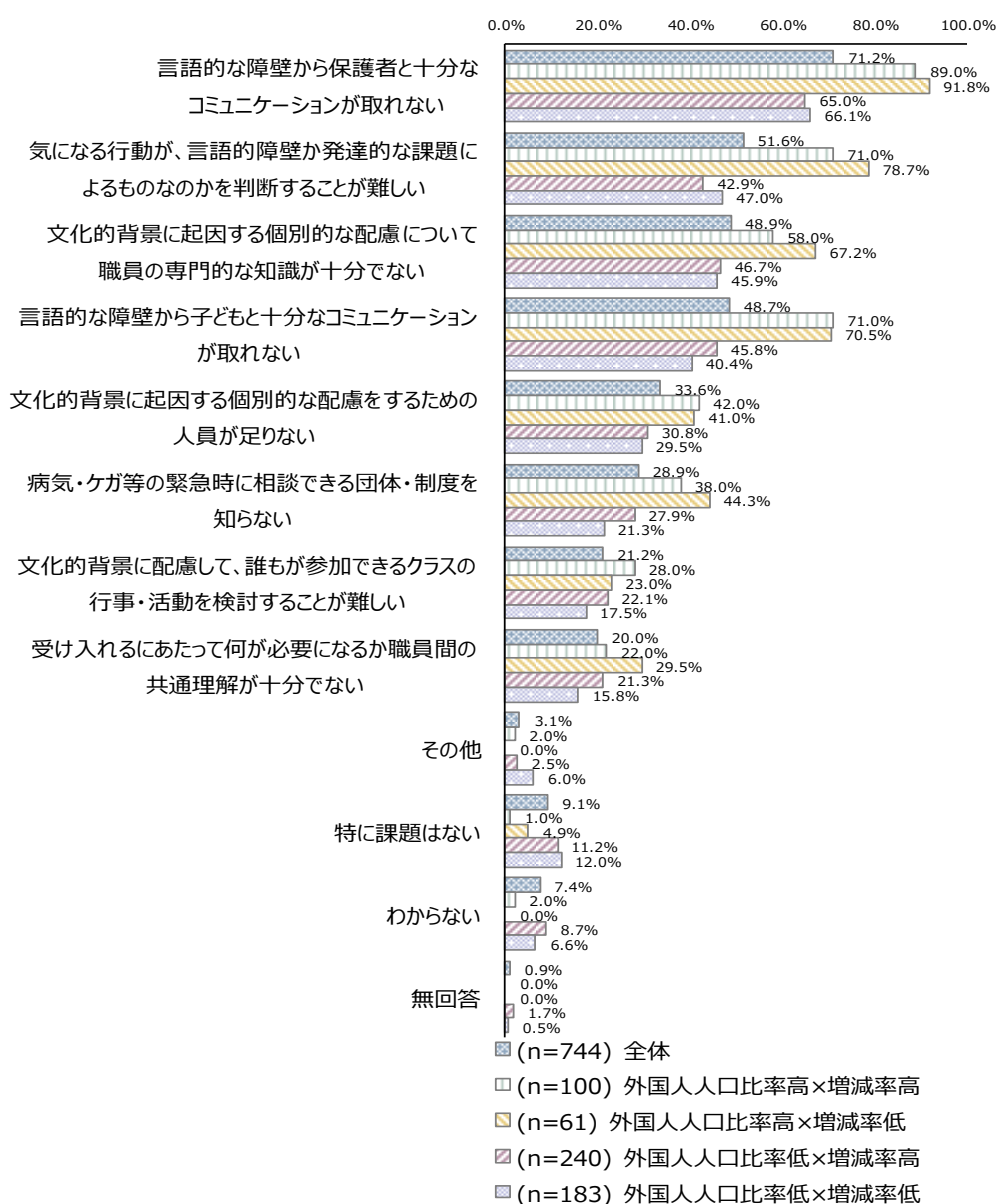
②保育所

保育所等における在園時の課題をみると、「言語的な障壁から保護者と十分なコミュニケーションが取れない」が 71.2%で最も回答割合が高く、次いで「気になる行動が、言語的障壁が発達的な課題によるものなのかを判断することが難しい」が 51.6%、「文化的背景に起因する個別的な配慮について職員の専門的な知識が十分でない」が 48.9%となっている。

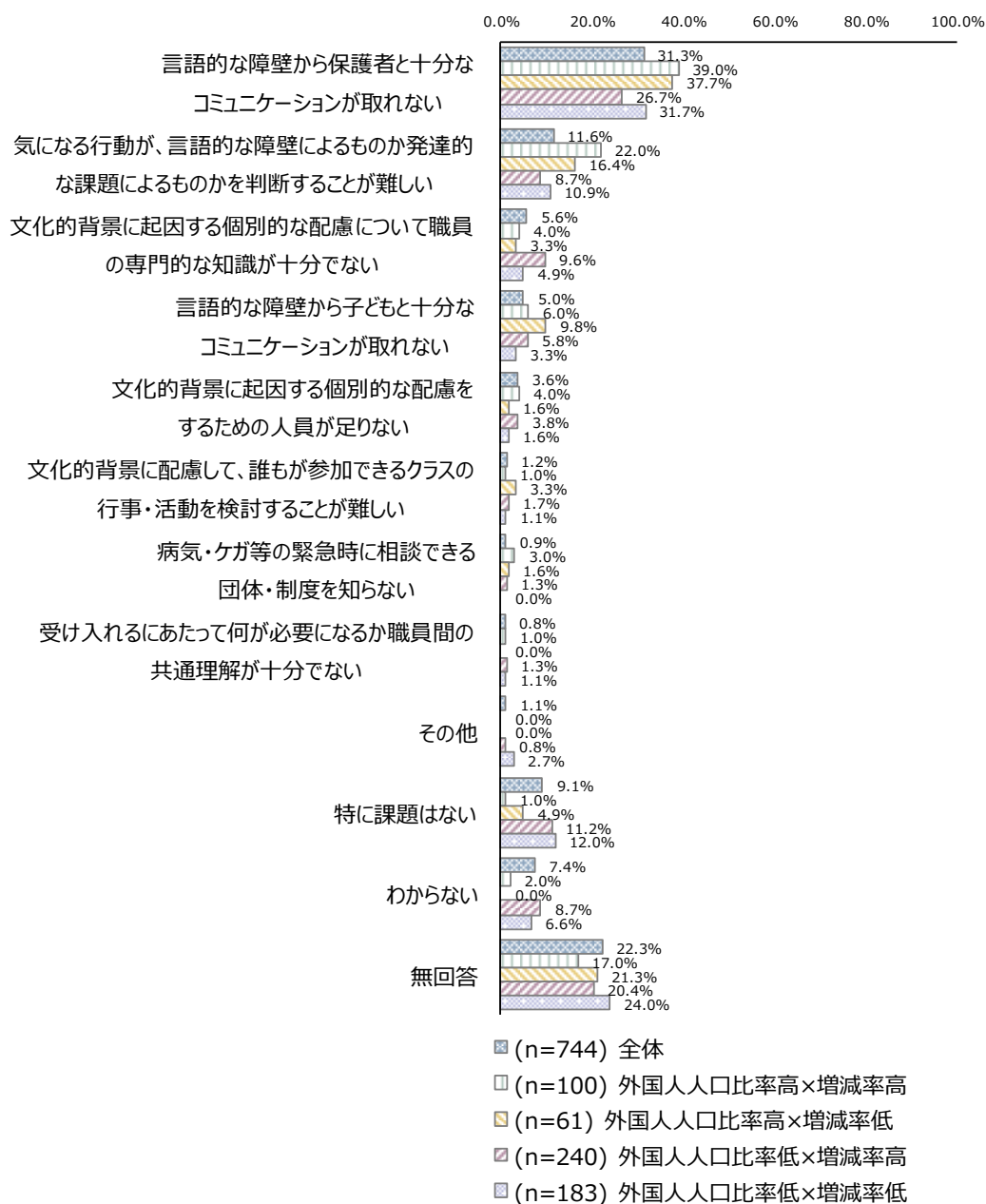
自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「言語的な障壁から保護者と十分なコミュニケーションが取れない」や「気になる行動が、言語的障壁が発達的な課題によるものなのかを判断することが難しい」、「文化的背景に起因する個別的な配慮について職員の専門的な知識が十分でない」、「言語的な障壁から子どもと十分なコミュニケーションが取れない」の割合が高くなっている。

また、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合についても、同様の傾向がみられる。

図表 14 保育所：在園時の課題（あてはまるものすべて）



図表 15 保育所：在園時の課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）

在園時の課題

- （理解の度合いや言葉の遅れなど）発達が気になる子どもがいても、それが言語的な要因か、発達的な課題によるものか判断することが難しい。また、その「気になる」点について、細かなニュアンスなどを保護者に伝えるのが難しい。
- 人手が不足している中で、資料の多言語化や個別の説明など十分に対応することができていない。
- 子どもが園で体調を崩したとしても、保護者が十分に日本語ができないと症状を正確に伝えることができない。
- 宗教上の理由による除去食について、調理法や摂食可能なものについて詳細が分からない。また、どこに相談していいかも分からない。
- 子どもも保護者も不安なこと・分からないことがあるだろうが、それを言葉にすることができずに困ったままになっている。保育所側も子どもと保護者のニーズを適切に把握することがとても難しい。 / 等

④ 卒園の際の課題

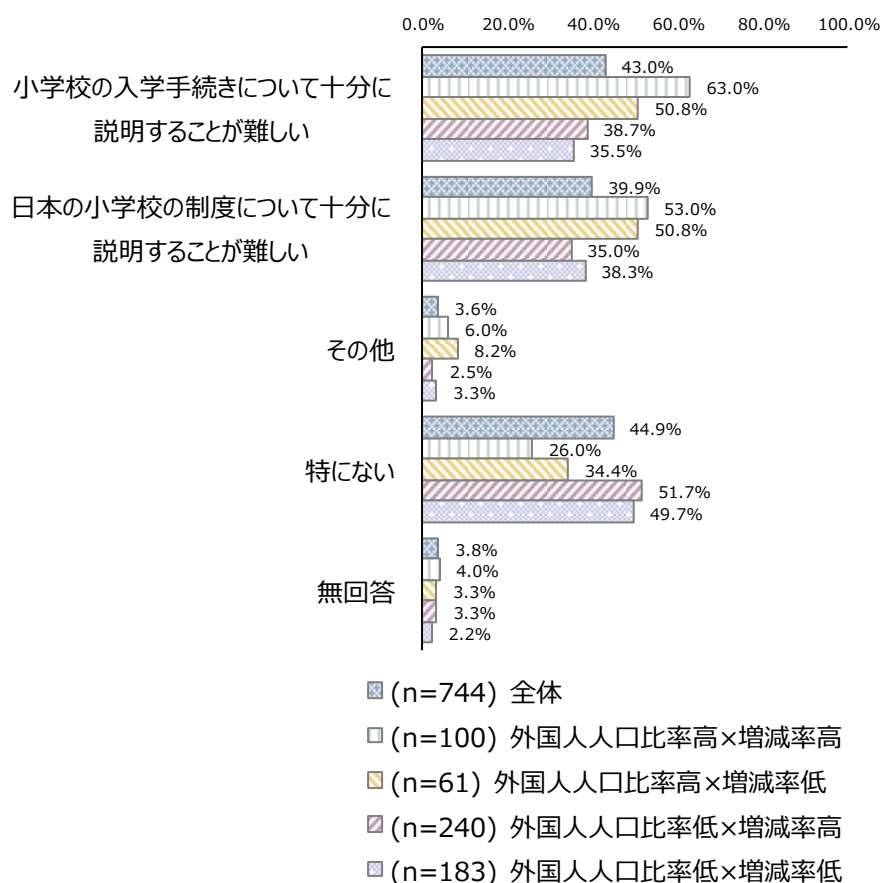
①自治体

自治体における卒園の際の課題をみると、「小学校の入学手続きについて十分に説明することが難しい」が43.0%で最も回答割合が高く、次いで「日本の小学校の制度について十分に説明することが難しい」が39.9%となっている。

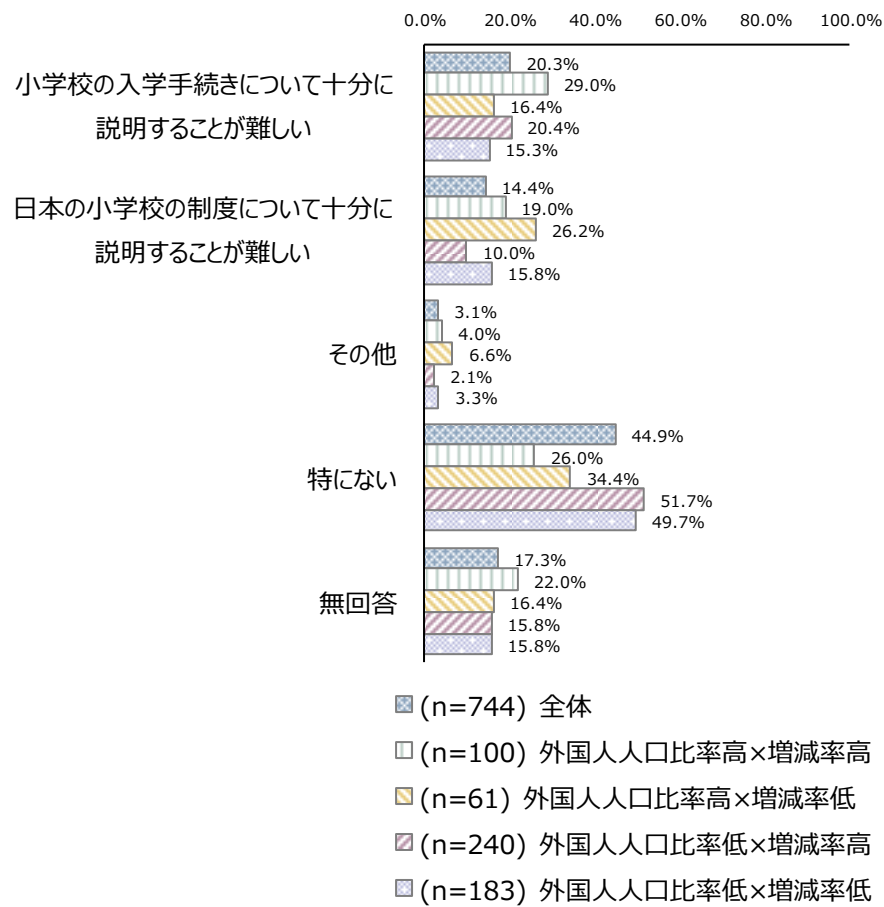
自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」は「小学校の入学手続きについて十分に説明することが難しい」や「日本の小学校の制度について十分に説明することが難しい」、「外国人人口比率高×増減率低」は「日本の小学校の制度について十分に説明することが難しい」の割合が高くなっている。

また、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合についても、同様の傾向がみられる。

図表 16 自治体：卒園の際の課題（あてはまるものすべて）



図表 17 自治体：卒園の際の課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）

卒園の際の課題

- 日本の義務教育の制度について十分に理解してもらうことが難しい。
- 放課後児童クラブの制度について十分に説明することが難しい。 / 等

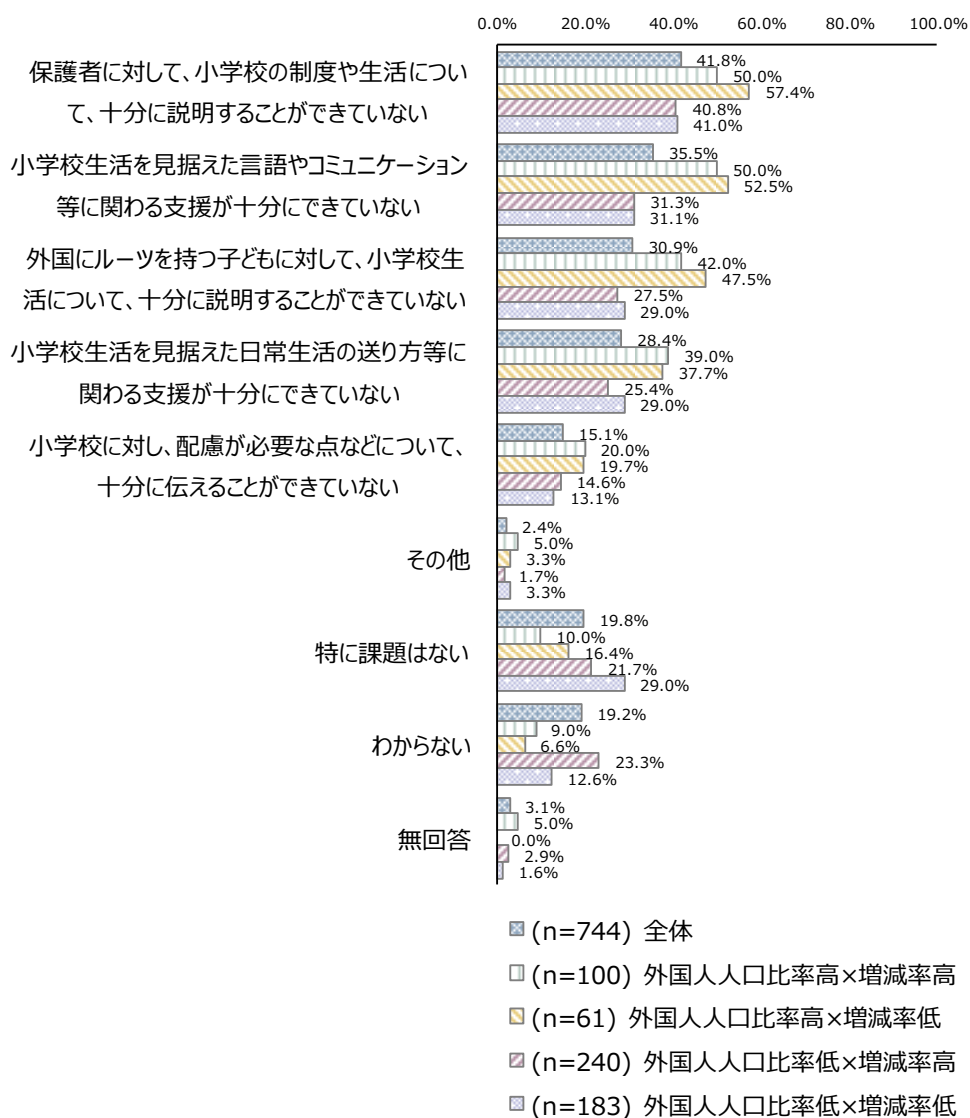
②保育所

保育所等における卒園の際の課題をみると、「保護者に対して、小学校の制度や生活について、十分に説明することができていない」が41.8%で最も回答割合が高く、次いで「小学校生活を見据えた言語やコミュニケーション等に関わる支援が十分にできていない」が35.5%、「外国にルーツを持つ子どもに対して、小学校生活について、十分に説明することができていない」が30.9%となっている。

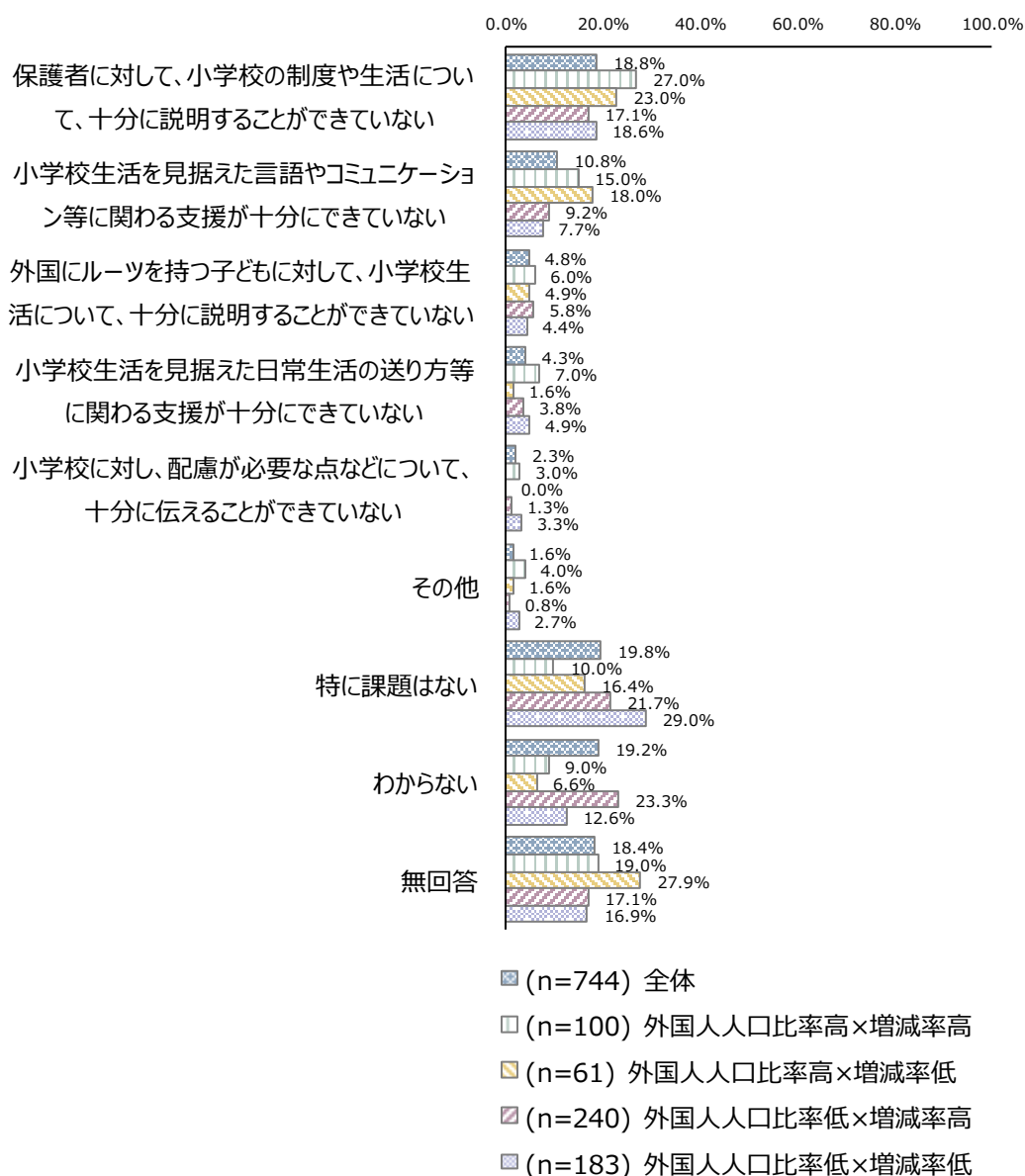
自治体種別にみると、全体と比較して「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「保護者に対して、小学校の制度や生活について、十分に説明することができていない」や「小学校生活を見据えた言語やコミュニケーション等に関わる支援が十分にできていない」、「外国にルーツを持つ子どもに対して、小学校生活について、十分に説明することができていない」、「小学校生活を見据えた日常生活の送り方等に関わる支援が十分にできていない」の割合が高くなっている。

また、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合についても、同様の傾向がみられる。

図表 18 保育所：卒園の際の課題（あてはまるものすべて）



図表 19 保育所：卒園の際の課題（うち、特にあてはまるもの1つ）



【自由回答】（主な意見抜粋）

卒園の際の課題

- 特別な配慮が必要な場合に行う、就学相談の趣旨や手続き等についての説明が難しい。
- 放課後児童クラブの制度や、入学前の健康診断などの説明をしっかりと理解されているか不安である。／等

2. 外国にルーツを持つ子どもを対象にした支援・サポートについて

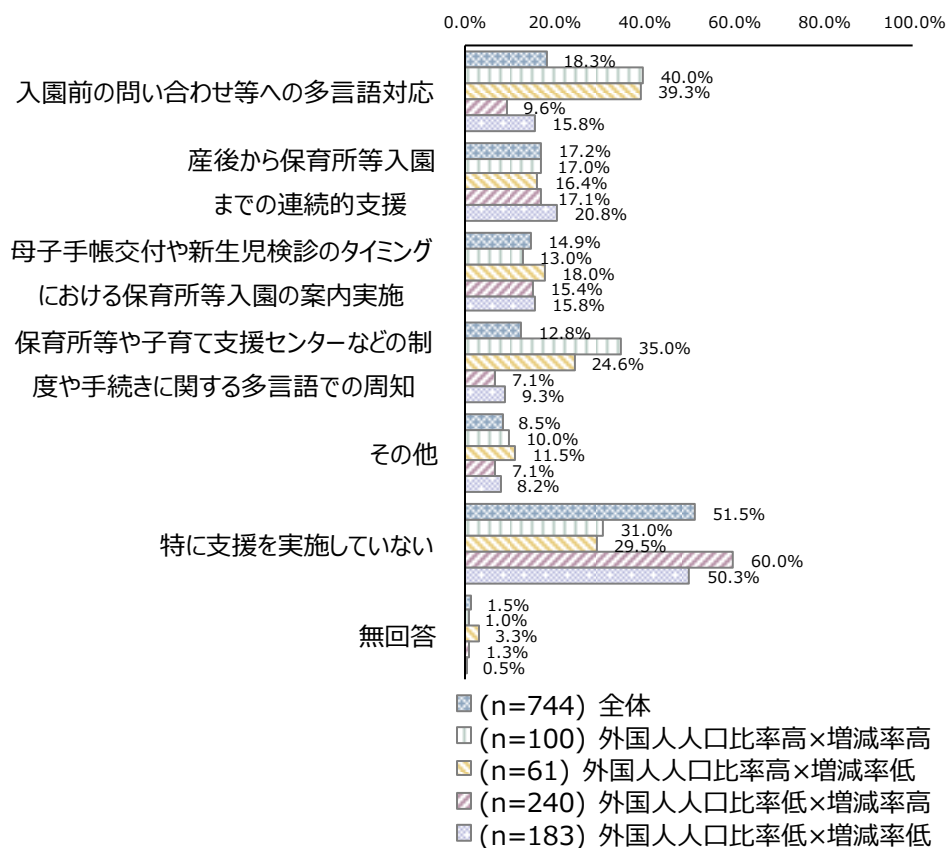
(1) 入園申し込みまでの支援について

①自治体

入園申し込みまでの自治体等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が51.5%で最も回答の割合が高くなっている。一方で、支援を実施している場合には、「入園前の問い合わせ等への多言語対応」(18.3%)、「産後から保育所等入園までの連続的支援」(17.2%)などが行われている。

自治体種別にみると、全体と比較して、「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「入園前の問い合わせ等への多言語対応」や「保育所等や子育て支援センターなどの制度や手続きに関する多言語での周知」の割合が高くなっている。

図表 20 自治体：入園申し込みまでの支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

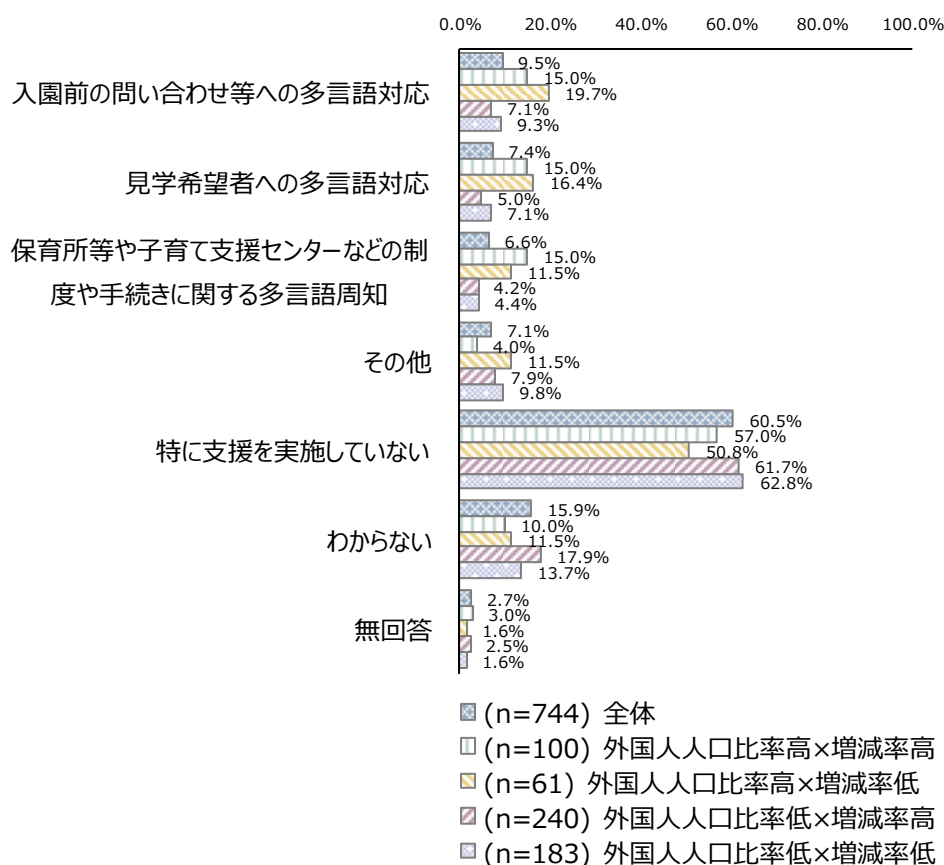
入園申し込みまでの支援（例）

- 保健師による聞き取りや課内連携による情報共有を推進している。
- 窓口における入園相談及び利用申請受付時に通訳タブレット（コールセンター）を活用している。
- 外国語版子育てハンドブックを作成し、配布している。市の子育てに関するHPを外国語で閲覧できるようになっている。
- 外国語版の申請書記入例の窓口設置や来庁時の通訳、国際交流協会の紹介などを行っている。／等

②保育所

入園申し込みまでの保育所等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が60.5%で最も回答割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「入園前の問い合わせ等への多言語対応」が9.5%、「見学希望者への多言語対応」が7.4%となっている。

図表 21 保育所：入園申し込みまでの支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

入園申し込みまでの支援（例）

- 翻訳機導入による多言語対応
- 外国にルーツを持つ子どもが多く在籍する園には通訳機器（ポケットークなど）を導入
- 通訳について、在園児の保護者に協力してもらう。
- 重要書類については多言語対応している。
- 多言語対応はしていないが、必要な支援はケースに応じて行っている。
- 保健師も同席してもらい、子どもの様子や保護者の要望の聞き取りを行う。／等

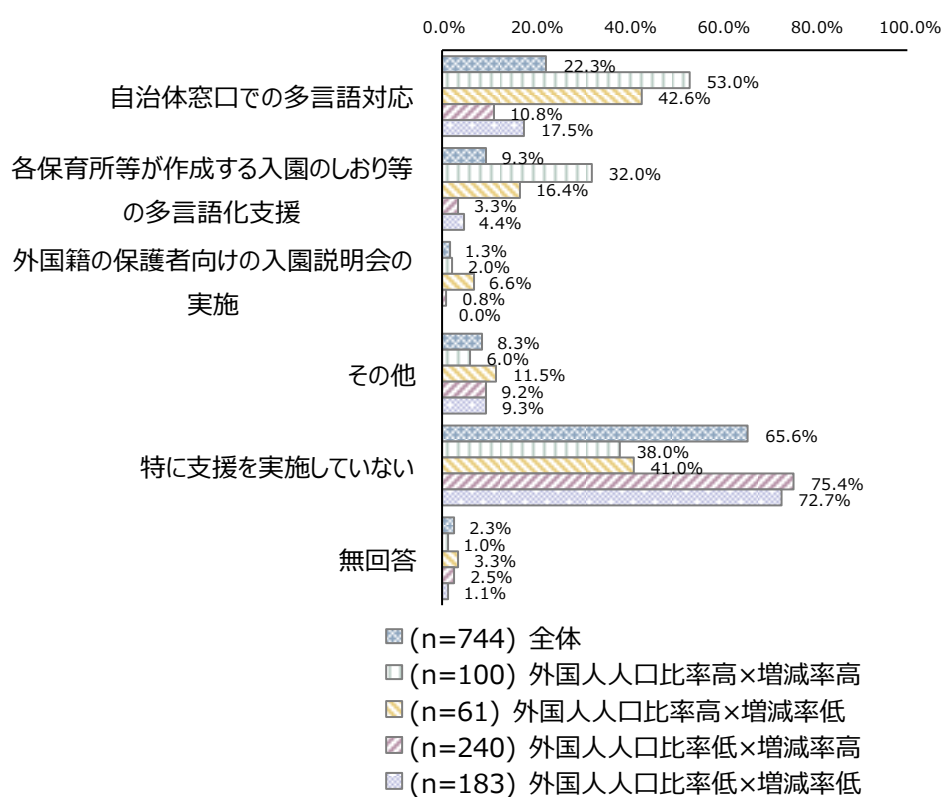
（２）入園の際の支援について

①自治体

入園の際の自治体等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が65.6%で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「自治体窓口での多言語対応」が22.3%、「各保育所等が作成する入園のしおり等の多言語化支援」が9.3%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して、「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は、「特に支援を実施していない」の割合が低くなっており、「自治体窓口の多言語対応」や「各保育所等が作成する入園のしおり等の多言語化支援」の割合が高くなっている。

図表 22 自治体：入園の際の支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

入園の際の支援（例）

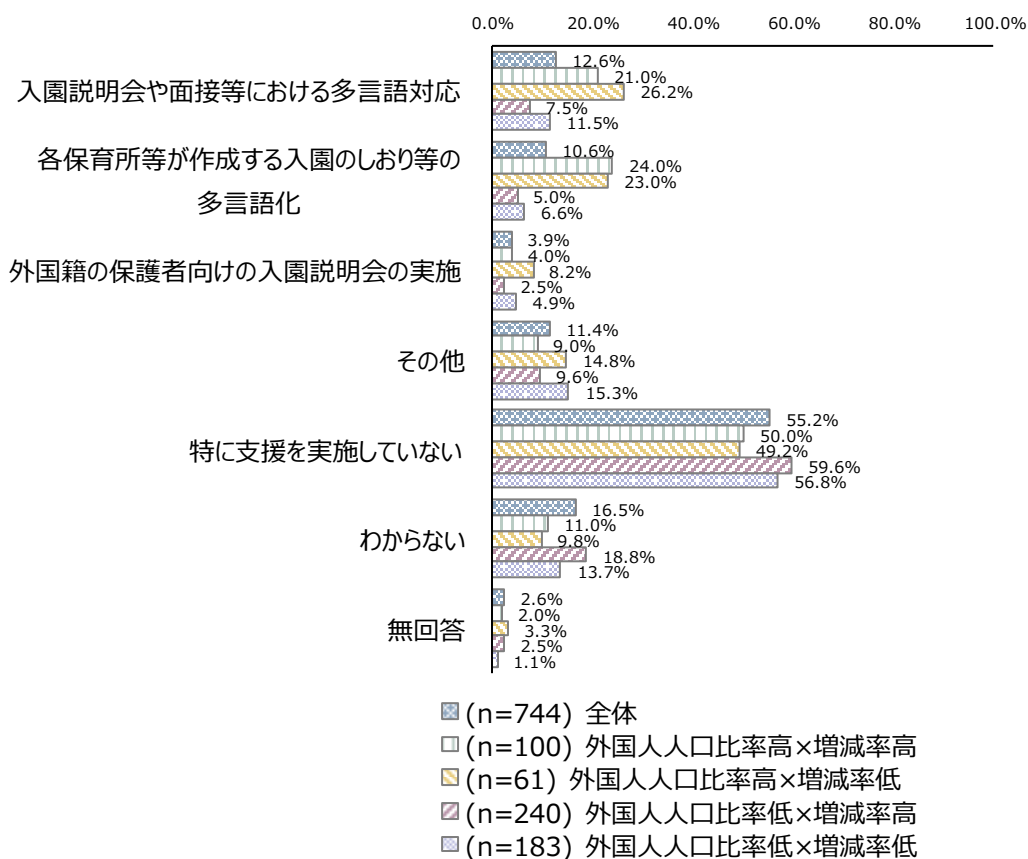
- 入園が内定した保育所で外国語対応不可の場合、区所有の「外国語通訳用タブレット端末」を保育所に貸し出している。
- タブレット端末を利用したテレビ通訳システムで通訳者とリアルタイムで会話ができる支援を行っている。
- 保育所利用申込書など、必要書類の多言語化
- 国際交流センターから通訳派遣
- 窓口での問合せにおいては、日本語でのコミュニケーションがとれない場合、通訳（多文化共生推進課）に同席してもらう、又は日本語でのコミュニケーションができる知人・親族に同席してもらう等の対応をしている。／等

②保育所

入園の際の保育所等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が55.2%で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「入園説明会や面接等における多言語対応」が12.6%、「各保育所等が作成する入園のしおり等の多言語化」が10.6%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して、「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「入園説明会や面接等における多言語対応」や「各保育所等が作成する入園のしおり等の多言語化」の割合が高くなっている。

図表 23 保育所：入園の際の支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

入園の際の支援（例）

- 4月入園者向け説明会の際に通訳派遣を実施
- 言語サポーター又は通訳できる人を交えて入園案内を実施した。
- 入園のしおり、保育所案内、重要事項説明書などの大切な部分のみ多言語化して配布している。また、翻訳機（ポケトーク、グーグル翻訳等）を使用している。
- 入園にあたって準備してもらう物は、実物を見せながら話し、イメージしやすいようにする。
- 言語で伝わらないときに、実物、絵、写真などを見せたり、ジェスチャーなどの表現で伝えたりする。またローマ字、漢字などの伝わりやすい伝達方法があれば筆記で伝える。 / 等

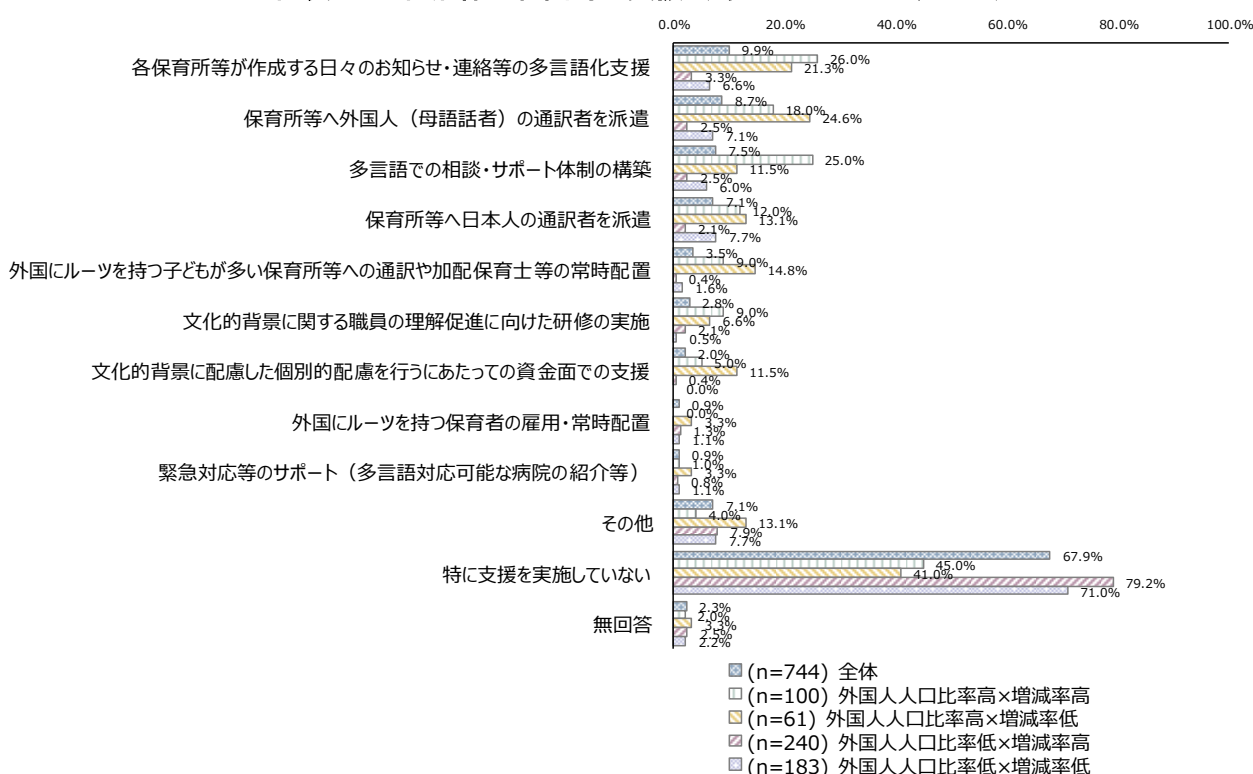
(3) 在園時の支援について

①自治体

在園時の自治体等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が67.9%で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「各保育所等が作成する日々のお知らせ・連絡等の多言語化支援」が9.9%、「保育所等へ外国人（母語話者）の通訳者を派遣」が8.7%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して、「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「特に支援を実施していない」の割合が低くなっており、「各保育所等が作成する日々のお知らせ・連絡等の多言語化支援」や「保育所等へ外国人（母語話者）の通訳者を派遣」「多言語での相談・サポート体制の構築」の割合が高くなっている。

図表 24 自治体：在園時の支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

在園時の支援（例）

- 食物アレルギー児や宗教上の理由により除去等が必要な場合の給食対応に要する経費を補助
- お便りにローマ字でルビをふるなどの対応を支援している。
- 区立園にスマートフォンを導入し、翻訳アプリで意思疎通を図る。
- 園と連携し、子育て等について相談があった際は、保育担当と保健師で支援を実施している。
- 日本語が話せない外国籍の子2名に対し1名の加配保育士を4～6月の3ヶ月間配置している。
- 職員向けに、外国にルーツを持つ子どもの対応に役立つような研修の紹介

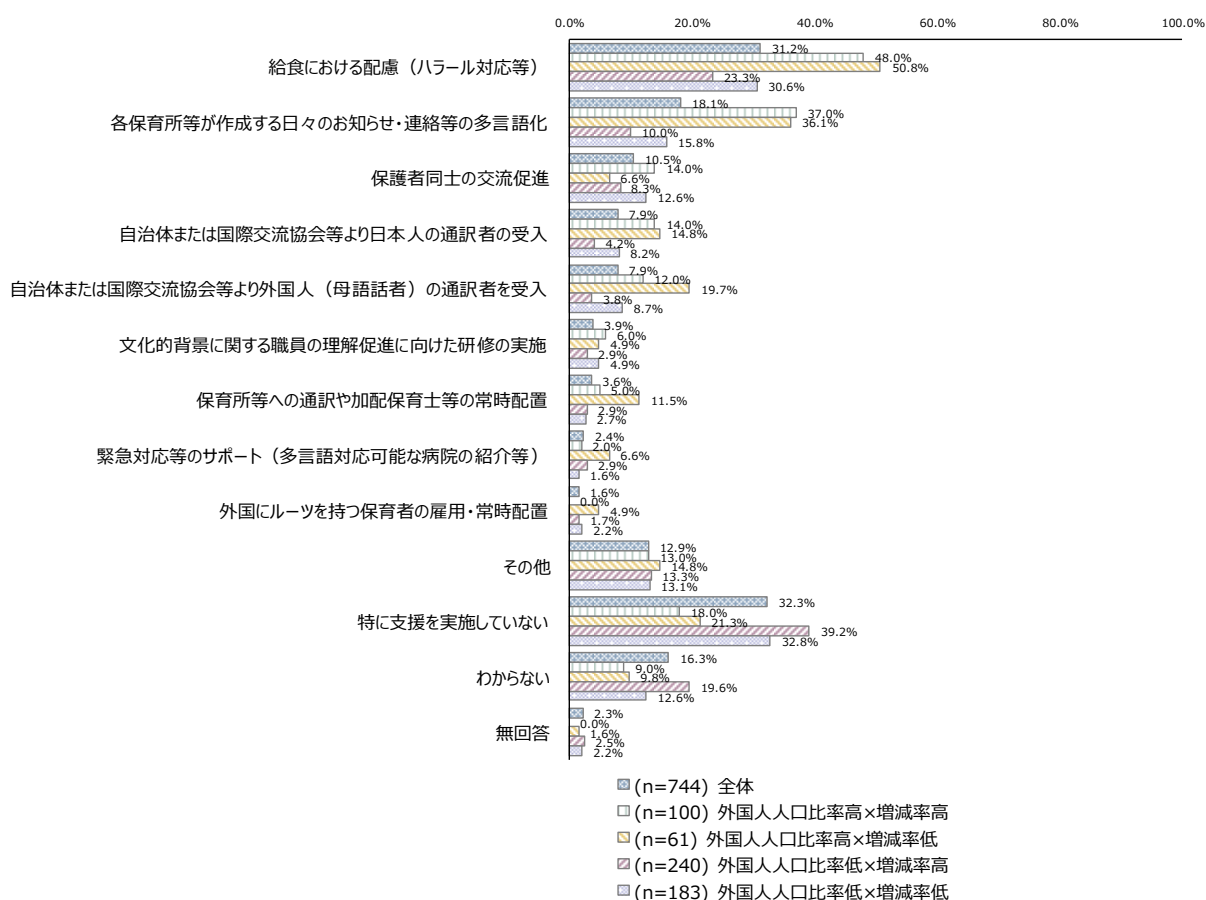
／等

②保育所

在園時の保育所等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が32.3%で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「給食における配慮（ハラル対応等）」が31.2%、「各保育所等が作成する日々のお知らせ・連絡等の多言語化」が18.1%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して、「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「特に支援を実施していない」の割合が低くなっており、「給食における配慮（ハラル対応等）」や「各保育所等が作成する日々のお知らせ・連絡等の多言語化」の割合が高くなっている。

図表 25 保育所：在園時の支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

在園時の支援（例）

- 給食において、宗教食（豚肉除去）の対応を行っている。保護者同士の交流促進の意味もあり、懇談会等を定期的に行う。
- 愛情表現として頭をなでたり、触ることなどが、宗教によってはイヤがられる行為となるため、職員で共通理解を持つ。
- ハラル食に対する研修を行い職員に周知する。
- 除去食については献立表にマーカー等でチェックをし、持参してもらうもの（Lunch、Snack）をわかりやすく伝えている。また、メニューを写真で見せたりして説明する。その他、お便りも簡単な連絡事項は英語版で別に渡す。
- 外国籍園児サポートルームを1園に設けて子ども達がより日本の園生活や文化に馴染めるよう支援している。
- 国際交流センターのボランティアに通訳・翻訳を依頼する。／等

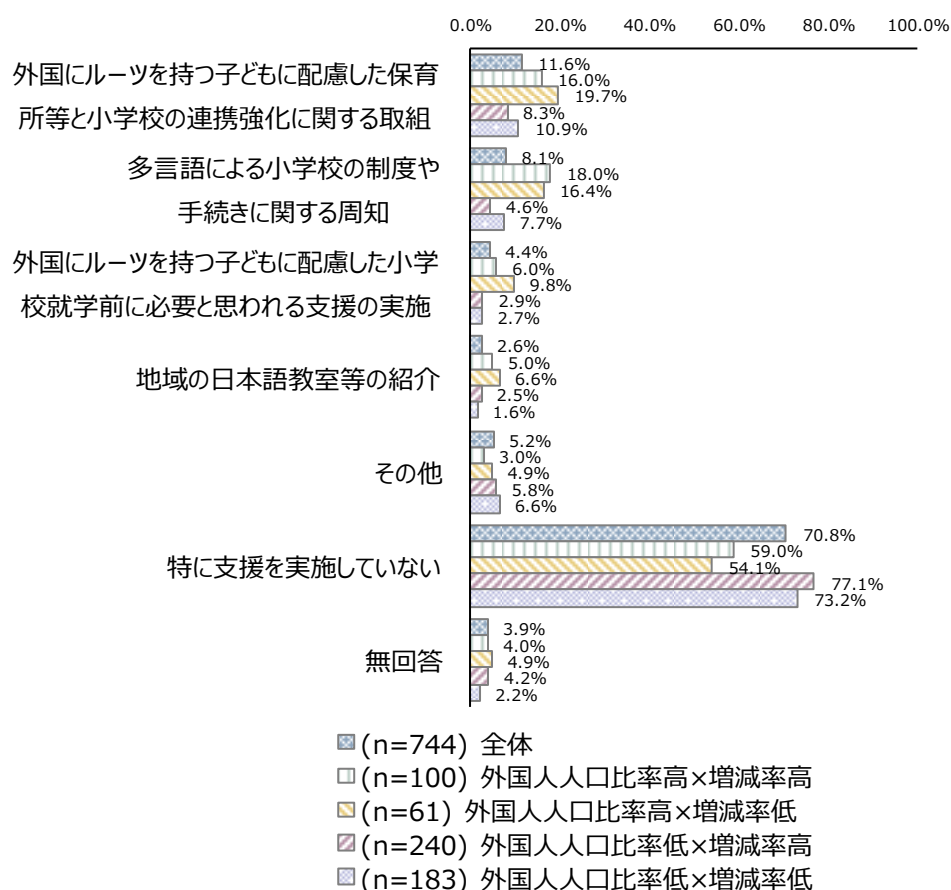
(4) 卒園の際の支援について

①自治体

卒園時の自治体等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が70.8%で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「外国にルーツを持つ子どもに配慮した保育所等と小学校の連携強化に関する取組」が11.6%、「多言語による小学校の制度や手続きに関する周知」が8.1%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して、「外国人人口比率高×増減率高」と「外国人人口比率高×増減率低」は「特に支援を実施していない」の割合が低く、「外国にルーツを持つ子どもに配慮した保育所等と小学校の連携強化に関する取組」「多言語による小学校の制度や手続きに関する周知」の割合が高くなっている。

図表 26 自治体：卒園の際の支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

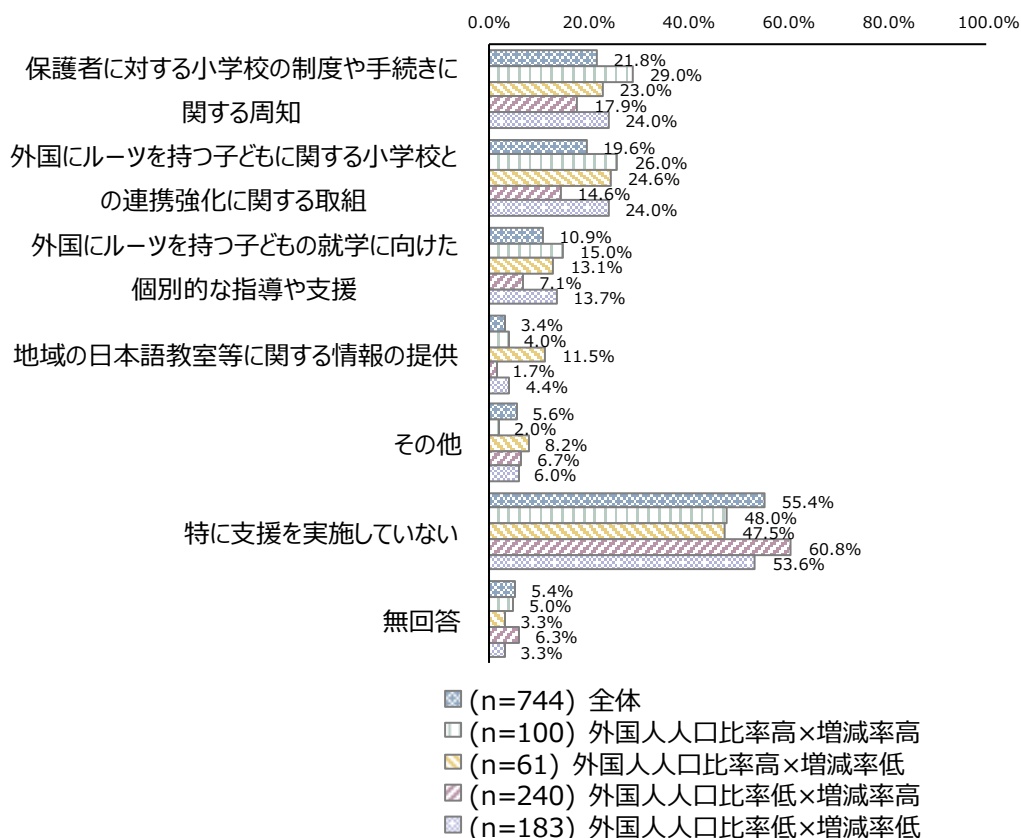
卒園の際の支援（例）

- 就学前検診や、こども園への視察、打ち合わせ等、小学校との連携を図っている。
- 保育所より小学校に「保育要録」で園児の状態を知らせる他、直接小学校の先生に連絡するなどして、入学後、園児や保護者がスムーズに学校生活を送れるよう配慮している。
- プレスクール実施（年長児対象）。日本語、日本の習慣、学校について週1回1時間、合計20時間分のプレスクールを開講している（市の予算で来年度は、公立と私立2園で行う予定）。／等

②保育所

卒園時の保育所等が実施する支援をみると、「特に支援を実施していない」が55.4%で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「保護者に対する小学校の制度や手続きに関する周知」が21.8%、「外国にルーツを持つ子どもに関する小学校との連携強化に関する取組」が19.6%となっている。

図表 27 保育所：卒園の際の支援（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

卒園の際の支援（例）

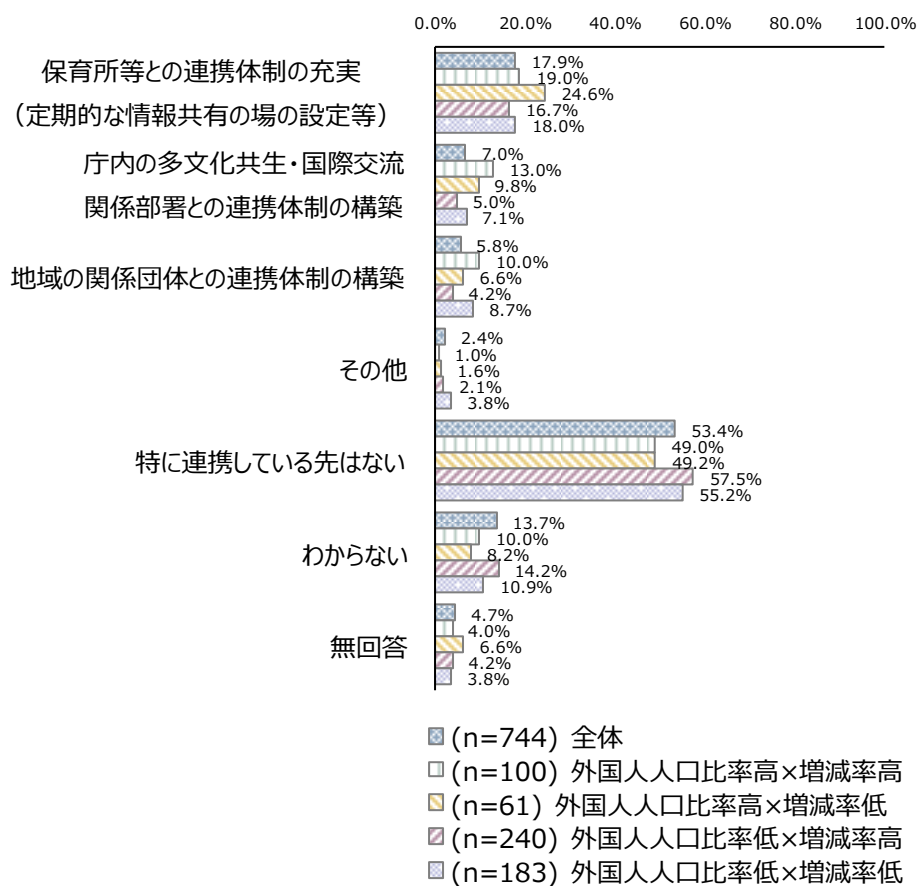
- 就学前に入学する小学校の先生と情報提供し、きめ細かな配慮につながるようにする。また、親子で通える日本語教室などあることなど知らせる。
- 小学校入学前の園児に関し、保育所職員が小学校職員と打ち合わせを行い小学校生活がスムーズに行えるよう情報提供している。
- 必要に応じて日本語サポーターや通訳者を派遣依頼し、就学に向けて支援する。
- 放課後児童クラブに対しても情報提供を行う。／等

3. 連携体制の構築について

①自治体

連携体制の構築について、自治体等が実施する取組をみると、「特に連携している先はない」が53.4%で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている取組の内容をみると、「保育所等との連携体制の充実（定期的な情報共有の場の設定等）」が17.9%、「庁内の多文化共生・国際交流関係部署との連携体制の構築」が7.0%となっている。

図表 28 自治体：連携体制構築（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

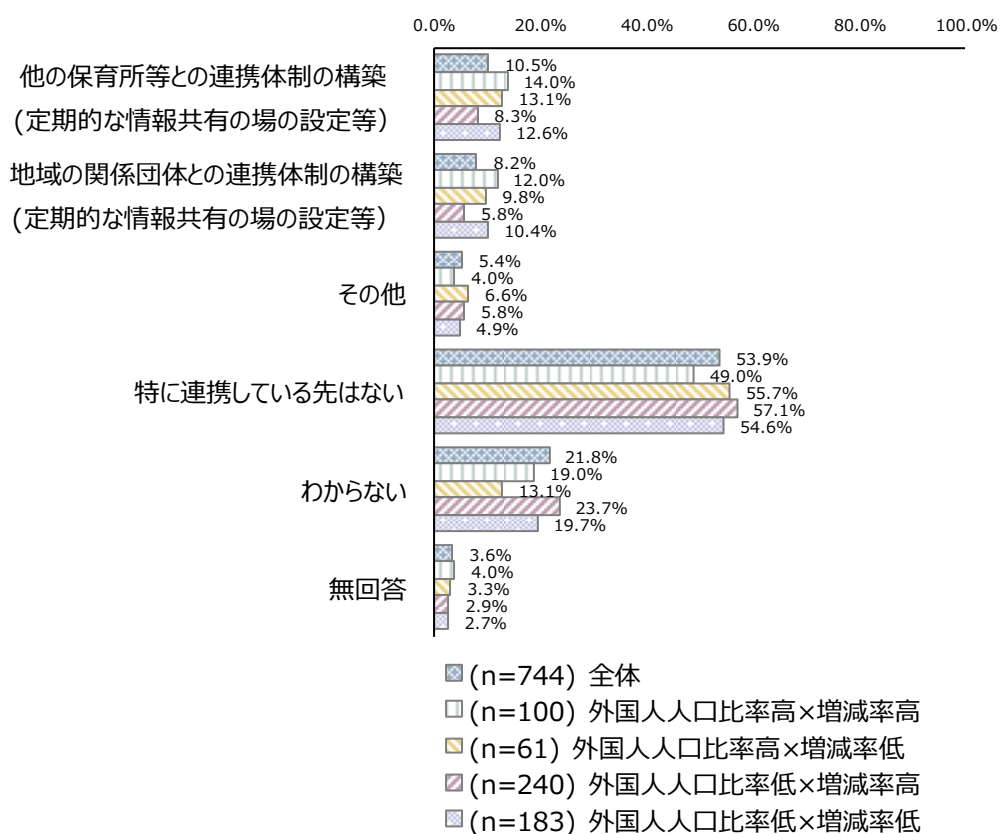
連携体制の構築（例）

- 庁内多文化共生会議を実施。課同士連携し合えるよう情報共有している。実態把握と地域の方との話し合いの場ともなっている。
- 地域ごとに園を集めて懇談会を実施し、外国につながる子どもの対応における課題や解決策を共有する場を提供している。
- 文化国際交流財団との連携・入園のしおり多言語対応・日本語教室開催案内の周知・イベントの案内周知・生活相談員との連携などを実施している。／等

②保育所

連携体制の構築について、保育所等が実施する取組をみると、「特に連携している先はない」が 53.9% で最も回答の割合が高い。一方で、実施されている支援の内容をみると、「他の保育所等との連携体制の構築（定期的な情報共有の場の設定等）」が 10.5% となっている。

図表 29 保育所：連携体制構築（あてはまるものすべて）



【自由回答】（主な意見抜粋）

連携体制の構築（例）

- 市内私立園は、国際交流協会に通訳依頼をしていることがある。
 - 市主催の地域別の懇談会で、各園で抱えている外国籍の子どもへの対応の課題や解決策を共有している。
 - 必要に応じて県の外国人生活相談センターへ相談したりしているが定期的な情報共有は行っていない。
 - 入学予定の小学校・学童保育・地域支援教室・保育所が月 1 回集まり、情報交換を行い、入学後の子どもと保護者の支援体制づくりを行っている。
- ／等

4. 今後に向けて

(1) 今後、外国にルーツを持つ子どもの受入れるにあたって

① 自治体全体が抱えている課題

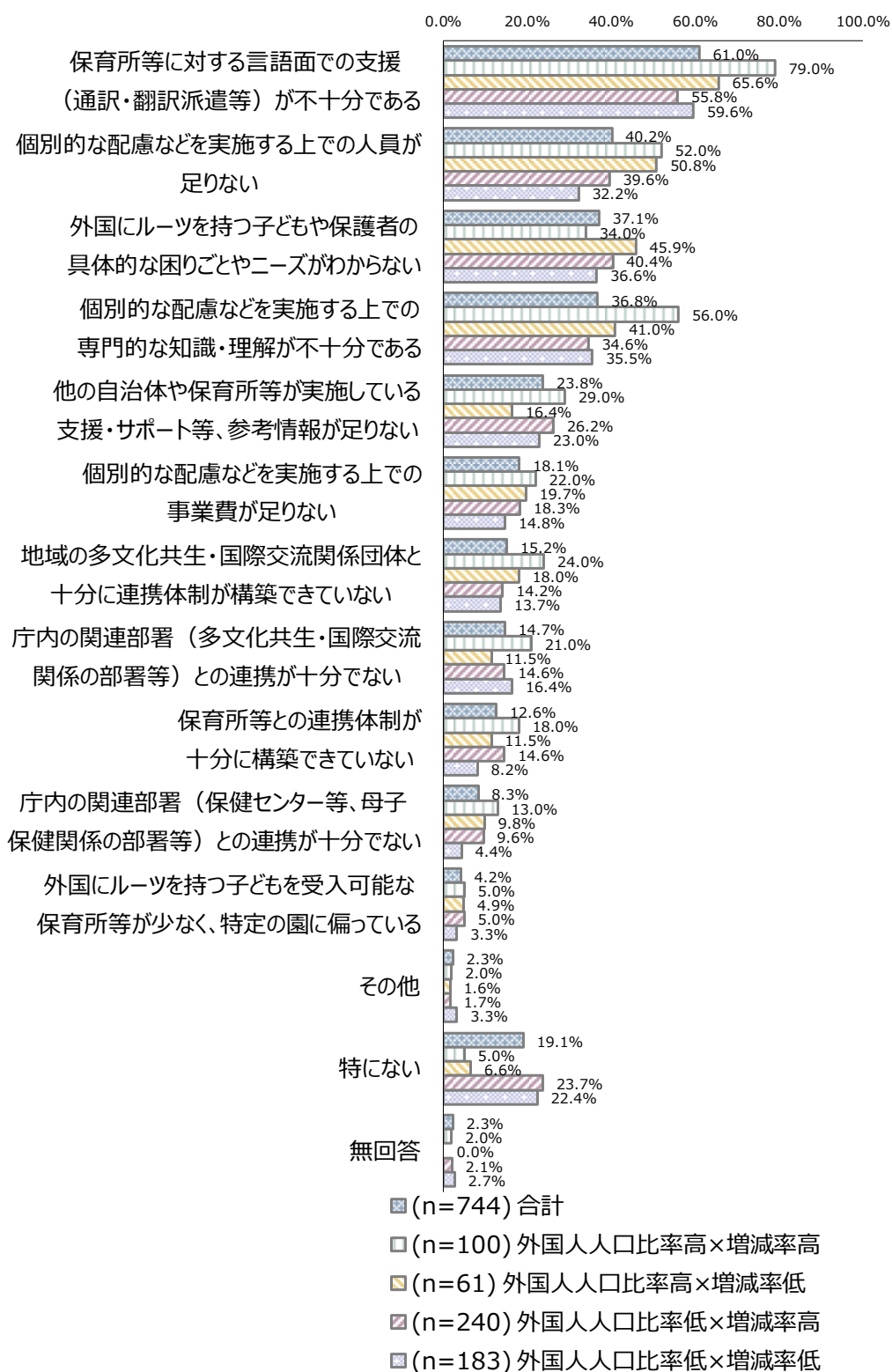
自治体が抱えている課題をみると、「保育所等に対する言語面での支援（通訳・翻訳派遣等）が不十分である」が 61.0%で最も回答の割合が高く、次いで「個別的な配慮などを実施する上での人員が足りない」が 40.2%、「外国にルーツを持つ子どもや保護者の具体的な困りごとやニーズがわからない」が 37.1%となっている。

自治体種別にみると、全体と比較して、「外国人人口比率高×増減率高」は「保育所等に対する言語面での支援（通訳・翻訳派遣等）が不十分である」や「個別的な配慮などを実施する上での人員が足りない」、「個別的な配慮などを実施する上での専門的な知識・理解が不十分である」、「外国人人口比率高×増減率低」は「個別的な配慮などを実施する上での人員が足りない」の割合が高くなっている。

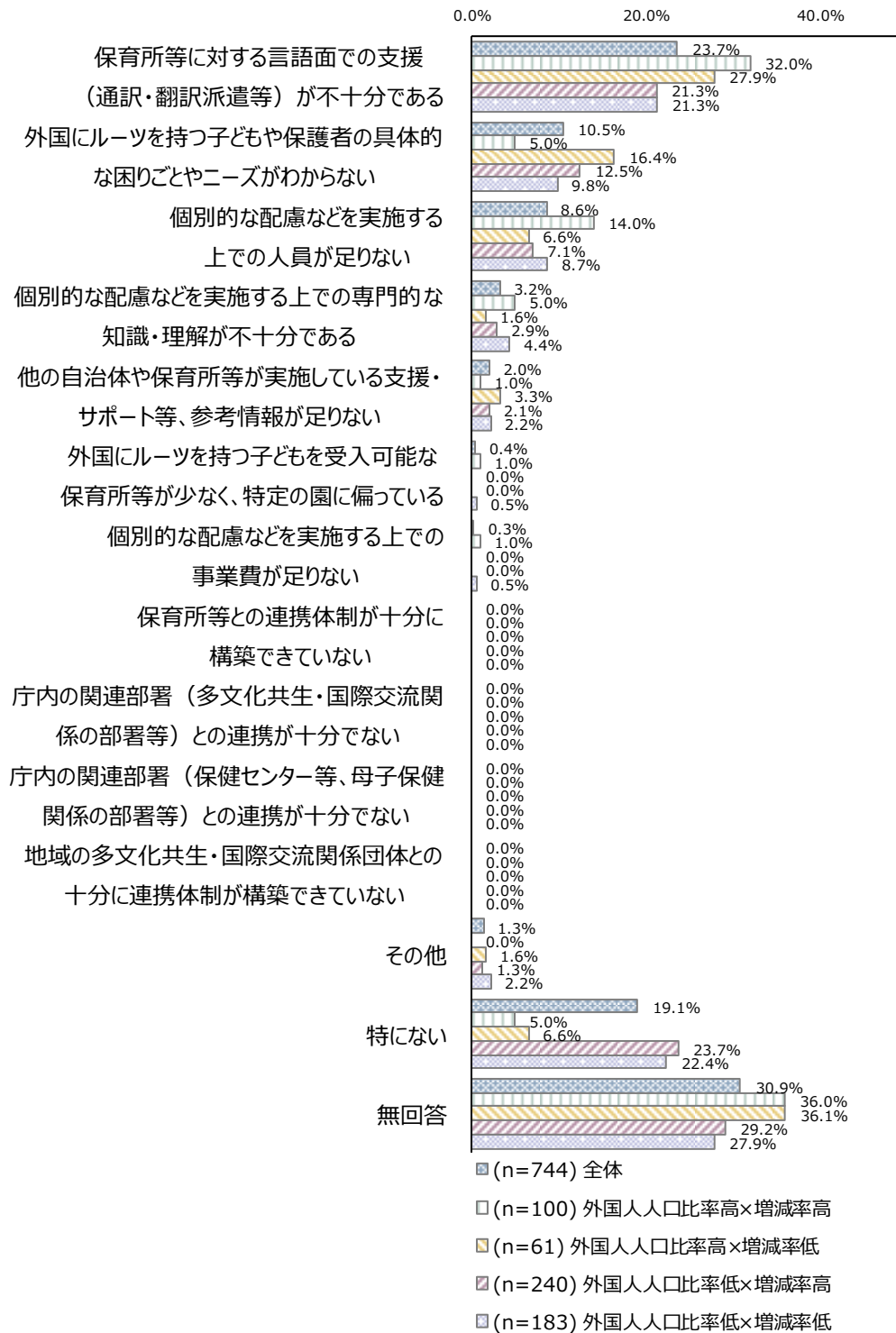
一方、課題のうち特にあてはまるものを1つ選んだ場合をみると、「保育所等に対する言語面での支援（通訳・翻訳派遣等）が不十分である」が 23.7%で最も回答割合が高いのは同様であるが、次いで「外国にルーツを持つ子どもや保護者の具体的な困りごとやニーズがわからない」が 10.5%で続く。

自治体種別にみると、「外国人人口比率高×増減率高」「外国人人口比率高×増減率低」は「特にない」と回答する割合は全体と比較して非常に低い。外国人比率が高い自治体において課題に直面していることがうかがえる。一方で、「外国人人口比率低×増減率高」は、今後課題に直面する可能性があるが現時点では「特にない」と回答する割合が高く、課題が顕在化していない様子がうかがえる。

図表 30 外国にルーツを持つ子どもの受入れで、直面している課題（あてはまるものすべて）



図表 31 外国にルーツを持つ子どもの受入れで、直面している課題
(うち、特にあてはまるもの1つ)



② 外国にルーツを持つ子どもを受入れるにあたっての周囲へのよい影響

外国にルーツを持つ子どもを受入れるにあたっての周囲へのよい影響については下記のとおりのお返答が挙げられている。

【自由回答】(主な意見抜粋)

■多様性への理解促進、他者受容の促進について

【園児への影響】

- 日本の子どもにとっては、他国の文化を知り、幅広い視野で交流することができ、良い経験となる。
- 子どもたちは、様々な人との出会いや関わりの中で、自分との違いや相手の言葉、文化などの様々な違いを知ること、相手の思いを理解し相互に刺激し合って育つため、一人ひとりの良さを認め合う機会となる。
- 異国文化や言語、宗教を子どもなりに理解し、受入れの心や優しさが育つ。
- 人種や、外見、言葉などの違いがあることを知り、個人として認めあうことができる機会を得られる。“みんなが違ってみんないい”人権教育につながる。
- 運動会の万国旗を見て、外国にルーツを持つ子の国の国旗を探したり、作ったりし、いろいろな国への興味が広がった。

【保育士への影響】

- 保育士においても、多文化に対する保育を提供するという経験が、勉強になるし、保育の質の向上が見込める。
- 外国にルーツを持つ子どもの受入れを進めることで、多様な文化や背景などを持つ他者に対する理解が深まることにつながる。
- 一緒に保育所で生活する中で互いの文化（食事・言葉）の違いを知り、保育士は外国にルーツを持つ子どもへの偏見がなくなった。

【保護者への影響】

- 保護者は、社会や国際情勢に目が向くきっかけとなる。日本の文化とは何かを改めて考える機会となる。「違いを認め、受入れる」という学びの場となる。

■子どもの育ち・学びについて

【当事者の育ち・学び】

- 日本語で表現するのが難しい子どもがA L Tとの会話で英語が理解でき、表現することができた。この姿を友達から認められ友達関係が広がった。

【周りの園児への育ち・学び】

- 外国にルーツを持つ子どもが外国語を話すことにより、他の子どもも真似て、自然と言葉を話す姿が見られる。

■保育所の運営について

- 保育所運営にとっては、負担となる面が多いが、長期的視点を踏まえれば、子どもの数の減少に歯止めがかかると思えることもできる。

■その他

- 他の園児と同様に分け隔てなく扱うことが大事と考えているので、良くも悪くも影響が無いことが何よりと思う。
- 事例が少ないため、現実問題として想定しづらい。
- 特になし

(2) 事例集への期待

事例集への期待については下記の通りのことが挙げられている。

【自由回答】(主な意見抜粋)

■多言語等のコミュニケーション・ツールへの期待

- 翻訳アプリや、意思疎通ツールの紹介・他国の専門用語（課税証明等）に詳しい機関の紹介。
- 実際に使用している翻訳機器やアプリケーションの種類とメリット・デメリット（本市で購入・選択する際の参考にしたい）。
- 申請書や雇用証明、認定通知、その他同封物の多言語対応をどこまでしているか。

■文化的背景等への理解促進への期待

- 各国の食文化、教育習慣など、まとめたものがあると良い。
- 国ごとの育児に関する文化について知りたいです。食事（フォーク？スプーン？主食は何？味付けの傾向等）・排泄（トイレトレーニング、オムツ）・しつけ（大事にしている点、子どもへの伝え方等）・育ちの環境（核家族と大家族、どちらが多い？）・日本では大丈夫だが、外国ではタブーなこと（頭をなでる等）

■外国にルーツを持つ子どものニーズの理解&解決事例への期待

- 外国にルーツを持つ子どもの保護者の困りごとやニーズについての情報。
- 外国人家庭が困っていること、ニーズ、外国人家庭との間で起こったトラブルとその解決法。
- 保護者と信頼関係を築いた過程、又、トラブルに対して解決に至った事例など。
- 各国の言語（地域による違いがあるならその違いも）、その国の人にとってタブーとされていること。子育て、教育の考え方。保護者とのコミュニケーションの取り方の具体例、園から保護者への連絡事項の具体例、子どもへの声かけの具体例。
- 就学前に、個別に言語の学習に取り組む事例など参考にしたい。

5. 回答自治体の属性について

(1) 回答自治体の所在地

合計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県
1047	93	28	17	22	15	19	32	29	18
100.0	8.9	2.7	1.6	2.1	1.4	1.8	3.1	2.8	1.7
群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県
22	43	40	44	21	17	13	11	10	12
2.1	4.1	3.8	4.2	2.0	1.6	1.2	1.1	1.0	1.1
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
40	29	24	41	18	12	13	31	24	22
3.8	2.8	2.3	3.9	1.7	1.1	1.2	3.0	2.3	2.1
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
10	7	11	16	13	14	10	10	15	16
1.0	0.7	1.1	1.5	1.2	1.3	1.0	1.0	1.4	1.5
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答	
38	9	15	25	12	14	33	17	2	
3.6	0.9	1.4	2.4	1.1	1.3	3.2	1.6	0.2	

(2) 回答自治体の属性

合計	政令指定都市	特別区	中核市	一般市	町	村	無回答
1047	17	16	53	479	394	75	13
100.0	1.6	1.5	5.1	45.7	37.6	7.2	1.2

第3章 ヒアリング調査結果

第1節 調査概要

1. 調査目的

市区町村や保育所における外国にルーツを持つ子どもの受入れや保護者への配慮について、特徴的な取組や先進的な取組を行っている事例の詳細を把握し、今後、他の市区町村や他の保育所等が体制を構築する上での参考になり、具体的なアクションにつなげられるような情報を収集することを目的に、市区町村および保育所等を対象にしたヒアリング調査を実施する。

2. 調査候補の選定方法

アンケート調査や文献調査、委員からの紹介等により、外国にルーツを持つ子どもの受入れに関する取組を先駆的に行っている事例を抽出し、調査対象を選定する。

調査対象は、地域特性、外国人比率、主な国籍、取組の種類等の視点を持って、バランスよく選定する。

<調査対象選定の視点例>

人口規模	・大都市 ・地方中規模都市 ・地方小規模都市、町村、中山間地域 / 等
主な国籍	・中国・韓国 ・南米系（ブラジル、ペルー等） ・東南アジア系（フィリピン、インドネシア、ベトナム等） ・欧米系 ・アフリカ系 / 等
増加時期	・オールドカマー中心 ・1990年の入管法改正以降増加 ・ここ2～3年で急増
取組の種類	・入園案内等の多言語化 ・通訳・保育補助の配置 ・多言語での相談・サポート体制構築 ・職員向け研修の実施 ・庁内の多文化共生・国際交流関係部署との連携強化 ・地域の多文化共生・国際交流関係団体との連携強化 ・小学校の制度や手続きに関する周知 / 等

3. 調査対象

前述の方法によって以下 15 市区町村を調査対象として選定し、ヒアリング調査を実施した。基本的に市区町村と保育所をセットで実施したが、電話ヒアリング等については、状況に応じて市区町村のみを対象とした。

	市区町村	実施先	実施方法	実施日
1	東京都 大田区	市区町村・保育所	訪問	2019 年 9 月 12 日
2	三重県 四日市市	市区町村	訪問	2019 年 9 月 13 日
3	三重県 鈴鹿市	市区町村・保育所	訪問	2019 年 9 月 13 日
4	神奈川県 横浜市	市区町村・保育所	訪問	2019 年 9 月 27 日
5	福井県 越前市	市区町村・保育所	訪問	2019 年 10 月 16 日
6	神奈川県 川崎市	市区町村・保育所	訪問	2019 年 10 月 16 日・21 日
7	愛知県 西尾市	市区町村・保育所	訪問	2019 年 11 月 26 日
8	東京都 新宿区	市区町村	訪問	2019 年 12 月 11 日
9	千葉県 鴨川市	市区町村	電話	2020 年 1 月 23 日
10	A 自治体	市区町村	電話	2020 年 1 月 23 日
11	岐阜県 美濃加茂市	市区町村・保育所	訪問	2020 年 1 月 27 日
12	滋賀県 甲賀市	市区町村	電話	2020 年 1 月 28 日
13	福岡県 飯塚市	市区町村	電話	2020 年 1 月 29 日
14	滋賀県 東近江市	市区町村	電話	2020 年 1 月 29 日
15	B 自治体	市区町村	電話	2020 年 2 月 26 日

※一部の市区町村については匿名にて掲載している

4. 調査方法

訪問または電話によるヒアリング

5. 調査内容

<市区町村向けヒアリング調査>

- ①保育所における外国にルーツを持つ子どもの実態及び直面している課題の詳細
- ②保育所における外国にルーツを持つ子どもの受入れや保護者への配慮に係る施策の詳細 - 相談窓口の設置、支援員の配置・派遣、支援ツールの整備、研修実施 等
- ③自治体で把握している支援ニーズの詳細

<保育所等向けヒアリング調査>

- ①保育所の概要（外国にルーツを持つ子どもの人数、主な言語、推移 等）
- ②外国にルーツを持つ子ども及び保護者の対応で困っていること
- ③外国にルーツを持つ子ども及び保護者の対応事例・取組
- ④外国にルーツを持つ子ども及び保護者の支援に関わる連携先

第2節 ヒアリング調査結果

1. 東京都 大田区

1-1. 東京都 大田区（市区町村ヒアリング）

対象	保育サービス課、多文化共生推進課
----	------------------

（1）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 大田区における外国籍人口は2019年9月1日現在で24,757人であり、そのうち6歳以下人口は1,248人である。
- ・ 保育所に通っている外国籍の保護者の世帯数は308世帯で、特に3歳～5歳児クラスが多い。国籍別で見ると、中国籍が最も多い。近年ではネパール国籍の人も多くなっている。

（2）主な取組

- ・ 園長経験等のある職員を保育サービスアドバイザーとして配置。入園時の支援に加え、在園中のサポートも一貫して実施し、ワンストップの相談対応の体制を構築している。
- ・ 国際都市おおた協会、多文化共生推進センターからの通訳者派遣を行うとともに、多言語相談窓口（英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語の5言語）での対応も行っている。その他、13か国語に対応したオペレータにつながる通訳タブレット端末を、外国籍区民などの利用頻度が高い施設や窓口等に設置している。
- ・ 入園のしおり（「お父さん・お母さんの手引き」）や、認可保育所以外の子育てに関する相談施設や無認可保育所など保育全般に関する情報を記載した資料を多言語化して配布している。
- ・ 福祉的なニーズもある場合、保育所単独では解決できないため、関係機関との連携が重要になる。かつて、入園時に知的障害があることが分かった外国籍の子どもを受入れに際して、保育所と保育サービスアドバイザーに加えて、こども発達支援センターや障害福祉課と連携して対応にあたった。

（3）主な課題

- ・ 通訳派遣は、英語・中国語は常に対応可能だが、その他の言語は対応者の人数が限られており、日程調整が発生することがある。人数が限られている背景は、英語・中国語以外の言語に対応できる人材の確保が難しいためである。
- ・ 入園のしおりなどの多言語化にあたっては、単に日本語版を翻訳会社にて多言語化したものではなく、外国籍等の保護者向けに改めて編集した上で翻訳している。
- ・ 入園のしおりなど決まっている資料は事前に多言語化して対応することが可能である一方で、日常の保育の中でのちょっとしたコミュニケーションでは苦勞することも多い。その場合には、園や各保育士がそれぞれ工夫しながら対応している。
- ・ このほか、入園時、母子手帳を母国に忘れてきた、または母子手帳をそもそも持っていないケースがあり、アレルギーや予防接種の状況等を把握することが難しい場合がある。
- ・ 文化的背景等に起因する課題もある。例えば、1) 子育てに関する考え方が日本と異なっている（例：

離乳食など)、2) 時間の感覚の違い、3) 生活習慣の違い(例: 着用する衣服、着替えなど) などである。文化的背景等に起因する課題については、各園で個別に保護者と話し合いながら、保育を実施している。機械的に日本の習慣やルールを強いるのではなく、徐々に相互の理解を深めながら、信頼関係を築くことが大切である。

1-2. 東京都 大田区（保育所ヒアリング）

（１） 当該保育所での外国にルーツを保つ子どもの受入れ概況

- ・ 当園に通園している外国にルーツを持つ子どもの世帯数は約 10 世帯（2019 年 7 月時点）。母語を中国語とする子が最多。
- ・ 「外国にルーツを持つ子どもの世帯」といっても、両親とも外国籍か、どちらかの親が日本人か（父親が日本人か、母親が日本人か）、また、両親とも外国籍であったとしても日本語や英語対応ができる家庭か、など様々なパターンがあり、それぞれにニーズや対応方法は多岐にわたる。
- ・ 近年では区内蒲田エリアを中心に、ネパール国籍の住民が大幅に増えてきているが、ネパールの子どもが入園に至っていない例が多い。保育所は、単に保育対応だけではなく、小学校入学の準備段階としても位置づけられることから、将来的に子どもの就学の機会が制限されてしまうことに繋がらないかと危惧している。

（２） 主な取組

- ・ 保健所が、どの家庭に何歳の子どもがいるかを把握しており、保健師やケースワーカーと連携し、保育所への入園や個別の支援が必要な家庭の情報を共有してもらっている。
- ・ 入園面接を通して、アレルギー対応などの医療面、食事面、どの程度日本語ができるのか、家庭環境など綿密に確認をする。入園面接の際に、日本語が全くできない保護者の場合には、保育所側で事前に多文化共生推進センター（mics おおた）に通訳派遣を依頼している。
- ・ 遠足や行事など、非日常の対応が難しいが、園では、実物を見せながら、リュックサックとは何か、水筒とは何か、お弁当の中身として典型的にはどのようなものが入っているか、といったことを説明している。
- ・ また、遠足の持ち物を親子で一緒に確認しながら準備できるように、手書きイラスト付きのお便り（ルビ付き）を作成・配付している。幼児クラスにもなれば、ひらがなを読める子が多く、子どもと一緒に保護者が持ち物を確認することで家庭での準備がスムーズに行えるよう工夫した。この取組は外国籍家庭のためのものとして始めたが、実際に行ってみると、日本人の家庭も含めて子どもと保護者が一緒に行事の準備を行う取組となることに気づいた。
- ・ 外国籍家庭にとって分かりやすい説明や情報発信は、日本人の家庭にとっても誰もが分かりやすいものである。外国籍家庭への対応を検討することで、園全体のユニバーサルデザインのあり方の検討に繋がっている。
- ・ 多様性に対応することで保育士の業務負担が増える懸念もあるが、それぞれの保育士の考え方や得意分野に応じて、やり方を工夫しているため、そこまでの負担にはなっていない。イラストが得意な保育士は手書きのお便りを作っているが、別の保育士は過去の行事の写真等実物を見せながら説明している例もある。

（３） 主な課題

- ・ 従来から一定数の人数規模がある国籍の方には、これまでも入園の手引きをその国の言語に翻訳して情報発信を行っており、入園に結びついている。今後は、新たに増加している国籍の方への情報発

信が求められている。

- ・ 多言語化した「重要事項説明書」をもとに説明し、保育所として入園にあたって保護者の了解を得なければいけなかったが、「OK、OK」と軽い返事で、本当に理解していただいているのか不安になることがある。
- ・ 宗教食対応など個別的配慮を行う場合は、各園で子ども・保護者と話し合いながら、状況に応じて個別に対応している。
- ・ けがや病気の対応も難しい。特に急ぎの処置が必要なけがを負った場合、（特に日本語が不自由な）外国人の保護者に説明して、処置を施すことの了解を得るのを待っていたら、対応が遅れてしまう局面がある。また、感染症の説明においては、「熱が下がった後も3日間は登園を控える」といったことについて説明しても理解されにくい。
- ・ 保育所に入園していない外国籍家庭も多くいる。こうした家庭は、日本の保育や小学校の制度がわからないために、「小学校に行きたいのだけどうすればいい？」と突然連絡をしてくる場合がある。こうした保護者も含めて、小学校入学前に、日本の教育制度や入学手続きに関して説明する場が必要である。

2. 三重県 四日市市

2-1. 三重県 四日市市（市区町村ヒアリング）

対象	こども未来部 保育幼稚園課
----	---------------

（１） 当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 四日市市における外国籍人口は 2018 年 12 月 31 日現在で 9,602 人であり、人口の 3.08%を占めている。国籍はブラジルが 2,258 人（23.5%）で最も多い。
- ・ 特に、笹川地区の市営住宅・県営住宅に外国籍の住民が集住している。笹川地区にある 2 つの保育所（いずれも公立）では、園児の約 4 割が外国籍という状況である。他の地区では外国籍の園児割合は 1 割に満たない程度である。

（２） 主な取組

① 通訳の配置

- ・ 笹川地区の 2 園には、臨時職員としてポルトガル語・スペイン語の通訳を配置している。通訳は、言語面でのコミュニケーション支援のほか、おたよりの翻訳も行っている
- ・ 他の各園にも外国籍の子どもが数人在籍しているため、必要に応じて各園が直接笹川地区の保育所に依頼し、通訳の派遣やおたよりの翻訳を行ってもらうこともある。通訳の派遣が必要となるのは、保育参観や懇談会、子ども同士のトラブルが起きたときなどの保護者対応時で、年に 10 件程度である。

② 人権保育推進保育士の配置

- ・ 人権保育の推進や保護者への啓発、子どもや家庭への対応を行う役割として人権保育推進保育士を、笹川地区を含む 6 地区に配置している。笹川地区の人権保育推進保育士は、外国籍の子どもの支援、多文化共生を促進するための情報発信、園内研修の企画、保育環境整備などの役割を担っている。具体的には、外国籍を含む子どもの育ちや友だち関係等から保育のあり方について園内研修を企画、多文化共生を促進するためのわかりやすい情報発信や、遊びの企画をするなどの取組を行っている。情報発信は、一方的に保育所から行うのではなく保護者と双方向でつくりあげていくことを重視している。
- ・ 人権保育推進保育士は、公立の園に配置されており人事異動もあるため、年度初めに担当を決定する。概ね 2～3 年間経験することが多い。

③ 市役所窓口での支援

- ・ 市役所の多文化共生の部署で、通訳支援があり、入園申込みの時など、保護者の依頼により保育幼稚園課から通訳派遣の依頼を行っている。
- ・ 入園の申請書類は、ポルトガル語とスペイン語に翻訳したものを用意している。
- ・ 多文化共生の部署が開催する会議に保育幼稚園課の課長も出席しており、そうした場で情報共有が行われている。

④ 地域や小学校との連携

- ・ 四日市市では、「学びの一体化」として保育所・幼稚園・小学校、中学校と連携をとり系統的に子どもの育ちを共有し検討している。また、地域の連携が重視されており、地域の課題について話し合う会議の場で外国籍の子どもについても情報共有が行われている。
- ・ 笹川団地内の「多文化共生サロン」では、就学に向けて毎年1月から3月まで「笹川こども教室新一年生コース」が行われている。12月より園の5歳児を対象に誘っている。
- ・ 笹川地区の人権保育推進保育士が、外国籍の保護者向けアンケートを実施しており、保護者の抱える課題や子どもの将来に対する希望などを聞いている。その結果は保育所だけでなく幼稚園・小学校・中学校や地域とも共有されており、ニーズをふまえてそれぞれの取組を検討する仕組みができている。

(3) 主な課題

- ・ 日頃から丁寧なコミュニケーションをとることを心がけることでトラブルが起こることは少ない。近年、母国がブラジル圏、スペイン圏以外の国の子どもも在籍することもあり、他国語の通訳についても課題となりつつある。
- ・ 子どもの姿を見た時、発達に課題があるのか、言葉が通じにくいことが課題なのかを見極めることが難しい場合もある。日頃の子どもの姿を保育士や通訳等で語り合い、子どもの理解に基づいた保育内容や手だてを検討し、必要に応じて臨床心理士などの専門家と連携をとっている。

3. 三重県 鈴鹿市

3-1. 三重県 鈴鹿市（市区町村ヒアリング）

対象	子ども政策部 子ども育成課
----	---------------

（１）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 2019 年 11 月末時点の鈴鹿市の外国人住民数は 8,664 人で、外国人比率は 4.33%である。
- ・ 国籍はブラジルが約 4 割で、次いでペルー、中国が約 1 割ずつとなっている。
- ・ 保育所で受入れている子どもの人数について、正確に把握できているわけではないが、2018 年と 2019 年で比較して傾向をみると、昨年に比べて園児数が 80 人ほど増えている。また、受入れを行う保育所の数も多くなっている。

（２）主な取組

① 外国人コーディネーター

- ・ 公立保育所については、スペイン語とポルトガル語の通訳などを行う外国人コーディネーター（以下、コーディネーター）を配置している。10 園のうち 2 園に 1 人ずつ配置しており、その 2 人が他の公立保育所も訪問して対応している。
- ・ コーディネーターは、保育補助も行う嘱託職員である。日本語と外国語（ポルトガル語、スペイン語）ができて、保育補助もでき、保護者対応も行うことができる資質のある方であり、国籍は、外国籍の方と、日本人の方、1 人ずつである。
- ・ コーディネーターの主な役割としては、発送物（園だより、クラスだより）の翻訳、子どもや保護者に対する通訳、母国語での絵本の読み聞かせ・うた・ダンス、保護者とのコミュニケーション等である。外国人の多い園では、コーディネーターが中心となって、外国の文化や日本の伝統行事双方に子どもたちが親しめるような企画等もしている。
- ・ また、保護者が参加する行事（夏祭り等）において、各国の民族衣装や食事等を展示し、保護者や地域の方に関心をもってもらうような取組も行っている。
- ・ 公立の保育所において、外国籍等の子どものための会議を 2 か月に 1 回程度で実施しており、新入園時の不安、食事面の対応、宗教への対応など、園が抱える課題と対応について、情報共有をしている。コーディネーターがいない園は、外国人加配保育士が参加している。その場で、保護者からコーディネーターへ期待されていること等も共有している。
- ・ コーディネーターが実際に対応する内容としては、怪我をした時の説明、友達とのいざこざの説明、などが多い。

② 窓口での翻訳・通訳対応

- ・ 市民対話課と連携し、子ども育成課が発信する文章（入園関連の資料、献立表等）の翻訳や、入園の手続き時に通訳に同行してもらうなどしている。文章は、ポルトガル語とスペイン語に翻訳している。
- ・ 市民対話課では、テレビ電話での多言語通訳サービスを試験導入しており、多国籍言語の対応が可能

となっている。テレビ電話での多言語通訳サービスは、全庁で1～2台程度ある。

- ・ 国が通訳を家庭支援推進保育事業の対象として拡充する以前より、市独自に外国籍の園児を補助対象として認めており、現在9園の私立保育所が補助を受けている。

③ 発達の課題への対応

- ・ 保育士による成長や発達の相談は、子ども家庭支援課で対応しており、外国籍の親子への対応として、言葉のわかる母語協力員を配置している。
- ・ 5歳児健診の実施時、発達の課題や見守りが必要であれば、フォローやケアをする際に、母語協力員が対応する体制である。

(3) 主な課題

- ・ 外国人の方からの相談としては入園に関することが多い。多くは、まず市民対話課の窓口に行って相談をして、保育の詳細内容について市民対話課で対応できない場合に、子ども育成課に来る。電話での問い合わせは、日本語がわかる方から来る。
- ・ 既に園に入園している方からは、支払い面での相談や、園の体制についての相談等がある。苦情ということではなく、言っていることがわからない、書類の意味がわからない等の相談である。
- ・ 私立保育所への対応については、現状弱いと認識している。コーディネーターは、市の嘱託職員のため、私立保育所を巡回することは難しい。国の保育体制強化事業を活用したいと考えているが、体制強化の金額は通訳一人を雇える金額ではない。体制強化事業では、体制を強化した後でないと補助がもらえないことも課題である。

3-2. 三重県 鈴鹿市（保育所ヒアリング）

（１） 当該保育所での外国にルーツを持つ子どもの受入れ概況

- ・ 2019年9月1日現在の外国にルーツを持つ園児数は82名で、全園児の35.8%にのぼる。同法人の他園と合わせて12か国の国籍の子どもを受入れている。両園ともブラジル国籍が最も多い。最近では、エジプト、ケニア、スリランカからの子どもを受入れている。ブラジル国籍が多い理由は、周辺の自治体に工場が多く、ブラジル国籍の人が多く働いていることによる。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもの比率は年々高まっている。20年前、外国籍の子どもは2～3名だったが、通訳のいる保育所として、保護者からの口コミ、市や他園からの紹介により、園児数は増えていった。

（２） 主な取組

① 通訳スタッフ・保育助手の配置

- ・ 「スペイン語、ポルトガル語」の通訳1名（ペルー出身、現地保育士資格あり）、「中国語」の通訳1名、保育助手2名（ペルー国籍1名、ケニア国籍1名）を配置している。
- ・ 通訳スタッフを雇用するようになったのは、2003年頃にブラジル国籍やペルー国籍の園児が増加してきたためである。はじめにペルー出身の通訳を雇用し、次いで保育助手2名を雇用した。保育所関係者の知人や保護者に声をかけるなどして人材を確保した。2019年からは中国語の通訳にも来てもらっている。
- ・ 通訳スタッフは、終日勤務し、保護者の相談に応じている。子どもに対しても、通訳が必要な際には、保育室へ入って対応する。
- ・ また、通訳スタッフは専用の携帯電話を持ち、保護者からの電話やメールに対応するほか、連絡ノートにて日々の子どもの様子や担任からの連絡事項を翻訳して伝えている。外国籍の保護者は、分からないことがあれば、直接、通訳スタッフに相談したり、確認することができる。
- ・ 保育助手は、クラスの中に入って対応している。各国の言語を話すことができる保育助手がクラスに入ることで、保育の中で子どもの話を聞くことができる。子ども同士のトラブルの際には、双方の話を聞くことができる。言葉は通じなくても、感情は豊かなので、子ども同士でけんかをした時などは、母語が出ることが多いので、じっくりと話を聞いてあげることが可能となる。
- ・ 集団生活の中で「今から〇〇をします」ということを、母語で伝えることで、集団行動をとることができる。
- ・ 安心できる環境づくりとして、食事や生活の場面での声掛けは大切である。園児数が多い中、通訳スタッフや外国籍の保育助手による対応に助けられている。

② 入園中の支援

- ・ 日本語が分からない子どもに対し、母語で話しかけることで安心感を与えるようにしている。子どもに対し、保育所が安心できる場所であることを母語で伝えることが大切だと考えている。
- ・ 言葉は分からなくても、それを聞こうとする姿勢も大切である。愛情を持って受入れている

- ・ 宗教面での対応では、神社へのお散歩について、配慮が必要に感じたことがある。
- ・ 日本文化やイベント参加への理解が難しい場合があり、例えば、昔話に出てくる鬼を拒む、お泊り保育に参加させないなどがあげられる。
- ・ 日本では子どもの身体を少し触った程度感覚でも、身体に触れるということをしていない文化の国では、叩かれていると誤認されることなどがあつた。文化や習慣の違いのギャップを埋めるため、コミュニケーションを十分にとるようにしている。
- ・ 宗教食が必要な場合、保護者にしっかりと確認し、食材を準備する。現在はハラールに対応しているが、ハラールでも、しっかりとした対応が必要な子どももいれば、豚肉は控える程度の子どもなど、対応は様々である。
- ・ 保護者自身が、配慮が必要な点を伝えるだけでなく、食材を購入してくれることもある。食を通じた文化交流にもなっていると感じている。

③ 小学校に向けた支援

- ・ 小学校への入学に際し、日本語が分からないと、それが学校に行きたくないきっかけとなってしまう。そのため、保育所にいる間に、日本語が習得できるようにしてあげたいという思いがある。
- ・ 小学校教員の免許を持つ保育士が勤務しており、日本語の習得が遅れている子どもに対しては、カードなどを使って、日本語習得の時間を作っている。

④ 関係機関との連携

- ・ 欠席が続くため家庭訪問をしてみると、子どもを残して保護者が働きに出ており、きょうだいや下の子どもの世話をしていたり等、ネグレクトに近い状況が発見される場合もある。そうした際は、児童相談所や市区町村の保育部局と連携して対応している。

(3) 主な課題

- ・ 保護者対応での課題としては、連絡が取れない、雑費の滞納が多い、時間にルーズ、無断欠席があるなどがあげられる。無断欠席があつた場合、家庭訪問を行う。
- ・ 遠方から通園してくる園児も多いので、通園バスを運行しているが、生活に困窮している家庭の場合、園バス代の支払いが難しいことも多く、赤字となっている。給食代や保育料の支払いが難しい家庭も少なくない。
- ・ 市内全体で約 200 人の外国にルーツのある子どもを保育所で受入れているが、そのうち、当法人で 4 割弱を受入れている。卒園後、地域の小学校に入学するため、市が子どもの居住する地域を踏まえて、各地域の保育所での受入れを配分してほしい。
- ・ 市で行う 5 歳児健診の際に、外国にルーツを持つ子どもは日本語で質問をされても理解ができない場合があり、結果的に要支援となるのは外国にルーツのある子どもが多くなっている。保育所の職員の立ち会い等が必要ではないかと考えられる。

4. 神奈川県 横浜市

4-1. 神奈川県 横浜市（市区町村ヒアリング）

対象	国際政策部 政策総務課 子ども青少年局子育て支援部 保育・教育人材課、保育・教育運営課 南区福祉保健センター 子ども家庭支援課
----	---

（１）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 外国人人口で見ると、中国が最も多く、次いで韓国、ベトナム、フィリピンの順となっているが、全体としては 150 を超える国籍の在住者がいる。
- ・ 中華街がある地域では、中国籍の方が多いが、近年急増している地域もある。地域による偏在も大きく、外国籍等の方が多い地域と、あまりいない地域があり、地域によって課題も異なっている。一部の園では、在籍園児のうち一番多い国籍が日本ではない場合もある。

（２）主な取組

- ・ 横浜市では、「幼稚園、保育所等利用案内」を英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の 7 か国語で作成している。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/r2hoikuriyou.html>)
- ・ また、区独自の取組もあり、横浜市南区では、各種手続き・制度等を紹介した「生活のしおり」（やさしい日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版）、相談先を紹介する「みなみ こども相談」（英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版）、「保育園のしおり」（日本語版、英語版、中国語版）を多言語で作成している。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kusei/koho/20190524130340552.html>)
- ・ 外国人児童保育事業助成により、利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍）の割合が 20%以上の私立の認可保育所に対して助成を行い、保育士を追加雇用する費用としている。公立保育所に対しても同様の制度があり、アルバイトの配置を行っている。
- ・ 外国籍の方の集住地域では、多言語対応のスタッフを区役所に配置し、公立保育所に派遣をしたり、必要な資料を翻訳したりすることもある。こうしたスタッフを確保することは、外国籍等の子どもや保護者にとっても安心感を与えるとともに、日々対応する保育所にとっても大きな助けになっている。
- ・ また、国際交流協会では、通訳ボランティアの派遣を行っており、入園説明会などでも活用されている。

（３）主な課題

- ・ 横浜においても 150 を超える国から来られている方に、全て母語で対応することは困難である。その中で、保育の現場や区役所の窓口などお互いに理解し合うためには、母語での対応だけでなくやさしい日本語を活用したり、写真や絵などで内容を伝えたりするなどの工夫が必要となる。

- ・ 集住地域での対応と分散居住地域での対応を両立していくための工夫が必要である。例えば、保育所の案内も集住地域で作成したものを分散居住地域でも活用できるようにすることもできる。基本的な内容を自治体で作成し、園独自の内容を追加することができれば、日本語から母語への翻訳をしやすくすることができる。
- ・ 横浜市においても、いくつかの保育所には、保育士又は保育補助として外国語が堪能な職員が働いていることがある。特に来日直後の子どもや保護者に対しては、大きな安心感を与えることができるとともに、他の保育士が対応する際にも負担の軽減を図ることができる。各園に配置することが難しい場合でも、巡回をすることができるような制度が作れると受入れが円滑に進むと考えられる。

（４） 教育部門等における就学前支援に関する取組

① 保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」の作成

- ・ 保育・教育人材課の幼保小連携担当において、小学校入学に向けた保護者向けのリーフレット「安心して入学を迎えるために」を８か国語（日本語、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語）で作成している。
- ・ リーフレットの中で、乳児保育・幼児教育（幼稚園・保育所・認定こども園）・小学校以降の教育の流れについて、写真を織り交ぜながら全体像を紹介している。
- ・ リーフレットは、入学説明会の際に配布しているが、各小学校に対し、どの言語版を何部用意すればよいか把握しきれないため、HPに掲載し、案内している。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/kankoubutu.html>)

② 就学前教室「さくら教室」の開催

- ・ 教育委員会では、日本語支援拠点施設において、外国籍等の新小学１年生とその保護者を対象に、３月に就学前教室を開催している。
- ・ 外国籍等の子どもの入学が増える中、初めて日本の学校に通うことになる保護者や児童にとっては不安が多いこと、また、受入れる学校においても、各種書類の記入や確認事項等の負担が大きいことから、不安や負担を軽減するために就学前のプログラムを開始した。
- ・ 土曜日半日×２日の連続コースで、午前の部、午後の部から選べるようになっており、それぞれの定員は４５名である。
- ・ 児童に対しては、「日本語で挨拶をしてみよう」「学校探検をしよう」など、実際に学校で行われる内容を体験することで、日本の学校に安心して通えるようにしている。
- ・ 保護者に対しては、入学時に必要な書類記入や学校ガイダンスなどの支援に加え、日本の学校生活に必要なことや保護者の役割等を伝えるほか、日本での「宿題」を理解してもらえるように、１回目に出した宿題を親が確認して２回目に持ってくるなどの取組を行っている。
- ・ 対応している言語は、英語、中国語、タガログ語などだが、他にも必要な言語があれば可能な限り教育委員会で支援者を探して対応している。
- ・ 成果としては、初めて日本の学校に行く児童・保護者に安心感を持ってもらうとともに、学校に対しても安心して受入れをしてもらえるようになった。児童からは「来てよかった」、保護者からも頼りになる場所を作ることができてよかったという声が聞かれる。また、取組を行うことで、多くの人に

外国籍等の児童への支援の必要性を理解してもらうことができた。

- ・ 課題としては、市内に1か所のための、必要な人に支援が届かない場合があることや、支援人材の確保があげられる。

③ 「学校通知文・用語対訳集」「保護者の方へ ～横浜の学校生活～」 「日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引き」の作成

- ・ 教育委員会では、日本語指導が必要な児童生徒の受入れの手引き等として、「学校通知文・用語対訳集」「保護者の方へ ～横浜の学校生活～」(7か国語：英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語)、「日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引き」を作成している。

(5) 産後から保育所等入園までの連携した取組(横浜市南区へのヒアリング)

① 乳幼児健診の結果を踏まえた保育所との連携、入園調整の状況

- ・ 乳幼児健診では、気になる子どもの状況や保護者からの相談について、情報を蓄積しており、配慮が必要な子どもについては、保育所の申し込みの際、入園選考で決定する前に、保護者に子どもを連れて、希望する保育所へ見学に行ってもらっている。その際、保健師、ケースワーカーが連携して、子どもの特性等を保育所へ伝える。保育所側には、受入れが可能かどうか、検討してもらう。
- ・ 配慮が必要な子どもを受入れる場合、保育士の加配が必要となる場合があり、保育士の加配が必要な状態なのか、加配が必要であれば、保育士を確保できるのか、などを検討する。子どもの状況、保育所の受入れ状況を踏まえた上で、保育所入園の調整を行う。
- ・ 外国籍＝配慮が必要な子どもとして、全て、入園選考前の見学等の調整を行うわけではないが、母国語しか話せない場合などは、保育所側に負担がかかることから、外国籍等の子どもの比率に応じた助成を行い、人員配置を手厚くしている。

② 外国籍等の子どもで、日本で乳幼児健診を受けていない場合の対応

- ・ 子どもを祖父母に預けて、保護者が先に日本に来て、後から子どもを呼び寄せる場合(中国籍に多い)、日本で乳児健診を受けていないため、乳児期の発達に関する情報がないことから、保健師が保護者より、本国で受けた乳児健診の情報を把握するようにしている。日本の母子手帳に該当するものがあっても、十分な情報を得られない場合がある。気になる子どもがいれば、区の保健師やケースワーカーが訪問して子どもの様子をみるなどの対応を行う(件数は少ない)。日本に来たばかりで慣れていない、元々おとなしい性格などもあり、子どもの特性を把握することは難しい面がある。

③ 保育所入園後の子どもの発達に関する対応状況

- ・ 保育所で過ごす中で、子どもの発達で気になることがあれば、保育所から区に相談がある。保健師やケースワーカーが対応し、様子を見て、対応方法を検討する。必要に応じて療育センターへ繋げる。国籍に関係なく、子どもが健全に成長しているかを主眼に、対応している。療育センターでは、保育所への巡回訪問を行っており、その際にも相談することができる。

4-2. 神奈川県 横浜市（保育所ヒアリング）

（１） 当該保育所での外国にルーツを保つ子どもの受入れ概況

- ・ 外国籍の家庭の特徴として、「あそこの保育所では外国籍の家庭も受入れてくれて、手厚く対応してくれる」ということが口コミで広がりやすく、一人入園すると、外国籍の家庭の子どもが増える傾向がある。南区は中華街が近いこともあり、中国籍の子どもが多い。
- ・ 入園に関連して、南区内のある保育所では、80名定員中、30名が外国にルーツを持つ家庭になっている。

（２） 主な取組

- ・ 保護者に対し、実物や写真、イラストを活用して、説明するようにしている。言葉では伝えるのは難しいが、これらを工夫することで伝わりやすい。
- ・ 保健師との連携も進めており、乳幼児検診での情報なども共有している。市庁内では、保健部局と保育部局の入園担当が連携して情報共有をしている。
- ・ 当園には通訳はいないが、同区内の他の園に通訳が配置されており、保護者に細かいことを伝えたい際には、来てもらうこともある。
- ・ 保育士から外国籍の保護者に何か伝えるとき、「言葉の特性によって曖昧な言い方をすると伝わりづらい」「結論から先に伝えたほうがきちんと伝わる」ということを若い保育士にも対応のコツとして伝えている。また、いろいろな国の習慣を学ぶことも求めている。子どもや保護者が有している習慣が様々であるため、保育士間でケースを共有するようにしている。
- ・ 外国にルーツを持つ保護者や子どもへの対応にあたって、かつては、それぞれの保育所が苦勞しながら対応にあたっていたが、現在は、対応のノウハウやスキルが貯まってきている上、「外国にルーツを持つ保護者や子どもの対応に直面しているのは自分の園だけではない」ということが分かっていることもあり、公立保育所同士で情報やノウハウの共有は随時行っている。私立保育所にも中国人の保護者、子どもが多く、園長同士では公立・私立の垣根を越えて情報共有している。

（３） 主な課題

- ・ 着替え、持ち物、運動会等の行事の説明、保育時間については、南区で作成している翻訳版「保育園のしおり」等により理解してもらうことができていたが、例えば、1分でも遅れると延長料金が発生することなどは理解してもらいにくい。
- ・ 病院にかかるときは、現状、グーグル翻訳やポケトークなどを用いて対応している。それでも、きちんと伝わっているか分からず、困ったことがある。
- ・ 保育所では日本語、家庭では中国語を用いている子どもの場合、小学校入学後に、授業内容が理解できず混乱していることが顕在化してくる場合がある。

5. 福井県 越前市

5-1. 福井県 越前市（市区町村ヒアリング）

対象	市民福祉部 子ども福祉課
----	--------------

（１）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 越前市における外国籍人口は2019年4月1日現在で4,268人であり、そのうち小中学生は218人、保育・幼稚園児は350人（園児全体の3.5%）である。保育・幼稚園児は、平成28年は200人弱であったが、2017年300人、2018年350人と大きく伸びた。2018年・2019年は横ばいである。景気が良くなり市内の電子機器、自動車の2社の企業において派遣労働者受入れが増加したためと考えられる。
- ・ 国籍別でみると、ブラジルが最も多く7割程。近年ではベトナムの人も多くなっている。フィリピンも継続的にいる。ベトナムは単身者が多い。保育所等に預けるのは、ブラジル、フィリピンの方が多い。
- ・ 企業の近隣にある3つのこども園・保育所での受入れに偏っている。こども園・保育所は、保育所あたり20～30人。その周辺は1ケタで、その周辺は受入れ無しという状況。

（２）主な取組

① 通訳の配置等

- ・ 通訳・翻訳のできる外国籍の嘱託職員を3名雇用し、私立こども園・保育所も含め、外国にルーツを持つ子どもを受入れている保育所を巡回している。
- ・ 外国籍の子どもが多い公立保育所に、別途、外国籍の臨時職員5名を配置している。
- ・ 2019年3月、多文化共生推進プランを策定した。市民協働課とダイバーシティ推進室で担当したものであり、子ども福祉課も関与している。
- ・ 多文化共生推進プラン策定をきっかけとして、多言語翻訳機を約60台導入した。配布先は、各保育所や小中学校、病院、観光地、市役所の窓口等である。

② 保育所・幼稚園職員向け研修

- ・ 多文化共生プラン策定をきっかけとして、保育所および幼稚園職員向けポルトガル語講座を昨年から実施し始めた。年6回の講座で、市内の仁愛大学と連携して開講している。今後も引き続き開講する予定でいる。職員向けの多文化共生研修も実施している。

③ プレクラスの実施

- ・ プレクラス（初期指導教育）については、以前簡易的なことを行っていた。現在は、外国人を雇用する企業と連携を強化して、子どもの支援を行っている。

（３）主な課題

- ・ 通訳・翻訳者等の人員不足。外国籍の子どもを受入れている保育所でのニーズは高いが、補助も限られており、予算の上でもこれ以上配置することは難しい。
- ・ 外国籍家庭は、日本人よりも年度途中の出入りが多いため、人数調整の対応が難しい。保育所において希望者を受入れてもらっている状況。

5-2. 福井県 越前市（保育所ヒアリング）

（１） 当該保育所での外国にルーツを保つ子どもの受入れ概況

- ・ 通園している外国にルーツを持つ子どもは17名（2019年10月時点）。4月の時点では20名程在籍していたが、夏頃途中退園が相次いだ。1歳児～5歳児の各クラスで3～5名程。0歳児クラスは0名。
- ・ 1歳児クラス、4歳児クラスに外国籍保育補助員(臨時職員)を配置している。

（２） 主な取組

① 翻訳、通訳等の対応

- ・ 保護者への連絡事項は、日本語とポルトガル語の両方を、ホワイトボードに書いている。
- ・ 保育所から渡すお便りや献立表、与薬書等は、全てポルトガル語に翻訳している。
- ・ お便り配布時に心がけていることは、日本語とポルトガル語の双方を同じタイミングで渡すことである。以前に外国籍の保護者から指摘を受けたことがあり、保育所としてもその内容に納得したため改善した。
- ・ ポルトガル語による連絡帳のやり取りも通訳者、補助員により対応している。
- ・ 通訳者が、保護者に対して何と伝えたのか、又、保護者はどのように回答したのか等、通訳内容の確認をしている。
- ・ 入園前の園の見学について希望者には通訳と一緒に対応している。

② 園内掲示物

- ・ クラス名や看板については、ポルトガル語表記やローマ字表記をしている。翻訳ではなく、日本語の読み方であり、いちご組は「ichigo」と表示している。国籍関係なく、子どもたちには日本語のクラス名で呼んでもらいたいという考えがあつてのことである。
- ・ 手洗いや登園時の各園児での準備や約束事等は、写真を使って掲示する等工夫している。

③ 食事面の配慮

- ・ 食べられるものや量等については、保護者と相談し、徐々に慣れるよう丁寧に対応している。
- ・ 麦茶が飲めない子どもに対しては、水なら飲めるという場合には、家から水を持ってきてもらうようにしている。
- ・ 給食で、ブラジル料理（フランゴ ア パッサリーニョ）を出したこともある。
※フランゴ=鶏肉 ※パッサリーニョ=素揚げ

④ 保護者同士の交流

- ・ 保育所の夏祭りでブラジル料理（パステル）を屋台で出してみたところ、料理をきっかけに日本人とブラジル系保護者間の交流が促進された。

⑤ 緊急時の対応

- ・ 通訳不在時に急病等が発生した場合、保育士がカタコトで「ねっ おむかえ おねがい」等と保護者へ連絡している。保護者の日本語能力にあわせて、カタコトならわかる方、父／母親だけ日本語がわかる方等、それぞれに合わせた対応をとっている。

⑥ 市の研修への参加、小学校との連携

- ・ 市の子ども福祉課 主催の保育所および幼稚園職員向けポルトガル語講座に、職員が参加している。研修後においては、園内でも職員同士で、ポルトガル語の簡単な単語を使用したり、ポルトガル語で手遊びをしたりと保育に活かすようにしている。
- ・ 小学校への申し送りは、国籍に関係なく行っている。

(3) 主な課題

- ・ 園児同士がポルトガル語で会話をしていると保育士が何を言っているのかわからないことがある。
- ・ 年齢の小さい子は、保育士に伝えたい気持ちがあるが、ポルトガル語の発音がはっきりしないので、通訳スタッフもわからず、どちらの言語でも気持ちを汲み取ることが難しい時がある。
- ・ 保護者については、通訳の方が入っても、細かなニュアンスや捉え方や考え方の違いがある。文化の違いなのか、個性なのか判断しづらく、コミュニケーションがとりづらい部分はある。
- ・ 園として伝えたいことを通訳者に理解してもらい、伝えてもらうようにしているが、通訳者と保護者の関係性の中に私情が入ると主訴を正確に伝えてもらうことが難しい時がある。
- ・ 発達障害の見極めが困難な場合がある。また、発達的に特性のある子どものことを、どう保護者へ伝えるべきかが難しい。家での困り感があれば、その悩み相談をきっかけに園での支援方法を伝えたり、医療機関につなぐこともできる。そうではないと説明が難しい。

6. 神奈川県 川崎市

6-1. 神奈川県 川崎市（市区町村ヒアリング）

対象	こども未来局子育て推進部保育課 川崎区役所児童家庭課
----	-------------------------------

（１）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 川崎市では、従来からオールドカマーの方々が多く居住しており、2019年3月末時点で、外国人市民は42,635人であり、最多が中国籍15,410人、2番目は、韓国・朝鮮籍の8,124人となっている。3番目以降は、フィリピン、ベトナム、ネパールが続く。
- ・ 川崎市内で、保育所の対象年齢になる外国にルーツを持つ子どもの大半が川崎区に集中している。川崎区は、日本人含めて2019年4月1日の入園申請件数が1,200名程度であり、そのうち外国籍の子どもの申込みは193名であった。国籍は中国出身者が最多（113名、58.5%）で、ベトナム、フィリピン、韓国籍が続く状況である。全体的に毎年どの国・地域出身者も増えてきているが、特に中国出身者の増加が目立つ。
- ・ 入園している外国籍園児は2019年4月1日時点では905人（全体の13%程度）。
- ・ 川崎区役所（大師支所・田島支所は除く）での窓口対応を行う職員の肌感覚では、利用申請相談の4～5人に1人程度は外国籍の方からの相談であると感じるほどである。（主に中国国籍が多い）

（２）主な取組

- ・ 日本語を話すことができない場合、電話通訳（1回1,200円）と、タブレット通訳（川崎区で2台、1分300円）の2つの通訳サービスを行政で提供している。相談となるとどうしても時間がかかる場合があるため、電話1回分の上限がない電話通訳がよく利用されている。特に電話通訳は数年前に、最初に川崎区が導入して、少しずつ効果が認識され、現在全市的に拡大しようと調整をしている。コミュニケーションがかなり取りやすくなったと考えている。
- ・ 川崎市では、川崎区を中心にオールドカマーの方々が長く居住しており、すでに1970年代以降から外国人市民向けの支援や、広く一般市民向けに教育・啓発活動等の取組を行ってきた。
- ・ こうした背景のもと、外国人市民の声を市政に反映するため、川崎市では条例に基づき「外国人市民代表者会議」を1996年に設置した。保育所における外国籍等の子ども・保護者への対応に関わり、この代表者会議からも要望があり、2018年6月から、保育所申請に係る資料の多言語化を行った（現在、英語、中国語、韓国語、タガログ語の4カ国語。今後ポルトガル語、スペイン語、ロシア語の追加を予定している）。
- ・ 資料の多言語化は、会議を管轄している市の外国人市民施策担当と連携して行った。資料の作成にあたって、窓口で説明すべき最低限の内容に限定することとし、あくまでも窓口相談に来てもらったことを前提として作成した（そのため、ホームページ等での一般公開も行っていない）。「渡して終わり」とならないことを心がけている。
- ・ また、窓口での対応の補助のツールとして、川崎区役所では外国籍の方の保育所申し込みに係る聞き取り票も作成した。項目は、父母の言語状況や食事の状況（宗教上の理由から食べられないものがある）

るか)、申請時・申請後の渡航状況などである。

(3) 主な課題

- ・ 入園前は自国と異なる又は自国には無い日本の保育制度に関する理解不足、及び、文化・風習等の違いにより制度説明を行ってもイメージが食い違っているなど、自分たちなりの解釈に基づく情報が流通しており、各種トラブルや課題の根本的な要因になっていると、窓口担当が感じることが多い。入園後は、施設側と保護者（子どもも含む）が文化・風習等の違いによる施設利用上の問題等が生じている。
- ・ 外国籍の方に対しては一定の配慮が必要であるが、一般の日本人利用者と比べてどこまで公平性を担保していくかが悩ましい。例えば、日本人の場合は毎年1月末ごろに利用内定となり、2月中に内定となった保育所等の入園前健診等を行い、3月末に入園決定に至るが、それまでの間に連絡が取れなくなってしまった場合や必要な書類提出などが無かった場合は、内定を取消するための手続きを行う。しかし、中国出身の方の場合、2月は旧正月にあたり、帰国中の期間と重なって内定となった保育所等の入園前健診等を予定どおりに行えない、連絡が取れなくなるなど、現場では内定取消しとするかの判断にためらってしまう。
- ・ 資料の多言語化については、毎年制度が少しずつ変わるなど変更点が生じるため、更新手続きが追いつかない面もある。

6-2. 神奈川県 川崎市（保育所ヒアリング）

（１） 当該保育所での外国にルーツを保つ子どもの受入れ概況

- ・ 外国にルーツを持つ園児は、定員 155 名中 15 名が在園している。主な国籍は、フィリピン、ベトナム、中国、韓国。2019 年 10 月にブラジルのお子さんも入園した。
- ・ 外国にルーツを持つ園児数の推移は、昨年度が 18 名、一昨年度は 14 名であった。おおよそ 10 数名のあたりを推移しており、大きな変動はない。国籍については、以前からフィリピン、中国、韓国の方々がいたが、最近になってベトナム、南米の方が新たに加わっている。

（２） 主な取組

① 入園時・前

- ・ 川崎市役所の児童家庭課で、外国にルーツのあるお子さんが当園への入園を希望していることを把握した場合は、保育所にその情報が伝達される。園からは、入園説明会や手続き時に必ず日本語のわかる方を連れてきてもらうようお願いしている。また、入園後もその方にフォローしていただけるよう依頼している。
- ・ 入園説明会では、説明会のしおりにルビをふり、園生活に関して特に伝えなければいけないこと（時間や持ち物など）を重点的に伝えている。また、入園面接時、アレルギー対応や予防接種などの医療面、ハラルなど食事面での注意事項など確認している。

② 入園中

- ・ 日々の連絡事項は、メモやお便りを渡し、担任がその都度、詳細を説明している。例えば行事の際は、集合時間、場所などが主な説明事項である。メモの言語は、ローマ字で読める方にはローマ字を使い、簡単な日本語が分かる方にはひらがなを使うこともある。園からのお便りについては、ひらがなのルビをふったものを渡している。

③ 入園後（小学校へ）

- ・ 無事に小学校に行けるよう、入学前に、保育所でできるだけ情報を伝えている。小学校入学に関する手紙が市から届いても保護者が気づいていない場合があるため、担任が、手紙の到着状況の確認や、外国の方向けの入学説明会に関するアナウンスなどを行うようにしている。
- ・ 川崎区の学校には国際学級が多く、保育所との連携の重要性が認識されている。小学校への引き継ぎは従来から丁寧に行ってきたが、外国籍で配慮が必要なお子さんについても、その一環として丁寧に引き継ぐようにしている。

④ 研修など

- ・ 川崎市では各区に保育・子育て総合支援センターを設ける取組を進めている。当園は川崎区のセンター園になっており、保育の質の確保の観点から、研修の拠点を担っている。川崎区では、保育所における外国人にルーツのある方への対応を、区全体で取り組んでおり、川崎区保育・子育て総合支援セ

ンターの民間連携・人材育成担当が区の全保育所を対象とした研修等を設けている。研修の内容は、川崎区と、センター園である当園とが合同で担当している。

（３） 主な課題

- ・ 制度を理解してもらうのが難しい。日本では、就労ビザが切れてしまったり就活期間を過ぎたりすると認可園に在籍できなくなる仕組みになっているが、外国の方は保育所に入れたらずっと在籍できると思っている方もいる。
- ・ 延長保育の仕組みもなかなか理解してもらえない。「保育所が開いているから預かってもらえる」と思われがちである。就労状況によって預かれる時間が異なるが、「お金を払えば預かってもらえるのか」と聞かれることもある。
- ・ 大事な連絡事項は、必要に応じて、メモを使いながら対面で説明し、理解されているかどうかを確認している。ただ、分かっているなくても分かっていると回答される場合があるので注意が必要である。
- ・ 国民性の違いへの配慮も必要である。日本人にはニュアンスで伝わるのが、外国の方には断定的にはっきり伝えなければ伝わらない。ただし、日本の生活に慣れてニュアンスが分かるようになってくると、断定的な言葉がきつく感じるようになる。一概に外国籍だからとひとくくりにはできず、一人一人の状況を考慮して伝える必要がある。

7. 愛知県 西尾市

7-1. 愛知県 西尾市（市区町村ヒアリング）

対象	子ども部 保育課
----	----------

（1）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 西尾市における外国籍人口は 2019 年 10 月 1 日現在で 10,054 人である。
- ・ 主な国籍は、ブラジルが 3,717 人、ベトナムが 2,355 人、フィリピンが 1,379 人、中国が 736 人、インドネシアが 656 人である。
- ・ 今年度の保育所児 4,422 人のうち、176 人が外国籍である。公立幼稚園児は 633 人で、うち 61 人が外国籍である。

（2）主な取組

- ・ 市の保育課にポルトガル語通訳を配置（2020 年度は 1 名の予定）して、窓口での対応や相談、各園への巡回、翻訳などを行っている。ベトナム国籍の住民が増加しているため、地域つながり課で新たにベトナム語通訳者の採用を検討している。
- ・ 保育所・幼稚園・保育課向けに、ポケトークを合計 26 台購入した。グーグル翻訳を使って、適宜対応している園もある。
- ・ 日本語がわからない保護者には、通訳が説明をしたり、配布物の漢字にルビを振ったりしている。また、日本語を理解できる友人や職場の同僚などが間に入って、意思疎通や情報伝達を行うこともある。
- ・ 通訳は、園からの要請があった場合に出向いており、急ぎのことがあれば、随時対応もしている。翻訳内容は、入園のしおり、園だより、給食だより、掲示物などである。
- ・ 国籍に関わらず気になる子どもについては、就学予定の小学校の教頭先生に、保育所へ様子を見に来てもらおうようにしている。
- ・ 2008 年より、プレスクール事業（西尾市教育委員会事務局／学校教育課の「多文化子育て支援事業・就学前児童に対するプレスクール（初期指導教室）」事業）を行っていたが、2020 年より、外国にルーツを持つ子どもに対する就学支援事業と 1 本化し、プレスクールを通年で開催する。拠点は多文化ルーム KIBOU である。

（3）主な課題

- ・ 保護者の日本語能力が課題である。子どもは、園で言葉を吸収しているという認識を持っている。

7-2. 愛知県 西尾市（保育所ヒアリング）

（１） 当該保育所での外国にルーツを保つ子どもの受入れ概況

- ・ 外国にルーツを持つ園児数は 159 人中 23 人である。ブラジル系が最も多く、15 人である。その他がフィリピン 3 人、ベトナム 3 人、ネパール 1 人、中国 1 人である。
- ・ 近隣に低家賃の雇用促進アパートがあり、昔より外国人住民（特にブラジル人）が多い。

（２） 主な取組

- ・ ポルトガル語通訳について、市から週 2 回通訳派遣の活用。
- ・ 西尾市が 2019 年 12 月頃にポケトークを購入し、1 台が当保育所に配布され、活用を開始した。
- ・ 保育所で配布する書面は、基本的にポルトガル語版と日本語ルビ付きの 2 種類用意。
- ・ 毎年 4 月に、通訳から保育士向け講話の時間を設けている。育児に関する文化・価値観の違いを理解し、トラブルやクレームを少なくするため。
- ・ 保育士自身が、簡単な言葉やよく使うお願いごとのポルトガル語表現を覚えており、直接カタコトで説明している。
- ・ 給食については、外国人の子どもたちは、最初まったく食べられないことが多く、まぜごはんを、白米かパンに変更するという対応をとっている。
- ・ 園内でプレスクールを開講。期間は、1～3 月の 3 か月間である。最初に語彙調査を実施し、あまり日本語が習得できていない子を対象に、週 1 回行っている。多文化児童コーディネーターが、外国人の多い保育所を回って実施。プレスクールの参加者は、毎年 4～5 人である。ほぼブラジル系である。
- ・ 多文化関係の機関はきちんと把握していないが、プレスクールの担当教員とは連携が取れている。
- ・ 国籍を問わず、小学校入学後の見守りは行っており、小学校の入学前検診と知能検査も実施している。その結果フォローが必要と判断された外国籍の子どもは、小学校における支援プログラムを受ける。小学校入学後 3 か月のみ通う。

（３） 主な課題

- ・ 課題で最も大きいのは言語である。保育士たちが、文化や食事等の違いを園児に上手く伝えてあげることができない。
- ・ 経済面の問題では、保育料が払えず退園せざるを得なかったケースがあった。2019 年 10 月より保育料が無償化されたが、10 月以前の保育料を滞納しており、支払えなかった。副食費の 4,500 円が支払えず滞納になってしまうケースもある。
- ・ 過去に、大学が作成した幼稚園・保育所ガイドブック（英語・中国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語）があるが、冊子形式で文章が多く使いづらい。保育士がポケットに入れておいて、すぐ取り出して使えるようなものが望ましい。厚生労働省等が、トイレや持ち物等の表示ツールを作成・配布してくれると有難い。
- ・ 同じ国籍の子ども同士が固まると日本語を覚えないこともあり、保育士の理解もできなくなること

から、固まり過ぎないように配慮している。

- ・ 言語と知能の発達度合いは、判断が難しい。能力的に日本語習得ができないのか否か判断が難しい。言語習得時期である2歳くらいに、家と外で異なる言語を使用することに混乱しているようである。長年の保育士の経験からすると、5歳になると言語が理解できるようになり、混乱が落ち着いてくる傾向が見受けられる。5歳時点で、知能言語の判断がしやすくなる。

8. 東京都 新宿区

8-1. 東京都 新宿区（市区町村ヒアリング）

対象	子ども家庭部 保育指導課、保育課
----	------------------

（１） 当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 新宿区における 0～5 歳の外国籍人口は 2019 年 1 月 1 日で 1,034 人であり、0～5 歳全人口の 7%を占めている。主な国籍は多い順に、中国、韓国、ネパール、ベトナム、ミャンマー、台湾、アメリカ、フランスとなっている。従来から中国が 1 番、韓国が 2 番という順番になっている。ネパールは以前まで 4 番目だったが、今年になりベトナムと入れ替わった。ただし、ネパールは、割合として増えているが、人口は 2018 年から 19 年にかけて微減している。
- ・ いずれもアジア圏出身者が中心であり、大久保、百人町、北新宿の 3 つの地域に集中している。一方、神楽坂にはフランス人コミュニティもある。

（２） 主な取組

- ・ 入園に伴う基礎的事項を盛り込んだパンフレットを、庁内連携した上で 4 か国語に翻訳し、区立保育所に配布している。
- ・ 区が通訳会社に委託をして、通訳者を保育所に派遣する日本語サポート事業を行っている。子ども 1 人あたり年間 30 時間派遣するほか、保護者対応での派遣も行う。この制度は、区立保育所に加えて、私立認可保育所、認証保育所でも使うことができる。通訳派遣の費用は、すべて区で負担している。2018 年度の利用実績は、488 時間で、中国語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、英語、ベトナム語に対応した。
- ・ 園生活の場面ごとに保育所でよく使う言葉について、英語、中国語、韓国語の 3 か国語版に翻訳した簡単な冊子を、長く使っている。
- ・ 私立保育所等に対して、外国籍の子どもに特別な対応を行った場合への支援として、当該園児 1 人あたり 9,000 円／月の補助（都補助を活用）を行っている。この補助金は、音声翻訳機の購入や通信費、宗教食の対応などに活用されている。

（３） 主な課題

- ・ 保育指導課による保育所へのヒアリングでは、1) 緊急対応時の指示等、2) 予防接種の確認、3) コミュニケーション、4) 文化・慣習、5) 食事、6) 衛生・服装、7) 時間感覚等の課題が挙げられた。
- ・ 特に 4) については、外国の文化・風習をどこまで尊重するか、日本の文化・風習をどこまで求めるかの線引きが非常に迷うところである。例えば各国における食事のマナーや服装、宗教的なしきたりなどがある中で、日本のやり方を一方的に押しつけることになることも避けたいが、日本人の園児や保護者への対応を考えると、そのままでいいのか判断が難しい。
- ・ 音声翻訳機は有効であると園から聞いている。ただし、在園児の状況によっては 1 か所 1 個では足りず、1 か所 3 個くらいは必要である。区内には、3 階建ての保育所などもあり、各階 1 個程度配置

できるとよい。区としては、国に対してポケットークの導入補助をお願いしたい。

- ・ また、宗教食への対応は、アレルギー対応と同程度に慎重さが求められ、当該園児が一人でもいれば相当のコストがかかることになる。こうした状況に応じた国からの補助制度があると保育所の支援につながる。
- ・ 例えば、宗教食対応は、アレルギー対応と同程度に慎重な対応が求められ、人数の多さによってコストが変わるものというよりも、当該園児が一人でもいれば相当のコストがかかることになる。そのため、補助金支給基準を外国籍の子どもの割合ではなく、「一人当たり」という支出にしてみようと有り難い。

9. 千葉県 鴨川市

9-1. 千葉県 鴨川市（市区町村ヒアリング）

対象	健康福祉部 子ども支援課
----	--------------

（１） 当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 総人口は 32309 人。うち外国人人口は 588 人で、外国人人口比率は 1.82%。
- ・ 過去 5 年間の外国人人口増加率は 17.37%である。

（２） 主な取組

- ・ 当事者が母子保健担当部署へ母子手帳交付を受けるために来庁した際や、当事者宅を保健師が新生児訪問した際などに、外国籍の保護者・お子さんを把握。必要性をみて国際交流担当につないで通訳手配等支援。この対象者すべてが保育所に入るわけではないため、支援の過程で、保護者が保育所入園意向を申し出た際には、母子保健課や国際交流担当から保育担当に連絡が届く。
- ・ 当事者が保育担当窓口に直接来られて保育所入園の意向を示した場合には、保育担当から、母子保健担当と国際交流担当に照会をかけ、これまでの支援の経緯や支援内容を確認し、保育所入園・在園中に必要な支援に関する参考としている。ケースとしては後者のほうが多い。

10. A自治体

10-1. A自治体（市区町村ヒアリング）

対象	保育担当部局
----	--------

（1）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 総人口は約 2.2 万人で、そのうち外国人人口は約 19,000 人、外国人人口比率は約 9%である。
- ・ 過去 5 年間の外国人人口増加率は約 25%となっている。
- ・ 自治体内の保育所の外国籍等の子どもの受入れ状況について、特定の園に偏ってはならず、万遍なく受入れている。国籍は中国、東南アジアが多い。

（2）主な取組

- ・ 毎年 8 月に自治体が主催で、地域ブロックごとに保育所を集めた懇談会を開催している。懇談会では、主に、次年度の募集園児数などについて確認や検討を行っている。
- ・ 各保育所に入園児数の確認を行う中で、外国籍等の子どもの受入れ人数も確認している。
- ・ 懇談会では、その他、保育所の運営等で困っていること、自治体への要望などについても意見交換を行っている。
- ・ 外国籍等の子どもや保護者に関連する意見や要望等では、これまでにポケトークを購入してほしい、という要望があった。また、入園決定の際の保護者の就労状況確認などについて質問があった。
- ・ 通訳機器の導入について保育所から要望があることから、既存の公共サービスなどで、無償で通訳が相談に応じてくれるところなどがあれば、紹介してもらえるとよい。
- ・ 今後の取組として、まずは公立保育所から、通訳機器の導入について検討する予定である。

1 1. 岐阜県 美濃加茂市

1 1-1. 岐阜県 美濃加茂市（市区町村ヒアリング）

対象	健康福祉部 こども課 市民協働部 地域振興課
----	---------------------------

（1）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 2020 年 1 月 1 日時点では、総人口が 57,323 人、外国籍の方が 5,323 人である。5 歳未満の外国籍の人口は 374 人となっており、少なからずいる状況である。
- ・ 国籍としては、ブラジルが最も多く 2,204 人、フィリピン 2,117 人となっており、この 2 か国で 8 割強を占める。
- ・ 当市にもともと製造業の工場が多く立地しており、1990 年の「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、そうした工場働く日系ブラジル人の流入が進んだ。また、2000 年以降はフィリピン国籍の住民も増加し、ピークの 2008 年には外国人数が 6,234 人、外国人比率は 11.2%となった。
- ・ リーマンショック時に、大企業の工場が撤退することが重なり、外国人労働者が急激に減ったが、最近では、また増加傾向になり、定住も進んでいる。
- ・ 外国籍住民は、大企業の工場があった古井地区に多く居住している傾向がみられ、この地域に所在する公立保育所においてもっとも外国籍の子どもの受入れが多くなっている。

（2）主な取組

① 多文化共生プラン

- ・ 2009 年に、第 1 次美濃加茂市多文化共生推進プランを策定（現在第 3 次プラン。2019 年 3 月策定）。美濃加茂市に住む全ての外国人を支援していくことになった。美濃加茂市で多文化共生を進めていく中で、最初に課題になったのが、就学年齢以上の子ども達の支援である。日本の学校で受入れるものの、ドロップアウトしてしまう子どもが多かったため、特に外国籍住民が多い古井地区の小学校に初期適応教室「のぞみ教室」を設置し支援を始めた。
- ・ しかしながら、小学校で「のぞみ教室」を希望する子どもが非常に多く、小学校だけで対応することが難しくなったため、保育所段階から支援を開始してはどうか、ということになり、2017 年より一部の公立保育所において、就学前支援（プレスクール）の取組を開始した。
- ・ この取組は、2019 年に策定された「第 3 次多文化共生プラン」の中にも施策のひとつとして追加された。また、2020 年からスタートする第 6 次総合計画にも盛り込まれる見込みである。

② 就学前支援（プレスクール）

- ・ こうした経緯により、外国籍等の子どもの受入れが多い公立保育所 2 カ所で、年中児と年長児を対象とした就学前支援として、プレスクールを実施している。小学校へのスムーズな移行を目的として、名前の読み書き、簡単な日本語表現、数の数え方、学校生活で必要となる基本的な生活習慣を教えている。参加は任意だが、外国籍の子どもだけでなく外国にルーツを持つ子どもを幅広く対象として呼びかけを行い、積極的な参加を促している。

- ・ プレスクールの講師は1名で、日本語講師の資格を持つ方に依頼している。可能な場合は、ポルトガル語の通訳者も同席している。
- ・ プレスクールを受講した子どもたちは、小学校入学後に「のぞみ教室」に通わずに通常クラスになじむことができている。

③ 通訳の配置

- ・ 10年以上前から、外国籍等住民が多い地区に所在する公立保育所3園について、それぞれ1名ずつ通訳を配置している。もっとも外国籍等の子ども数が多い園はフルタイム、それ以外の2園はパートタイムでの勤務となっている。採用にあたっては、市の広報誌で募集をかけた。
- ・ いずれもブラジル国籍の方で、保育士資格は持っていないものの、長年勤務をしているため保育所の業務への理解が深く、保護者への支援を積極的に行ってくれている。

④ 保育所間のネットワーク

- ・ 公立保育所の園長会では、外国籍園児が転園する際の対応の引き継ぎ等が行われている。また、入園時の問診に関して、必要な情報をうまく聞き取ることが難しいということが話題となったことから、ポルトガル語による様式を作成し、共有している。

⑤ 他部局のネットワーク

- ・ 健康課と連携し、母子手帳交付の際に、外国籍等の保護者に対して口頭で保育所の案内をしてもらい、生まれる前でも保育所の見学に来てよいということを伝えてもらっている。
- ・ また、地域振興課では地方創生の一環として女性活躍推進に取り組んでおり、その中の一つの取組として子どもを持つ母親を対象とした講座などを市内の商業施設で実施している。外国籍等の母親の参加も多いため、こども課の担当者もその場に参加し、保育所や子育て支援に関する情報を提供している。

(3) 主な課題

- ・ プレスクールについて、現在実施しているのは2園のみであり、他園に通っている外国籍園児には対応することができていない。来年度、私立の保育所でもプレススクールを拡大する予定であり、今後受入人数をさらに増やしていきたいと考えている。
- ・ また、当市では外国籍住民の定住が進み、外国籍の子ども的高校進学率が約9割にまで高まっている。彼らの中から、保育士資格を取る者が出てくることを期待している。

11-2. 岐阜県 美濃加茂市（保育所ヒアリング）

（１） 当該保育所での外国にルーツを持つ子どもの受入れ概況

- ・ 美濃加茂市の中でもっとも外国籍住民の多い地区に所在している。
- ・ 園児数は全体で 160 人。そのうち外国籍園児は 35 人。国籍はブラジルがもっとも多いが、フィリピンやペルー国籍の子どもも数名在籍している。
- ・ 職員は全体で 37 人。通訳として、ブラジル国籍の方を 1 人フルタイムで雇用している。

（２） 主な取組

① 分かりやすい日本語等の工夫

- ・ 靴のしまい方など、日常の動作については写真で説明している。
- ・ 周りを見てまねることができる子どもは、それほど詳しい説明がなくても生活に慣れることができる。

② 多文化教育

- ・ 基本的には日々の活動は日本語で行うが、手遊び歌をする際に、ポルトガル語だとこんな表現をするということを伝えている。
- ・ 保育所で出すおやつに、ブラジルのポンデケージョというおやつを出すこともある。

③ 発達支援

- ・ 日本語がわからないために理解できないのか、発達の課題により理解ができていないのか判断が難しい。
- ・ プレスクールで事前事後に語彙力テストを実施することで、理解度を数字で把握できるようになったことは大きい。20 回すべてを受講しても点数があまり伸びなかった場合などは、小学校でも引き続き支援が必要と判断することもある。小学校の先生との面談の際に、気になる子どもの情報は伝えている。

④ 文化や生活習慣の違いへの配慮

- ・ 保育に対する考え方が異なり、遊びに重点をおいた保育への理解が得られないことがある。そうした際は、遊びを通じて子どもが何かに気づいた場面を写真に撮り、その写真を見せながら遊びを通じて学んでいるということを伝えている。
- ・ こうした保育の意図について、通訳が補足をして伝えてくれていることもある。

⑤ 保護者同士の交流

- ・ 以前はなかなか日本人の保護者と外国籍の保護者の交流がなく、外国籍の保護者は保育所に対する関わりが少なかった。そこで、一緒に保育所を盛り上げていきたいと考え、6 年ほど前から外国籍の保護者に声をかけ、保護者会の役員になってもらっている。

- ・ 役員を務めることで、外国籍の保護者自身の保育所に関する理解が進んできたと感じる。また、外国籍の保護者がイベントに積極的に取り組む姿勢を受け、日本人の保護者も活発になってきている。
- ・ こうした活動を通じ、自然とあいさつが増えるなど保護者間の交流も増え、保育所全体として雰囲気はよくなった。
- ・ また、参観日の企画をサッカー教室や体育遊びなど親子でふれあえる内容にしたところ、外国籍の保護者の参加率が100%となり、日本人よりも高かった。

(3) 主な課題

- ・ 給食等に慣れるまで時間がかかるため、いきなり他の子どもと同じ量を出すのではなく、少しずつ量を増やしていくようにしている。
- ・ 子どもを怖がらせるということをしない文化のため、節分など鬼が出てくる行事には子どもを参加させないという家庭もある。おばけに対して抵抗感を示す家庭もあり、発表会でおばけがテーマとなる劇を行った際に参加しなかったということも聞いている。
- ・ 緊急時の対応について、外国籍の保護者は派遣会社に勤務している割合が高いため、緊急時はまず派遣元の会社に連絡し、そこから派遣先に連絡するという手順になることが多く、保護者に連絡が取れるまで時間がかかってしまう。

12. 滋賀県 甲賀市

12-1. 滋賀県 甲賀市（市区町村ヒアリング）

対象	保育幼稚園課、政策推進課
----	--------------

（1）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 甲賀市では、特定の地域で外国籍の人の多い地域がある。国籍別でみると、ブラジル、ペルー、中国等が多い。近年ではベトナム国籍の人も増えている。

（2）主な取組

- ・ 甲賀市では、国際交流協会が2005年に設立され、外国籍の方々の支援、多文化共生社会づくりの取組を行ってきた。
- ・ 保育所・学校に関する外国籍の方々の支援は、上記の協会で実施している。日本語学習会を通じて、学習だけでなく生活のサポートも行っている。その中で、学校への進学や保育所入園時・入園中の困りごとなどについて情報が寄せられ、関係の部署につないでいる。継続的に、外国籍の保護者・子どもに配慮した入園支援や就学支援が行われている。言語は、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語など。
- ・ 保育幼稚園課と学校教育課に「母語相談支援員」を配置して支援を行っている。詳細は下記。

① 保育所に関わる支援：

- ・ 市の保育幼稚園課に母語相談支援員を配置している。保育幼稚園課の母語相談支援員は現在3名で、母語はポルトガル語やスペイン語。主に、日本で生まれ育った、両親がブラジル人といった方々。こうした方々は、母語も日本語も理解できるので、保育士と外国籍の親子の架け橋として活躍している。
- ・ 外国籍の方々の居住地域は偏在しているため、外国籍の人が多い地域の保育所には母語相談支援員を配置。そのため、外部から通訳を派遣してもらうことなく、自園内で対応できるようになっている。
- ・ 各園の入園説明会の際、必要とされる園に母語相談支援員が同席し、通訳や補足説明などの支援を行う。こうした外国籍の保護者・子どもに配慮した入園説明会は、甲賀市主導の取組として、各園で実施している。説明会では、保育所の持ち物の見本を見せて保護者に説明する等、説明方法も工夫している。
- ・ 母語相談支援員の同席の要否の判断は、入園決定者名簿＋αの情報で母語を確認したうえで、母語相談支援員へ同席を要請する。外国籍の人であっても、保育所での説明の理解が可能なレベルで日本語ができると判断される方々については、母語相談支援員は不要と判断する場合もある。
- ・ 就学支援の一環として、保育所から小学校見学などを行う際は、保育幼稚園課の母語相談支援員が園児に同行する。

② 就学・学校生活の支援

- ・ 学校教育課にも、母語相談支援員が配置されている。こちらについては、個別の学校へは配属されず、市役所に勤務し、必要に応じて学校に出向いている。人数は3名程度。
- ・ 就学準備の一環として、学校説明会の際は、入学の際の準備や、学校の勉強とはどういうものか、どんな学校生活か等をわかりやすく情報提供する際、学校教育課の母語相談支援員がサポートしている。

③ 「多文化共生」の取組

- ・ 市の政策推進課により、「多文化共生推進庁内チーム会議」「多文化共生推進委員会」を開催している。
- ・ 「多文化共生推進庁内チーム会議」は甲賀市役所の関係課の代表が出席する。「多文化共生推進委員会」は市役所の職員のほか、国際交流協会の担当者や、地域の住民や有識者、外国人コミュニティの代表者などが参加している。参加者の言語は中国人、フィリピン人、ブラジル人など多様。
- ・ 地域住民は、ボランティアとして外国籍の方々を支援している方など。そうした方々は、国の制度の改正などの動きなどにアンテナを張っており、問題意識が高いため、積極的に会議での検討に参加されている。
- ・ 開催回数は年間2～3回。外国籍の方々に影響のある法制度で改正などがあると開催回数は変動する。

（3） 主な課題

- ・ 母語相談支援員のいる保育所は限られている。すべての保育所には配置していないため、母語相談支援員は他園での支援も担う必要がある。
- ・ 入園希望者の名簿だけでは、母語相談支援員の要否は判断できない。入園申込の際に、受付で外国籍と思われる方については聞き取りを行うなどの配慮が必要。
- ・ 近年、ベトナム籍の方が増えてきた。これまでの経験を踏まえながら、対応言語を拡大する必要性が出てきている。

13. 福岡県 飯塚市

13-1. 福岡県 飯塚市（市区町村ヒアリング）

対象	福祉部 子育て支援課
----	------------

（1）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 飯塚市における外国籍人口は2019年12月末現在で1,462人であり、微増傾向が続いている。福岡県内では5番目に外国籍住民が多い自治体である。
- ・ 国籍別でみると、従来は中国籍、韓国籍が大部分を占めていたが、近年はその2カ国が減少傾向にあり、かわって、ベトナム、ネパールなどの世帯が増えている。在留資格は、特別永住者が4割、永住者が2割弱を占めている。

（2）主な取組

- ・ ネパール出身のイスラム教徒の家庭の子どもが入園するにあたり、入園のフォローをしていたNPO法人の支援団体の方から、宗教上求められる、特別な配慮についてアドバイスがあった。それまでイスラム教徒の子どもを受入れたことがなかったが、1人の子どもの入園をきっかけに、園全体で、ハラール食への対応等へと動き出した。
- ・ 具体的には、保育所職員が、当該イスラム教徒家庭の保護者や、入園時にフォローに入ったNPO法人等へのヒアリングを行うとともに、イスラム教徒の方への対応に関わる文献等を調べた。これらを通して、宗教上特に気をつけるべきこと（例えば、頭をなでたり、触ったりすることがタブーとされているなど）や、食事面で気をつけるべき食材等について、整理した。
- ・ これをもとに、保育所の職員会議の場で、イスラム教徒園児・家庭への対応を一つの議題として扱い、職員間での事例の共有や、共通の対応方針を定めた。

（3）主な課題

- ・ この取組をきっかけに、ハラール食への対応など、保育所内で統一的な対応ができるようになった。職員間で、「この食材は別の食材に換えないといけないね」といったような会話が自然と生まれるようになっている。
- ・ ただし、アレルギー対応のように、マニュアルのような形まではできていないため、今後は資料化してまとめ、他園も含めて、広く横展開を図っていければよいと考えている。
- ・ また、手厚い支援が必要であるという認識は強く有しているものの、自治体として、どこまで宗教食等への対応をするべきかの線引きについては、今後の趨勢を踏まえて検討していく。

1 4. 滋賀県 東近江市

1 4-1. 滋賀県 東近江市（市区町村ヒアリング）

対象	こども未来部 幼児課
----	------------

（１） 当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 東近江市における外国籍人口は2019年4月1日現在で3,305人であり、そのうち5歳以下人口は152人である。
- ・ 国籍はブラジルなど南米系の方が大半を占めている。

（２） 主な取組

- ・ 2019年度より、公立の認定こども園内に、外国籍等の子どもを対象とした外国籍児サポートルーム「にこにこ」を設置した。
- ・ 来日したばかり等で、日本語や日本の文化になじみのない子どもたちに、まずは母語を使える環境でゆっくりと園生活に慣れてもらうことが目的である。
- ・ 日本語がわからない状態でいきなり通常クラスに入ると、不安やストレスが大きいことから、コミュニケーションがとりづらくなってしまいう子どもがいて、発達に何らかの課題があるのかどうかの見極めが難しい状況があった。
- ・ こうした課題を解決するため、市の新規プロジェクトとしてサポートルームを提案したところ採択され、2019年度より事業化された。
- ・ 体制は、保育教諭1人とポルトガル語の通訳1人が常駐している。また、定期的に市役所の日本語指導員を派遣し、通常クラスの子どもたちと合同で、ポルトガル語と日本語の簡単な言葉を使う遊びなどを行っている。
- ・ 4月時点での当該園の園児数は301人で、外国にルーツのある子どもは30人ほど、そのうち25人がサポートルームを利用している。
- ・ 子どもたちは通常クラスに籍を置き、日本語の習熟度に応じてサポートルームと通常クラスを行き来する。日本語に慣れるにつれて通常クラスで過ごす時間が長くなっていくため、2020年1月時点では終日サポートルームで過ごす子どもはほぼいない。
- ・ サポートルームでは、園の生活に慣れてもらうことが目的であるため、通常クラスとほぼ同様の保育内容を実施している。
- ・ 園生活、日本の文化や言葉などに慣れてくると、通常クラスの友達と話したい、活動したいという意欲が子どもたちに生まれ、通常クラスでもより活発な自己表現ができるようになっていく。

（３） 主な課題

- ・ ポルトガル語にしか対応していないため、ベトナムやフィリピンなどの子どもたちは通常クラスからのスタートとなっている。
- ・ 他園にも同様の取組を展開していきたいが、体制などが課題である。

15. B自治体

15-1. B自治体（市区町村ヒアリング）

対象	保育担当部局
----	--------

（1）当該自治体内の外国にルーツを持つ子ども・受入れ保育所の概況

- ・ 総人口は約10万以下で、うち外国人人口は約500人。
- ・ 市内で外国籍の子どもを受入れている保育所は、公立・私立あわせて6園。人数はそれぞれ1～2人ほどで、合計約10人を受入れている。
- ・ 国籍は、中国が半分でもっとも多く、ベトナム、フィリピン、アメリカなどが続く。
- ・ 特に外国籍住民が集住している地域などはない。

（2）主な取組

- ・ 外国籍の子どもについては、比較的低年齢の段階での受入れが多く、それほど課題意識を感じていなかった。
- ・ そうした中で、近年、市内保育所で外国出身の5歳児を受入れることとなった。この年齢での受入れは初めてのことであったため、1～2か月ほど様子をみていると、言葉が通じない環境下で、その子に担任がつきっきりとなることが増え、他の子どもとのトラブルも起きるようになってきた。
- ・ こうした状況を受け、市として保育補助を配置するとともに、その子どもの母語の通訳を配置することとした。
- ・ 通訳は、中学校でも通訳を担っていた方に依頼した。2か月間、週に1回訪問してもらい、子どもや保護者の通訳を依頼した。
- ・ 保育補助は、元園長で、外国籍の子どもへの対応もしたことがある方に依頼した。2か月間、毎日午前中、子どもへの援助を主にしつつ、周りの子どもたちのフォローもしてもらった。
- ・ こうしたサポート体制ができたことで、子どもたちの様子が落ち着いてきた。また、運動会に向けて練習をする中で、当該園児と周囲の子どもとの協力関係もできてきて、相互理解が深まってきた。
- ・ 小学校への入学も見据え、小学校教員との連携も行い、学校・園・保護者の三者で懇談会を開いたり、小学校教員が園での様子を見学したりしている。
- ・ 教育委員会の中に子育て支援課があるため、学校との連携は比較的取りやすい環境にある。

（3）主な課題

- ・ 保護者とのやりとりでは、生活習慣の違いから、基本的な生活習慣を身につけさせてもらいたくても伝わりにくかったり、保育制度や、日本の文化・行事について説明することが難しい。自動翻訳機ではニュアンスを伝えられないこともある。
- ・ 今後も受入れる子どもの多様性は広がっていくと考えられ、その都度対応を考えていく必要がある。

第4章 保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集

1. 概要版

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集のご案内

①目的

- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後さらに外国籍等の子ども・保護者の増加が見込まれます。「保育所保育指針」においても、改定にあたり外国籍家庭への支援が示されました。
- 本事例集は、市区町村の保育部局および実際に受入れを行う保育所等の職員を対象として、外国籍等の子ども・保護者の受入れを行ううえでの基本的な考え方や具体的な市区町村・保育所等の事例について紹介することを目的として作成されました。



②構成

- 本事例集は全5章で構成されています。各章の概要は以下のとおりです。

はじめに

本事例集のねらい、対象者、構成について説明しています。

第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入れに関する現状

市区町村を対象としたアンケートの結果にもとづき、外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって市区町村・保育所等が抱えている課題についてみていきます。



第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント

保育所保育指針もふまえながら、外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイントについて解説しています。



第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒園まで

保育所等の入園申し込みから卒園までの各場面における、市区町村や保育所等での課題や取組のポイント、実際の市区町村や保育所等における取組事例を紹介しています。詳しい内容は次頁に掲載しています。



第4章 個別事例

2つの市区町村を取り上げ、外国籍等の子どもの保育に関する取組が始まった経緯や取組内容、他部局との連携状況等について詳しく紹介しています。

第5章 お役立ちツール集

外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって参考となる情報（国や関連機関が作成しているツール等）を掲載しています。

③掲載事例

①入園申し込みまで

- ・ 保育所等の制度や手続きに関する
多言語での周知
- ・ 入園前の問い合わせ等への多言語対応
- ・ 産後から保育所等入園までの継続的支援

②入園時

- ・ 入園のしおりの多言語化
- ・ 入園説明会での多言語対応
- ・ 入園面接での対応

体制整備

- ・ 保育所等への通訳等の派遣・配置
- ・ 保育士・保育助手等の配置の工夫や充実
- ・ 職員への研修
- ・ 保育所間のネットワーク構築

③在園中 子どもへの 配慮

- ・ 母語に配慮した保育所内での表示や声かけ
- ・ 言葉や文化の違いが築達の壁とならないような支援
- ・ わかりやすい日本語やイラスト等の使用
- ・ 宗教や生活習慣の違いへの配慮・
保育内容の見直し
- ・ 各国の文化をお互いを知るための取組

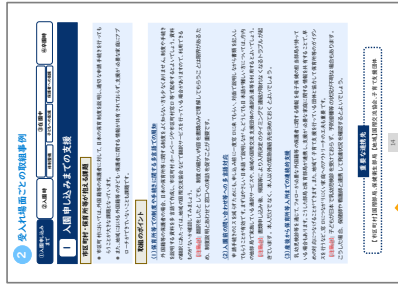
保護者への 配慮

- ・ 文書の多言語化、わかりやすい日本語やイラスト、
翻訳機の使用
- ・ 保育に関するルール・認識の違い等への配慮
- ・ 子育て、日常生活の支援
- ・ 保護者同士の交流促進
- ・ 緊急対応等のサポート

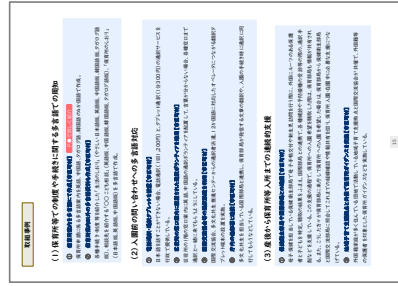
④卒園時

- ・ 小学校の制度や手続きに関する周知
- ・ 就学に向けた個別的な指導や支援
- ・ 小学校との連携強化
- ・ 地域の日本語教室等に関する情報提供

④ページ例



市区町村・保育所等が抱える課題や、各場面において有効と考えられる取組のポイント、注意点を解説しています



取組ごとに、実際の市区町村・保育所等の事例を紹介しています

事例集をご覧になりたい場合は・・・

「外国籍等の子どもものの保育に関する取組事例集」および本事業報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングホームページよりダウンロードできます。

ホーム > レポート > レポート・コラム > 政策研究レポート > 公開報告書
https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/
『「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金」の採択案件の成果報告書の公表について』に、2020年4月以降、公開されます。

※本事業の報告書には、各市区町村の多言語資料の実例も掲載しています。あわせてご覧ください。

2. 詳細版

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

保育所等における 外国籍等の子どもの保育に関する 取組事例集



令和2(2020)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■ 目次 ■

はじめに

- 1. 本事例集のねらい 1
- 2. 本事例集の主な対象者と構成 1

第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入れに関する現状

- 1. 市区町村が抱えている課題 2
- 2. 保育所等が抱えている課題 5

第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント

- 1. 外国籍等の子どもとは 7
- 2. 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方 7
- 3. 外国籍等の子ども・保護者をとりまく課題と配慮のポイント 8

第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒園まで

- 1. 外国籍等の子ども・保護者を受入れる際の流れの全体像 10
- 2. 受入れ場面ごとの取組事例 14
 - (1) 入園申し込みまでの支援 14
 - (2) 入園時の支援 18
 - (3) 在園中の支援 22
 - ① 体制整備 22
 - ② 子どもへの配慮 26
 - ③ 保護者への配慮 32
 - (4) 卒園時の支援 36

第4章 個別事例

- 1. 神奈川県 横浜市 40
- 2. 岐阜県 美濃加茂市 42

第5章 お役立ちツール集

- 1. 外国籍等の子ども・保護者の支援に関するリンク集 44
- 2. 各自治体のツール例 45

Ⅰ 本事例集のねらい

平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後さらに外国籍等の子ども・保護者（※）の増加が見込まれています。

こうした状況を受け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れ支援体制や、保育所等における対応の取組事例を収集し、先駆的な事例等の共有を行うことになりました。

令和元年度に日本が批准して25年目を迎えた「子どもの権利条約」では、一般原則として「子どもの最善の利益」を考慮することが求められています。これを踏まえ、保育所保育指針では、すべての子どもについて一人一人の子どもの人権、人格を尊重することが基本とされています。また、外国籍の家庭に対して、状況に応じて、個別的な子育て支援を行うことが示されています。

保育にあたっては、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、子ども同士が国籍や文化の違いを認め、互いを尊重する心を育てることが求められます。保育所において多様な文化を背景にもつ子どもたちが関わり合うことは、すべての子どもにとって育ちにつながる経験と言えます。

本事例集は、上記の観点にもとづきながら、外国籍等の子ども・保護者の受入れを行ううえでの基本的な考え方や具体的な事例について紹介することを目的としています。

※本事例集における「外国籍等の子ども・保護者」とは、外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭を指します。

2 本事例集の主な対象者と構成

本事例集は、市区町村の保育部局および実際に受入れを行う保育所等の職員にご活用いただくことを想定しています。

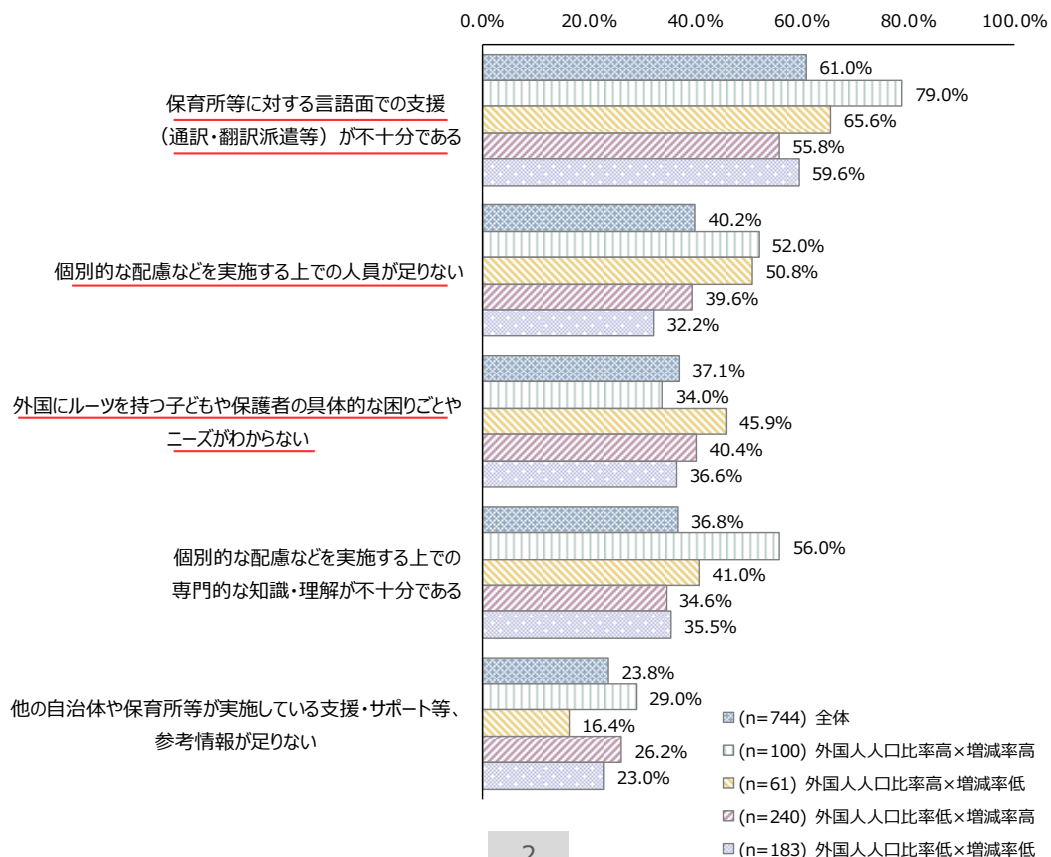
本事例集は、全5章からなります。第1章では、市区町村を対象としたアンケートの結果にもとづき、外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって市区町村・保育所等が抱えている課題についてみていきます。第2章では、外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイントについて解説します。第3章では、保育所等の入園申し込みから卒園までの各場面における、市区町村や保育所等での取組事例を紹介します。第4章では、2つの市区町村を取り上げ、外国籍等の子どもの保育に関する取組が始まった経緯や取組内容、他部局との連携状況等について詳しく紹介します。第5章では、外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって参考となる情報を掲載しています。

第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入れに関する現状

I 市区町村が抱えている課題

- 外国籍等の子どもの受入れにあたって、市区町村はどのような課題を抱えているのでしょうか。
- 市区町村を対象としたアンケート調査の結果をみると、回答団体（1047団体）のうち約7割が外国籍等の子どもが入園している保育所等があると回答しています。
- そうした市区町村について、受入れにあたって抱えている課題をみると、「言語面での支援（通訳・翻訳派遣）が不十分であること」が最も多く、6割に上ります。その他にも個別的な配慮を行ううえでの「人員不足」や「専門的な知識・理解の不足」、そして「外国にルーツをもつ子どもや保護者の具体的な困りごとやニーズへの理解不足」などが課題として挙げられています。
- また、自治体属性（外国人人口比率×外国人人口増減率）をみると、特に外国人比率・増減率いずれも高い市区町村において、課題が顕在化していることがうかがえます。現在は外国人人口比率が低くても、近年外国人人口が増えている市区町村（外国人人口比率低×増減率高）では、今後、新たに課題に直面することが想定されます。

図表1 外国籍等の子どもの受入れにあたって、市区町村が抱えている課題
(あてはまるものすべて) ※上位5項目



- 市区町村が抱えている課題を、入園申し込み時から卒園の際までの場面別にみると次の通りになります。

「①入園申し込みまでの課題」

「入園手続きの方法」や「入園に必要な書類の作成方法」「保育制度、サービスの種類・特徴」について保護者等に対して説明することに課題があることが分かります。

「②入園の際の課題」

「文化的背景に配慮したサポートをすべての保育所等に整備すること」について課題があることがうかがえます。

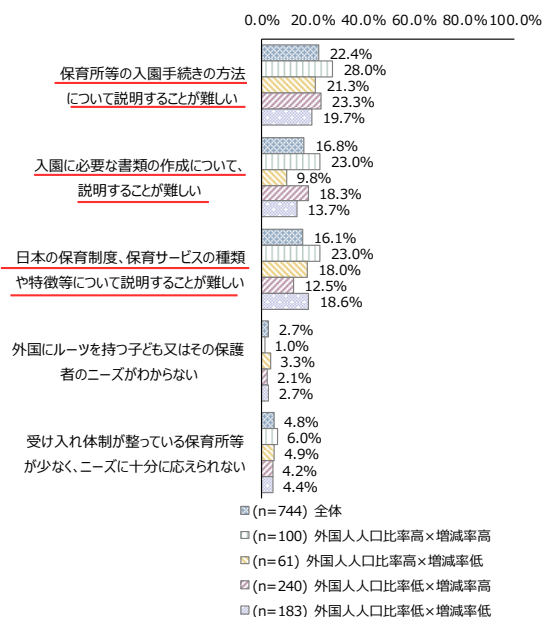
「③在園時の課題」

「文化的背景と保育所等のルールの整合性を図ること」に課題を抱えていることが分かります。その他、外国にルーツをもつ子どもや保護者のニーズの把握にも難しさがあることがうかがえます。

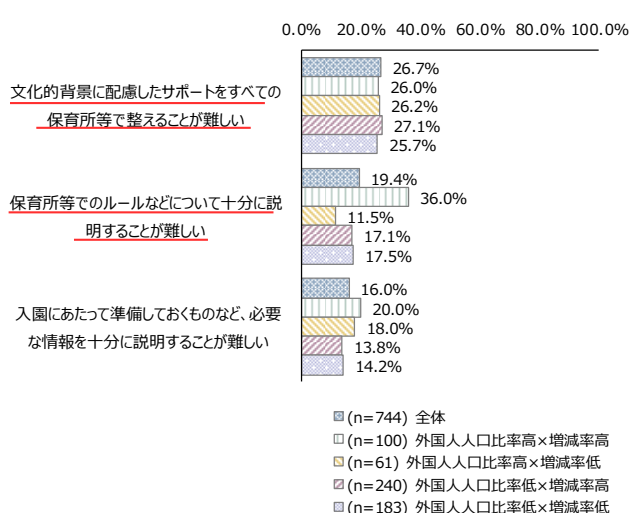
「④卒園の際の課題」

「入学手続き」や「小学校の制度」に関する保護者等への説明に課題があることが分かります。

図表2 【市区町村】①入園申し込みまでの課題
(特にあてはまるもの1つ)



図表3 【市区町村】②入園の際の課題
(特にあてはまるもの1つ)



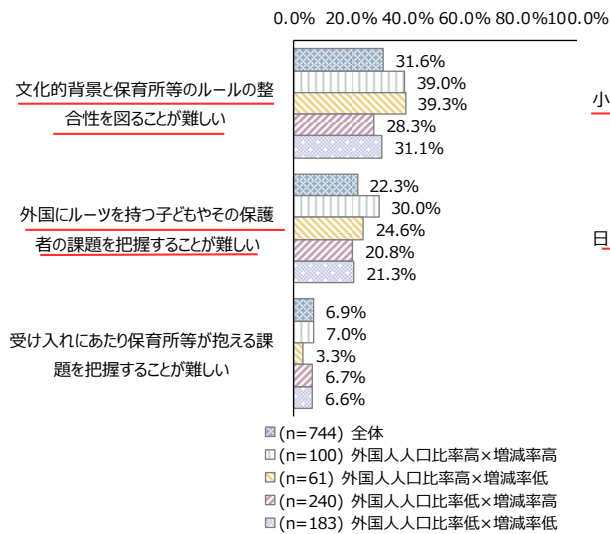
- 外国人人口比率 高 × 増減率 高：
✓ 外国人比率が全国平均よりも高い かつ 過去5年間の外国人人口の増減率が全国平均より高い 市区町村
- 外国人人口比率 高 × 増減率 低：
✓ 外国人比率が全国平均よりも高い かつ 過去5年間の外国人人口の増減率が全国平均以下の 市区町村
- 外国人人口比率 低 × 増減率 高：
✓ 外国人比率が全国平均以下で かつ 過去5年間の外国人人口の増減率が全国平均より高い 市区町村
- 外国人人口比率 低 × 増減率 低：
✓ 外国人比率が全国平均以下で かつ 過去5年間の外国人人口の増減率が全国平均以下の 市区町村

注1) 全国の外国人比率 (2019年) : 2.09%

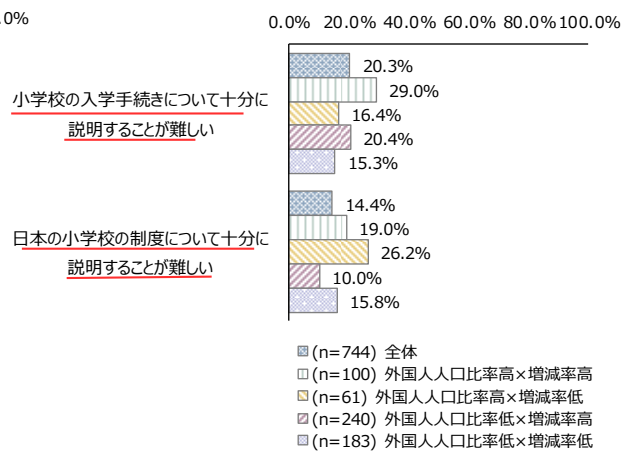
過去5年間 (2015→2019) の全国の増減率 : 29.3%

注2) 外国人人口比率 (2019年) 及び増減率 (2015年→2019年) の全国平均は各年の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より算出

図表4 【市区町村】③在園時の課題
(特にあてはまるもの1つ)



図表5 【市区町村】④卒園の際の課題
(特にあてはまるもの1つ)



【自由回答について】(主なものを抜粋)

- ①入園申し込みまでの課題
 - ・日本語で保育制度を説明するが、十分に伝わっているかがわからない。その場では「わかった」と回答があるが、どこまで理解されているか不安になることがある。
 - ・来日後すぐの場合に、日本語の就労証明書の提出が難しく、保育要件を満たしているか確認することが難しい。
- ②入園の際の課題
 - ・子どもの発達やアレルギーに関する聞き取りを行う際に、言語面で課題がある。
 - ・保育制度について目まぐるしく変わるなかで、多言語化した説明資料がすぐに使えなくなり、その都度作り直しが必要になる。
 - ・入園にあたって「なぜ」その手続きが必要なのか、「なぜ」そのような制度になっているのか、その根拠を十分に伝えないと理解してもらえない。
- ③在園時の課題
 - ・日常の連絡事項について意思疎通が難しい。
 - ・緊急のトラブルが発生した際に、保護者と連絡を取ることが難しい。連絡が取れたとしても、言語面で障壁があり、トラブルの内容を適切に伝えることができない。
 - ・食事について、文化的背景に起因する個別配慮について、どのような配慮が必要なのか保護者と十分にコミュニケーションが取れない。
- ④卒園の際の課題
 - ・日本の義務教育の制度について十分に理解してもらうことが難しい。
 - ・放課後児童クラブの制度について十分に説明することが難しい。

／等

2 保育所等が抱えている課題

- それでは、保育所等はどうのような課題を抱えているのでしょうか。市区町村と同じく場面別にみていきます。

「①入園申し込みまでの課題」

「入園手続きや準備」を保護者に対して説明することや文化的背景に対する具体的な配慮に関する知識不足について、課題を抱えていることが分かります。

「②入園の際の課題」

「保育所等での過ごし方やルール等」を保護者に対して説明することについて課題があることがうかがえます。

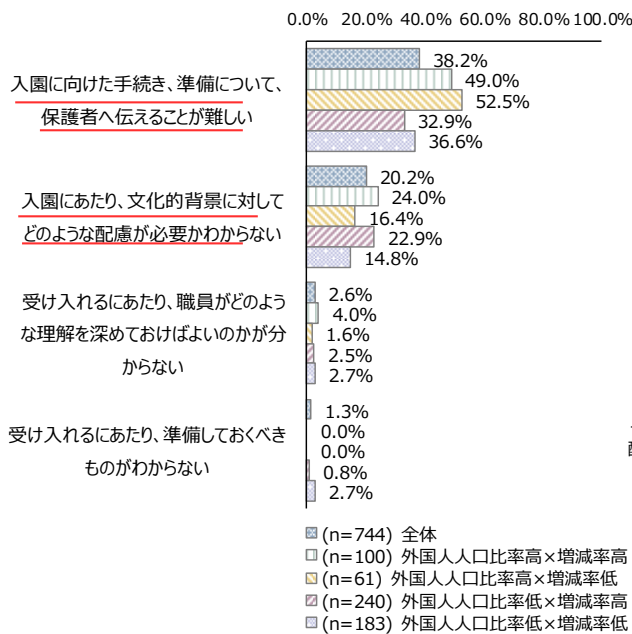
「③在園時の課題」

「言語的な障壁から保護者等とのコミュニケーションが難しい」ことが最も多く挙げられています。その他、「子どもの気になる行動が言語的な障壁によるものか、または発達的な課題によるものか判断することが難しい」という課題も挙げられています。

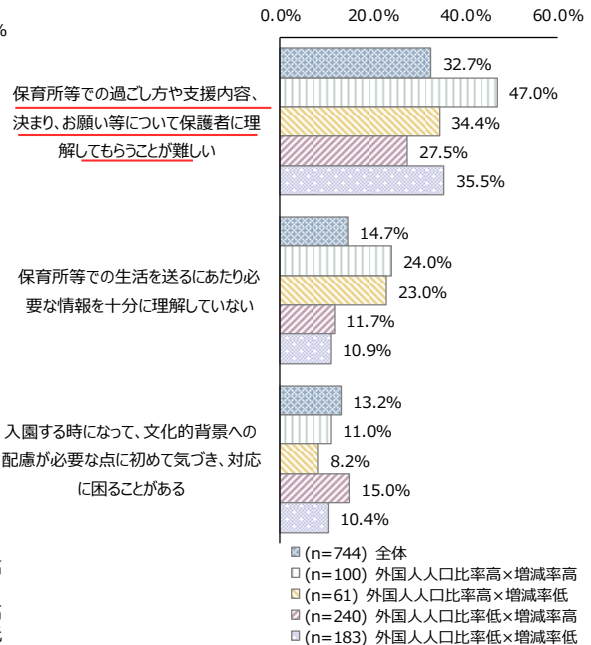
「④卒園の際の課題」

保護者に対して「小学校の制度や生活」について説明することが難しいことがうかがえます。その他、「小学校生活を見据えた言語やコミュニケーションに関する支援」が十分にできていないことが課題として挙げられています。

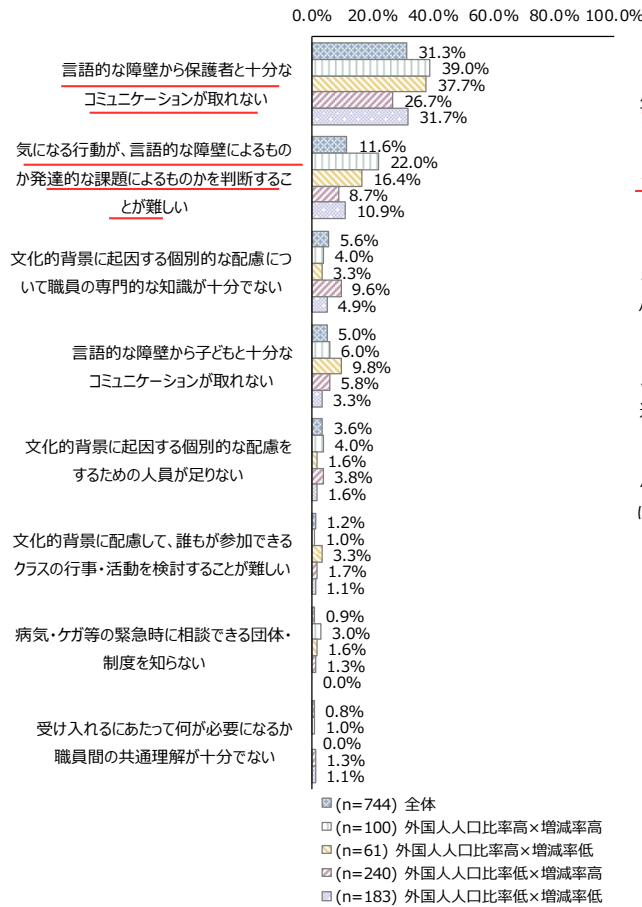
図表6 【保育所等】①入園申し込みまでの課題
(特にあてはまるもの1つ)



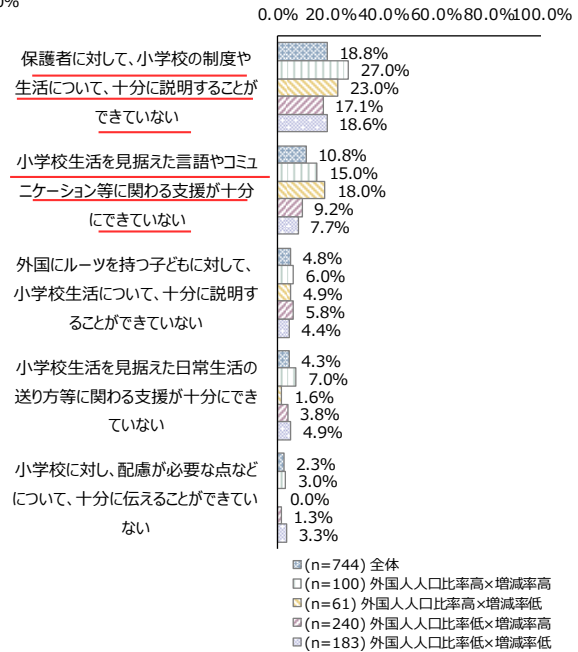
図表7 【保育所等】②入園の際の課題
(特にあてはまるもの1つ)



図表8【保育所等】③在園中の課題
(特にあてはまるもの1つ)



図表9【保育所等】④卒園の際の課題
(特にあてはまるもの1つ)



【自由回答について】(主なものを抜粋)

- ①入園申し込みまでの課題
 - 入園までの手続きについて説明をするが、どこまで理解されているかわからない。通訳がいたとしても、詳細な説明になると正しく通訳してもらえていないか不安になる。
 - 発達の支援が必要な子どもの場合、その支援の必要性や制度について保護者に理解してもらうことが難しい。
- ②入園の際の課題
 - 入園のしおりを見せながら説明するが、わかっていなくても「わかった」と返事をしたりコミュニケーションが十分に取れないことがある。
 - アレルギー対応や宗教面での対応について、どのようなニーズが子どもと保護者にあるのか正確に把握することが難しい。
 - 通訳を介していても「はしか」「予防接種」などの伝えづらい単語があり、その説明に苦慮する。
- ③在園時の課題
 - (理解の度合いや言葉の遅れなど) 発達が気になる子どもがいても、それが言語的な要因か、発達の課題によるものか判断することが難しい。また、その気になる点について、細かなニュアンスなどを保護者に伝えるのが難しい。
 - 人手が不足している中で、資料の多言語化や個別の説明など十分に対応することができていない。
 - 子どもが園で体調を崩したとしても、保護者が十分に日本語ができないと症状を正確に伝えることができない。
 - 宗教上の理由による除去食について、調理法や摂食可能なものについて詳細が分からない。また、どこに相談していいかも分からない。
 - 子どもも保護者も不安なこと・わからないことがあるだろうが、それを言葉にすることができずに困ったままになっている。保育所側も子どもと保護者のニーズを適切に把握することがとても難しい。
- ④卒園の際の課題
 - 特別な配慮が必要な場合に行う、就学相談の趣旨や手続き等についての説明が難しい。
 - 放課後児童クラブの制度や、入学前の健康診断などの説明をしっかりと理解されているか不安である。 / 等

第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント

1 外国籍等の子どもとは

- 一口に外国籍等の子どもといっても、両親ともに外国籍で自身も海外出身の子ども、親の国際結婚により両親の国籍が異なる子ども、外国籍だけれども生まれも育ちも日本の子ども、外国にルーツのある子どもや海外での生活が長い子どもなど、その背景は実に多様です。
- こうした子どもたちの保育にあたっては、国籍や民族だけで判断せず、どのような生活背景があるかを個別に丁寧に確認することが大切です。
- 本事例集では、主に日本での生活を始めたばかりの子どもたちに焦点をあてて解説を行います。

2 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方

(1) 子どもへの関わりについて

- 保育所保育指針では、すべての子どもについて一人一人の子どもの人権、人格を尊重することが基本とされており、保育にあたっては、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、子ども同士が国籍や文化の違いを認め、互いを尊重する心を育てることが求められます。
- また、現在の環境への適応を支えるとともに、学齢期以降の将来的なアイデンティティ形成も考慮して、多様性を尊重することが大切です。
- 言語の習得については、保護者の意向をふまえながら対応を考えることが重要です。母語の習得は、アイデンティティの形成や学習言語の習得において重要な役割を果たすなど、日本語と同様に大切なこともふまえて対応しましょう。

(2) 保護者への関わりについて

- 保育所保育指針では、言語面だけでなく、経済的・社会的な面を含むさまざまな課題を把握し、必要に応じて保護者の不安感を解消又は軽減するための支援を行うことが求められています。
- 保護者への支援を行う際には、保護者のおかれた就労環境や家庭環境、将来的な永住意向等は人によって異なることを理解することが重要です。

3 外国籍等の子ども・保護者をとりまく課題と配慮のポイント

- 以下では、外国籍等の子どもが直面しうる課題とそれに対する配慮のポイントについて、言語面と文化面から整理を行います。
- 配慮のポイントについては、第3章の関連する取組事例のページを記載していますので、あわせて参考にしてください。

(1) 言語面に関する課題と配慮のポイント

子ども

<課題>

- 来日したばかりの子どもの場合、日本語がほとんど理解できず、保育所等での生活に大きな不安を抱えてしまうこともあります。
- 一方、ある程度日本での生活経験があり、日常会話は問題ないようにみえても、学習するための言語能力の発達が十分でない場合、小学校入学後に学習到達に困難が生じる可能性があります。

<配慮のポイント>

- ✓ 来日したばかりの子どもや、日本語の理解が難しい子どもには、まずは母語で話しかけることで安心感を与えるとよいでしょう。【参考:P.27(1)母語に配慮した保育所内での表示や声かけ】
- ✓ 日本語の理解力にあわせて、イラストや写真等を用いてコミュニケーションを取ることも有効です。【参考:P.28(3)わかりやすい日本語やイラスト等の使用】
- ✓ 徐々に日本語に慣れてきたら、日常言語だけでなく、学習言語の育成も意識して支援を行うとよいでしょう。【参考:P.37(2)就学に向けた個別的な指導や支援】

保護者

<課題>

- 日本語での説明が十分に伝わっておらず、必要な情報が届いていないこともあります。理解できていなくても「わかった」と言ってしまう方もいます。
- また、言葉の壁により保育所との信頼関係が築けないことで、大きなトラブルに発展してしまうこともあります。
- さらに、文化や習慣の違いから、日本人の間では当たり前とされるような子どもへの関わりが保護者に受け入れられないこともあります。

<配慮のポイント>

- ✓ 日々のやりとりは、わかりやすい日本語や母語を交えたイラスト、翻訳機器等を活用したり、実物を見せて説明することが大切です。【参考:P.33(1)文書の多言語化、わかりやすい日本語やイラスト、翻訳機の使用】
- ✓ 文書だけでは伝わりづらい可能性があるため、口頭でも確認するとよいでしょう。【参考:同上】
- ✓ 面談や行事など日本語による細かい説明を必要とする場合には、通訳など母語と日本語両方がわかる人を介したやりとりが確実です。【参考:P.23(1)保育所への通訳等の派遣・配置】
- ✓ 送迎時等の積極的な声かけにより、話しやすい雰囲気作りをしてみましょう。【参考:P.34(3)子育て、日常生活の支援】

(2) 文化面に関する課題と配慮のポイント

子ども

<課題>

- 日本の食事になじみがなく給食が食べられないなど、文化や食習慣の違いから子どもが保育所等での生活に不安を感じることがあります。
- また、日本文化や生活習慣に親しむ一方で、日常生活の中で母国の文化に触れる機会が少なくなってしまうこともあります。

<配慮のポイント>

- ✓ 食事や生活習慣など、母国との違いが大きく慣れるまでに時間がかかることもあるため、日本のやり方を強制せず、保護者とも相談しながら接するとよいでしょう。【参考:P.29(4) 宗教や生活習慣の違いへの配慮】
- ✓ 自身のルーツである母国文化への愛着や誇りをもてるよう、あいさつや歌など日々の生活の中で外国籍等の子どもの文化に触れる機会を設けることも重要です。【参考:P.29(5) 各国の文化をお互いに知るための取組】

保護者

<課題>

- 子どもに対し、宗教上の理由で豚肉を食べさせてはいけない、着替えの際は肌を見せてはいけないなど、国や地域によって多様な習慣・決まりがある場合があります。
- 文化や生活習慣等の違いから、外国籍等の保護者が孤立してしまうことも課題となっています。

<配慮のポイント>

- ✓ 各国の習慣や宗教によってタブーとされることが望ましいとされることは異なるとともに、考え方についての個人差もあるため、入園時の面談や、日々のやりとりの中で細かく確認することが重要です。【参考:P. 20(3) 入園面接での対応】
- ✓ 行事等については、宗教上の理由等により参加が難しいこともあるため、イラスト等を用いて趣旨や内容をわかりやすく伝え、参加の仕方について相談するとよいでしょう。【参考:P.29(4) 宗教や生活習慣の違いへの配慮】
- ✓ 保護者同士でも多文化理解を進めるため、お互いの文化を紹介するイベント等を実施したり、保護者間の交流を促したりすることも有効です。【参考:P.34(4) 保護者間の交流促進】
- ✓ 相手の文化を尊重するとともに、日本の保育所等におけるルールや保育に対する考え方などについても保護者にわかりやすく説明することが重要です。【参考:P. 34(2) 保育に関するルール・認識の違い等への配慮】

◆コラム◆ 母国の文化を尊重することの重要性

保育所保育指針では、子ども同士が国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てることが求められています。幼児期は自他の様々な違いに気がつき始める時期であるため、保育場面においては、そうした違いを子どもたちがネガティブにとらえないような配慮が重要となります。

そのため、日常の保育においては、外国籍等の子ども本人が自身のルーツに誇りをもつとともに、周囲の子どもたちの多文化への理解を促進するための工夫を行うことが大切です。

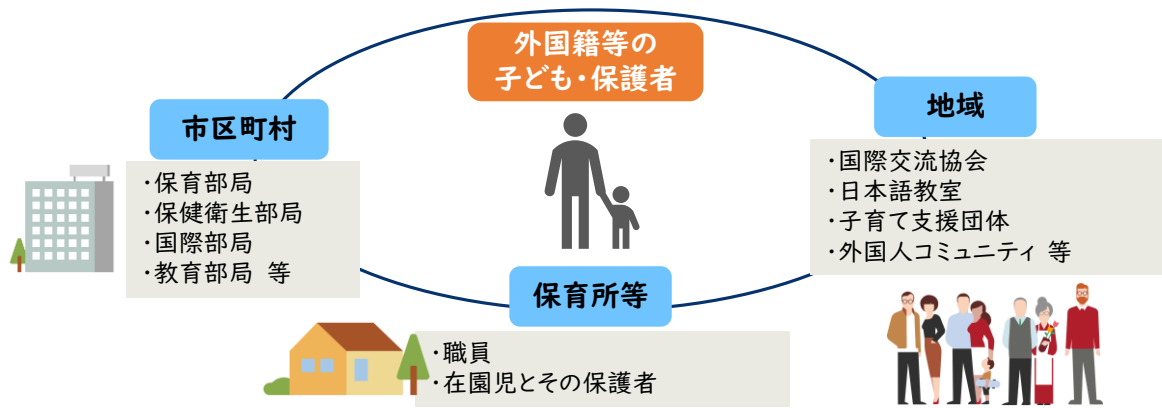
また、日本で生まれ育つなど、日本の生活に慣れ言語にも不自由なくみえる子どもであっても、将来的に自身のルーツやアイデンティティに関して悩みを抱えることも起こりうるため、同様に配慮することが重要と考えられます。

第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒園まで

I 外国籍等の子ども・保護者を受入れる際の流れの全体像

- 本章では、①入園申し込みまで、②入園時、③在園中、④卒園時の4段階にわけて、外国籍等の子ども・保護者を保育所等で受け入れる際の取組事例を紹介していきます。
- 外国籍等の子ども・保護者に関わる人々は以下に示すとおり多岐にわたるため、取組にあたっては、保育部局や保育所等だけではなく、市区町村の他部局や地域との連携が有効な場合があります。まずは周囲にどのような関係者がいるか確認してみるとよいでしょう。

図表10 外国籍等の子ども・保護者に関わる人々



	取組事例	ページ数
①入園申し込みまで	● 保育所等の制度や手続きに関する多言語での周知	P.15
	● 入園前の問い合わせ等への多言語対応	P.15
	● 産後から保育所等入園までの継続的支援	P.16
②入園時	● 入園のしおりの多言語化	P.19
	● 入園説明会での多言語対応	P.19
	● 入園面接での対応	P.20

取組事例		ページ数
③ 在園中	体制整備	● 保育所等への通訳等の派遣・配置 P.23
		● 保育士・保育助手等の配置の工夫や充実 P.24
		● 職員への研修 P.24
		● 保育所間のネットワーク構築 P.24
	子どもへの配慮	● 母語に配慮した保育所内での表示や声かけ P.27
		● 言葉や文化の違いが発達の壁とならないような支援 P.28
		● わかりやすい日本語やイラスト等の使用 P.28
		● 宗教や生活習慣の違いへの配慮・保育内容の見直し P.29
		● 各国の文化をお互いに知るための取組 P.29
	保護者への配慮	● 文書の多言語化、わかりやすい日本語やイラスト、翻訳機の使用 P.33
		● 保育に関するルール・認識の違い等への配慮 P.34
		● 子育て、日常生活の支援 P.34
		● 保護者間の交流促進 P.34
		● 緊急対応等のサポート P.34
④ 卒園時		● 小学校の制度や手続きに関する周知 P.37
		● 就学に向けた個別的な指導や支援 P.37
		● 小学校との連携強化 P.38
		● 地域の日本語教室等に関する情報提供 P.38

～受入れ場面ごとの取組事例ページの見方～

- P.14より、受入れ場面ごとに全国の市区町村および保育所等の取組事例を紹介しています。
- 各場面は、「市区町村・保育所等が抱える課題」「取組のポイント」「取組事例」「事例にみる取組のプロセス」の4パートから構成されています。以下をご参考に、それぞれのページをご覧ください。

<市区町村・保育所等が抱える課題、取組のポイント>

2 受入れ場面ごとの取組事例

①入国申し込みまで ②入国時 ③在園中 ④退園時

I 入国申し込みまでの支援

市区町村・保育所等が抱える課題

- 市区町村においては、外国籍等の保護者に対して、日本の保育制度を説明し、適切な申請手続きを行ってもらうことが大きな課題となっています。
- また、地域における外国籍等の子ども・保護者に関する情報が共有されておらず、支援が必要な家庭にアプローチができていないことも課題です。

取組のポイント

(1) 保育所等での制度や手続きに関する多言語での周知

外国籍等の保護者の場合、日本の保育所等に関する制度をよく知らない方も少なくありません。制度や手続きを説明する資料を多言語で作成し、市区町村ホームページや市区町村窓口等で配布するといえよう。資料の翻訳にあたっては、地域の国際交流協会などで翻訳サービスを行っている場合がありますので、利用できるものがないか確認してみましょう。

【注意喚起】 翻訳をしたとしても、制度の細かい内容を書類のみで理解してもらうことは限界があるため、制度説明とあわせて窓口への来訪を促すことが重要です。

(2) 入園前の問い合わせ等への多言語対応

申請手続きのミスを防ぐためにも、申し込み前に一度窓口に来てもらい、対面で説明しながら書類を記入してもらうことが有効です。まずはやさしい日本語で説明しながら、どうしても日本語が難しい方については、市内の他部署で実施している通訳サービスや、地域の国際交流支援団体の通訳派遣等を利用するといえよう。

【注意喚起】 書類申し込み後、開園等により入所決定のタイミングで連絡が取れなくなるトラブルが起きています。本人だけでなく、本人以外の緊急連絡先を決めておくといえでしょう。

(3) 入園後から保育所等入所までの継続的支援

乳幼児検診等を通じて、フォローが必要な外国籍等の保護者に関する情報を母子保健の担当部署が持っている場合もあります。こうした部署と保育部署が連携し、支援が必要な家庭に関する情報を共有することで、早めの対応につなげることができます。また、地域で子育て支援を行っている団体と協力して保育所等のガイダンスを行うなど、窓口につながりにくい家庭へのアプローチの工夫も重要です。

【注意喚起】 子どもが日本で乳幼児検診を受けておらず、予防接種等の状況が不明な場合もあります。こうした場合、保健師や看護師と連携して発達状況を確認するといえでしょう。

重要な連携先

【市区町村】国際部局、保健衛生部局 【地域】国際交流協会、子育て支援団体

14

アンケートやヒアリングで得られた内容をもとに、場面ごとに市区町村や保育所等が抱える課題を解説しています

各場面において有効と考えられる取組とそのポイント、注意点を解説しています

上記の取組を行ううえで重要となる市内や地域の連携先を紹介しています

<取組事例>

それぞれの取組ごとに、ヒアリングで把握した実際の市区町村・保育所等の取組を記載しています

参照ページに、より詳細な取組内容の紹介があります

取組事例

(1) 保育所等での制度や手続きに関する多言語での周知

① 保育所案内を多言語にて作成【市区町村】

保育所申請に係る多言語案内を英語、中国語、タガログ語、韓国語の4か国語で作成。

② 保育所案内以外の多言語資料も作成【市区町村】

各種手続き・制度等を紹介した「生活のしおり」(やさしい日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、タガログ版)、相談先を紹介する「〇〇ことも相談」(英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版)、「保育所のしおり」(日本語版、英語版、中国語版)を多言語で作成。

(2) 入園前の問い合わせへの多言語対応

① 電話通訳・通訳タブレットを設置【市区町村】

日本語を話すことができない場合、電話通訳(1回1,200円)と、タブレット通訳(1分300円)の通訳サービスを行政で提供している。

② 区役所の窓口案内に設置された通訳ボランティアを活用【市区町村】

区役所の1階の窓口案内に英語、中国語の通訳ボランティアを配置して、言葉が分からない場合、各種窓口まで通訳と一緒に来てもらうようにしている。

③ 国際交流協会等の通訳派遣を利用【市区町村】

国際交流協会、多文化共生推進センターからの通訳者派遣、12か国語に対応したオペレータにつながる翻訳タブレット端末の設置を実施。

④ 市内の企業等に通訳【市区町村】

多文化共生を担当している国際部局と連携し、保育部局が発信する文章の翻訳や、入園の手続き時に通訳に同行してもらうなどしている。

(3) 産後から保育所等入所までの継続的支援

① 保健衛生部局や国際部局との連携【市区町村】

母子保健を担当している保健衛生部局で母子手帳交付や新生児訪問を行う際に、外国にルーツのある保護者と子どもを特定、聴取の結果をふまえ、国際部局との連携で、各種健診や予防接種の受診等の際、通訳手配などを支援している。この支援の過程で、保育所への入園希望を聴取した際は、保育部局にも情報が共有される。また、こうした方が保育部局に来庁して保育所への入園を希望した場合は、保育部局から保健衛生部局と国際交流部局に照会してこれまでの経緯確認や情報共有を図り、保育所入園・在園中に必要な支援につなげている。

② 地域子育て支援拠点と外資で保育所がイデンスを実施【市区町村】

外国籍家庭が多く住んでいる団地で活動している地域子育て支援拠点と国際交流協会が共催で、外国籍等の保護者を対象とした保育所がイデンスなどを実施している。

15

<事例にみる取組のプロセス>

(3) 産後から保育所等入所までの継続的支援

① 保健衛生部局や国際部局との連携【市区町村】

母子保健を担当している保健衛生部局で母子手帳交付や新生児訪問を行う際に、外国にルーツのある保護者と子どもを把握、聴取の結果をふまえ、国際部局との連携で、各種健診や予防接種の受診等の際、通訳手配などを支援している。この支援の過程で、保育所等への入園希望を聴取した際は、保育部局にも情報が共有される。また、こうした方が保育部局に来庁して保育所への入園を希望した場合は、保育部局から保健衛生部局と国際交流部局に照会してこれまでの経緯確認や情報共有を図り、保育所入園・在園中に必要な支援につなげている。

② 地域子育て支援拠点と外資で保育所がイデンスを実施【市区町村】

外国籍家庭が多く住んでいる団地で活動している地域子育て支援拠点と国際交流協会が共催で、外国籍等の保護者を対象とした保育所がイデンスなどを実施している。

事例にみる取組のプロセス

◆保育所案内を多言語にて作成◆

①取組んだ背景

- もともと外国籍住民が多い地域で、さらに近年も増加傾向にあり、保育所等を利用する外国籍等の子ども・保護者も増えていました。しかしながら、保育制度に対する考え方が国によって異なり、窓口での説明に苦慮していました。通訳がいても、その方が保育制度を理解しているとは限らず、通訳のニュアンスが変わってしまうトラブルになることもありました。
- 市の外国人住民による会議において、子育てに関する多言語案内をほしいという提言がたびたびとられたことをきっかけに、保育所申請に係る書類の多言語化に取組むこととなりました。

②取組の進め方

- 資料の翻訳は、会議を主催している市の国際部局と連携で行いました。
- 資料の作成にあたっては、窓口で説明すべき最低限の内容に限定することとし、あくまでも窓口相談に承ってもらうことを前提として作成しました。そのため、ホームページ等での一般公開も行っていません。「渡して終わり」とならないことを心がけました。
- また、窓口での対応の補助のツールとして、保育所申し込みに係る聞き取り票も作成しました。項目は、父母の家族状況や食事の状況(食数上の理由から食べられないものがあるか)、申請時・申請後の渡航状況などです。特に中国から来ている方は、2月の時期に長期間帰省をすることが多く、健診などの手続きの連絡がつかないことが度々あったため、なるべく国内にいていただくようお願いしています。

③取組における成果と課題

- 書類を作成したことにより、窓口での説明が以前に比べるとやややすくなりました。
- ただし、毎年保育制度の内容が変わってしまうため、更新が追いつかないのが現状です。

ひとつの事例について、市区町村や保育所等において取組を実施した背景や具体的な取組内容、課題等について詳しく紹介しています

16

2 受入れ場面ごとの取組事例

①入園申し込み
まで

②入園時

③在園中

体制整備

子どもへの配慮

保護者への配慮

④卒園時

I 入園申し込みまでの支援

市区町村・保育所等が抱える課題

- 市区町村においては、外国籍等の保護者に対して、日本の保育制度を説明し、適切な申請手続きを行ってもらうことが大きな課題となっています。
- また、地域における外国籍等の子ども・保護者に関する情報が共有されておらず、支援が必要な家庭にアプローチができていないことも課題です。

取組のポイント

(1) 保育所等での制度や手続きに関する多言語での周知

外国籍等の保護者の場合、日本の保育所等に関する制度をよく知らない方も少なくありません。制度や手続きを説明する資料を多言語で作成し、市区町村ホームページや市区町村窓口等で配布するとよいでしょう。資料の翻訳にあたっては、地域の国際交流協会などで翻訳サービスを行っている場合がありますので、利用できるものがないか確認してみましょう。

【注意点】 翻訳をしたとしても、制度の細かい内容を書類のみで理解してもらうことは限界があるため、制度説明とあわせて窓口への来訪を促すことが重要です。

(2) 入園前の問い合わせ等への多言語対応

申請手続きのミスを減らすためにも、申し込み前に一度窓口に来てもらい、対面で説明しながら書類を記入してもらうことが有効です。まずはやさしい日本語で説明しながら、どうしても日本語が難しい方については、庁内の他部署で実施している通訳サービスや、地域の国際交流支援団体の通訳派遣等を利用するとよいでしょう。

【注意点】 書類申し込み後、帰国等により入園決定のタイミングで連絡が取れなくなるトラブルが起きています。本人だけでなく、本人以外の緊急連絡先を決めておくといよいでしょう。

(3) 産後から保育所等入園までの継続的支援

乳幼児検診等を通じて、フォローが必要な外国籍等の保護者に関する情報を母子保健の担当部局が持っている場合もあります。こうした部局と保育部局が連携し、支援が必要な家庭に関する情報を共有することで、早めの対応につなげることができます。また、地域で子育て支援を行っている団体と協力して保育所等のガイダンスを行うなど、窓口につながりにくい家庭へのアウトリーチの工夫も重要です。

【注意点】 子どもが日本で乳幼児検診を受けておらず、予防接種等の状況が不明な場合もあります。こうした場合、保健師や看護師と連携して発達状況を確認するとよいでしょう。

重要な連携先

【市区町村】国際部局、保健衛生部局 【地域】国際交流協会、子育て支援団体

取組事例

(1) 保育所等での制度や手続きに関する多言語での周知

① 保育所案内(簡易版)を多言語にて作成【市区町村】

P.16で詳しく紹介

保育所申請に係る多言語案内を英語、中国語、タガログ語、韓国語の4か国語で作成。

② 保育所案内以外の多言語資料も作成【市区町村】

各種手続き・制度等を紹介した「生活のしおり」(やさしい日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版)、相談先を紹介する「〇〇こども相談」(英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版)、「保育所のしおり」(日本語版、英語版、中国語版)を多言語で作成。

(2) 入園前の問い合わせ等への多言語対応

① 電話通訳・通訳タブレットを設置【市区町村】

日本語を話すことができない場合、電話通訳(1回1,200円)と、タブレット通訳(1分300円)の通訳サービスを行政で提供している。

② 区役所の窓口案内に配置された通訳ボランティアを活用【市区町村】

区役所の1階の窓口案内に英語、中国語の通訳ボランティアを配置して、言葉が分からない場合、各種窓口まで通訳と一緒に来てもらうようにしている。

③ 国際交流協会等の通訳派遣を利用【市区町村】

国際交流協会、多文化共生推進センターからの通訳者派遣、13か国語に対応したオペレータにつながる通訳タブレット端末の設置を実施。

④ 庁内の他部署と連携【市区町村】

多文化共生を担当している国際部局と連携し、保育部局が発信する文章の翻訳や、入園の手続き時に通訳に同行してもらうなどしている。



(3) 産後から保育所等入園までの連続的支援

① 保健衛生部局や国際部局との連携【市区町村】

母子保健を担当している保健衛生部局で母子手帳交付や新生児訪問を行う際に、外国にルーツのある保護者と子どもを把握。聴取の結果をふまえ、国際部局との連携で、各種健診や予防接種の受診等の際の、通訳手配などを支援している。この支援の過程で、保育所等への入園希望を聴取した際は、保育部局にも情報が共有される。また、こうした方々が保育部局に来庁して保育所への入園を希望した場合は、保育部局から保健衛生部局と国際交流部局に照会してこれまでの経緯確認や情報共有を図り、保育所入園・在園中に必要な支援につなげている。

② 地域子育て支援拠点と共催で保育所ガイダンスを実施【市区町村】

外国籍家庭が多く住んでいる団地で活動している地域子育て支援拠点と国際交流協会が共催で、外国籍等の保護者を対象とした保育所ガイダンスなどを実施している。

事例にみる取組のプロセス

◆保育所案内（簡易版）を多言語にて作成◆

①取組んだ背景

- もともと外国籍住民が多い地域で、さらに近年も増加傾向にあり、保育所等を利用する外国籍等の子ども・保護者も増えていました。しかしながら、保育制度に対する考え方が国によって異なり、窓口での説明に苦慮していました。通訳がいても、その方が保育制度を理解しているとは限らず、通訳のニュアンスが変わってしまいトラブルになることもありました。
- 市の外国人住民による会議において、子育てに関する多言語案内をしてほしいという提言がとりまとめられたことをきっかけに、保育所申請に係る書類の多言語化に取り組むこととなりました。

②取組の進め方

- 資料の翻訳は、会議を管轄している市の国際部局と連携して行いました。
- 資料の作成にあたっては、窓口で説明すべき最低限の内容に限定することとし、あくまでも窓口で相談に来てもらうことを前提として作成しました。そのため、ホームページ等での一般公開も行っておりません。「渡して終わり」とならないことを心がけました。
- また、窓口での対応の補助のツールとして、保育所申し込みに係る聞き取り票も作成しました。項目は、父母の言語状況や食事の状況（宗教上の理由から食べられないものがあるか）、申請時・申請後の渡航状況などです。特に中国から来ている方は、2月の時期に長期間帰省をすることが多く、健診などの手続きの連絡がつかないことが度々あったため、なるべく国内にいていただくようお願いしています。

③取組における成果と課題

- 書類を作成したことにより、窓口での説明が以前に比べるとやりやすくなりました。
- ただし、毎年保育制度の内容が変わってしまうため、更新が追いつかないのが現状です。

<保育所等の制度概要・聞き取り票>

中国語
保育指南 【概要】

「保育事業って何？」「って何？」「って何？」
 施設入園が仕事等理由で出来ない家糊困難児の状況下、以て代り監視人親類児童の保護施設。

「保育園、保育サービスの種類、って何？」

需要毎週4日以上保育

0~2歳児	3~5歳児
受理：区役所・分所 ① 申請受付 Syoko Hoshiguchi ② 相談・指導 Kenichi Hoshiguchi ③ 申請受付 Ryo Hoshiguchi	受理：区役所・分所 ① 申請受付 Nina Hoshiguchi ② 相談・指導 Nina Hoshiguchi ③ 申請受付 Ryo Hoshiguchi

受理：各施設

需要毎週3日以下保育
/ 一時保育

0~5歳児
受理：各施設

※施設とサービス内容が異なる。

年齢や保育を必要とする日数別に、どのような保育施設・サービスが利用できるかを紹介します。

言葉や食事等について、入園申し込みの際に確認すべきポイントをまとめています。

言葉

(1) 父 国籍

① 日本語会話 → 日常会話可・少し可・不可 日本語書き一可・不可

② 可能言語 → 語 日本語読み一可・不可

(2) 母 国籍

① 日本語会話 → 日常会話可・少し可・不可 日本語書き一可・不可

② 可能言語 → 語 日本語読み一可・不可

(3) 申請児童 (歳 ヶ月：申請時点)

① 日本語会話 → 可・少し可・不可 ※家庭内言語環境 (日本語・外国語)

② 可能言語 → 語

⇒ 父母ともに日本語会話が不可の場合は

対応可能な親族・友人等

親族・友人等氏名 携帯電話番号

食事

宗教等により食事不可のもの → 無・有

① 豚肉・鶏肉・牛肉・魚・その他 ()

② 完全除去 (出汁やエキス等全て不可)・完全除去 (出汁やエキスは可)・部分除去

□ 園によってはお弁当対応になる可能性を伝える。

申請時点・申請後の海外渡航状況 (年度末まで)

(1) 父 (国内・国外)

から まで にいる予定

(2) 母 (国内・国外)

から まで にいる予定

(3) 申請児童 (国内・国外)

から まで にいる予定

□ 4月一斉入所申請の場合、保護者・児童は連絡することがあるため、なるべく国内にいるよう要請し、内定となった場合は特に2月は離診・請手続があることと説明済 (海外渡航前緊急連絡先：)

その他

特有の事情等・メモ

(出所) 事例団体提供資料

①入園申し込み
まで

②入園時

③在園中

④卒園時

体制整備

子どもへの配慮

保護者への配慮

2 入園時の支援

市区町村・保育所等が抱える課題

- 入園にあたって、保護者に説明を行う際、理解しているかどうかを確認しにくいことが課題となっています。特に、保育所等でのルールや準備物等を正確に理解してもらうことが難しい状況にあります。
- 健康面や疾患、アレルギー、食事など、保育所側で対応に配慮が必要な事項の確認が難しいことも課題となっています。

取組のポイント

(1) 入園のしおりの多言語化

入園説明会や面接等で、初めて保育所入園に向けての準備や、保育所生活でのルール等に関する説明を聞いても、十分に理解することが難しい場合も多いと思われます。そこで、多言語で入園のしおりを作成して、窓口で相談に来た際などに渡し、あらかじめ読んでもらうとよいでしょう。市区町村で共通版を作成することで、各保育所の負担を軽減することができます。

【注意点】 保育所ごとに対応が異なる事項がある場合、共通部分のほか、各保育所で追記したりアレンジができる欄を設けてもよいでしょう。

(2) 入園説明会での多言語対応

入園説明会では、多言語化した説明資料を活用しつつ、説明をしたことを理解しているか、丁寧に確認しながら進めていくことが大切です。日本語がわからない場合は通訳がいるとよいですが、保育所等に通訳のできる職員が配置されていない、国際交流協会等から通訳派遣が難しい等の場合は、外国人コミュニティや友人などから日本語のできる人と一緒に参加してもらうよう、保護者に働きかけてもよいでしょう。

【注意点】 「わかりましたか」と確認しながら進める中、「わかりました」と回答が返ってくるかもしれませんが、十分に理解されていない場合があります。その点を注意しながら説明や確認をしていくことが大切です。

(3) 入園面接での対応

入園面接では、アレルギーや疾患、予防接種等の状況や、文化や生活習慣の違いなどにより日常生活で配慮が必要な事項、家庭の状況など、細かい内容を丁寧に聞き取る必要があります。入園説明会と同様、通訳や母語・日本語両方がわかる知人等に同席してもらえるとよいでしょう。また、調査票の項目を翻訳することで、質問の意図が伝わりやすくなります。

【注意点】 国や地域によって言語や宗教、文化は多様である点をふまえ、先入観をもたずに状況を聞き取るようにしましょう。

重要な連携先

【市区町村】国際部局 【地域】国際交流協会、外国人コミュニティ、その他通訳派遣を行う団体等

取組事例

(1) 入園のしおりの多言語化

① 市区町村が一括して翻訳し、保育所に配布【市区町村】

公立保育所に関して、市区町村が「保育所のしおり」（重要事項説明書）を日本語版、英語版、中国語版で作成し、各保育所で保護者に対して説明する際に活用してもらっている。

② 国際部局と連携して翻訳【市区町村】

保育部局から国際部局に入園のしおりの翻訳を依頼し、公立保育所に配布した。毎年更新が必要な内容まですべて翻訳することは難しいため、翻訳内容は入園に伴う基礎的な事項に限定している。

(2) 入園説明会での多言語対応

① 説明会資料を翻訳して配布【保育所等】

説明会では翻訳した資料を用意している。配布する際は、名前だけでは外国籍の方なのかわからないため、その場で「英語版、中国版がほしい方は手を挙げてください」と、現物を見せて声をかけたり、保護者の様子をみながら資料を渡すようにしている。

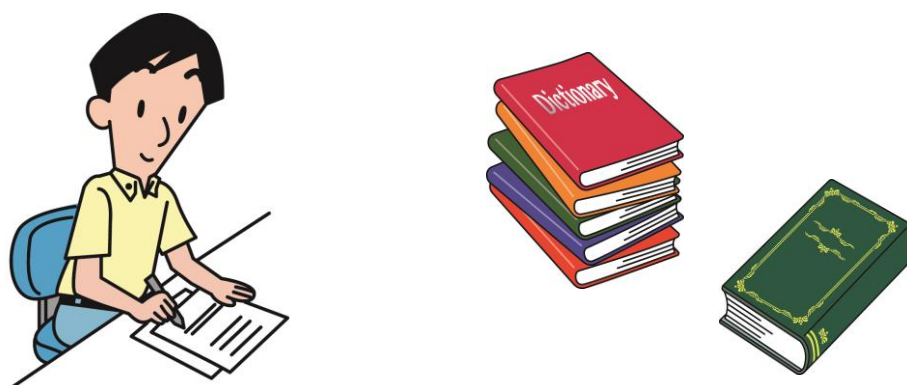
② 入園前の問い合わせ時に通訳手配を呼びかけ【市区町村】

入園前の市区町村への問い合わせの際に、外国籍等の子どもが保育所への入園を希望していることが把握できた場合は、入園説明会や入園面接等に日本語が話せる方を同伴してもらうように前もって伝えている。

③ 保育部局に配属された、子どもの母語を話せる職員の同席【市区町村】

P.20で詳しく紹介

保育部局に配属された、子どもの母語を話せる職員が、入園説明会での多言語対応を行っている。子どもの母語を話せる職員は通常、外国籍等の子どもの多い地域の保育所に配置されており、日常の園生活もサポートしている。そのため、実際の園生活がわかる立場での説明が可能である。同市では複数の園にこうした職員が配置されており、他園の説明会の多言語対応をサポートする場合もある。



(3) 入園面接での対応

① 入園面接に通訳派遣を依頼【保育所等】

入園面接時、日本語の理解が難しい方の場合、保育所側で国際交流協会に通訳の派遣を依頼している。特に難しいと予想される場合は、入園面接に先立ち、翻訳した説明書類を渡して、事前に読んできてもらうように依頼している。入園面接では、アレルギー対応等の医療に関すること、食事において配慮が必要なこと、日本語のレベル、家庭環境などを綿密に確認している。

② 面接で用いる調査票の翻訳【保育所等】

入園面接の際、調査票の細かい内容が伝わりづらかったため、ポルトガル語での翻訳を作成した。作成した調査票は、市内の公立保育所で共有している。

事例にみる取組のプロセス

◆保育部局に配属された、子どもの母語を話せる職員の同席◆

①取組んだ背景

- 市では、2005年に「国際交流協会」が設立され、外国籍等の方々の支援、多文化共生社会づくりの取組みを推進してきました。その活動の中で、地域の外国籍等の保護者・子どもたちの保育所入園時・入園中、進学時の困りごとが把握され、市の保育部局と教育部局への問題提起がありました。これがきっかけとなり、保育所側、学校側での支援の取組みが始まりました。

②取組の進め方

- 市の取組として、保育部局と教育部局にそれぞれ、外国にルーツがあり母語を話せる職員を「母語相談支援員(※)」として配置しています。母語相談支援員として採用されている方々は、両親が外国籍、育ちは日本といった背景をもち、母語も日本語も堪能な方々です。
- 保育部局の母語相談支援員は、外国籍等の子どもの多い地域の保育所に配置されており、入園説明会での多言語対応や日常の園生活をサポートしています。同市の保育部局には3人の母語相談支援員がおり、市内の他園の説明会の多言語対応をサポートする場合があります。
- 保育所から小学校への接続にあたっては、保育部局および教育部局の母語相談支援員が支援を行っています。入学説明会の際は、教育部局の母語相談支援員が対象校へ派遣され、通訳等の支援を行っています。保育所から園児が小学校見学に行く際は、保育部局の母語相談支援員が園児に同行しています。
- 同市には、関係課の代表や地域の支援機関・地域代表が参加する「市内国際課推進チーム会議」や、地域の支援機関・地域代表が参加する「多文化共生推進委員会」があります。年2～3回開催され、地域内の外国籍等の方々との交流や支援といった観点で、さまざまな情報共有・議論が行われます。ここで挙げられた指摘・要望も、上記の仕組みの構築・運用に活かされています。

③取組における成果と課題

- 保育部局の母語相談支援員は、保育所に配置されているため、実際の園生活がわかる立場での説明が可能であり、外部からの通訳派遣などをせず、園として独立して、外国籍等の方々に配慮した支援を行うことができます。また、母語相談支援員は、外国籍等の園児や保護者を支援するだけでなく、日本人の職員との架け橋としても活躍しています。
- これまでの対応言語は、スペイン語、ポルトガル語、中国語、英語が主でしたが、近年ベトナム国籍の人が増えてきました。これまでの経験を踏まえ、対応言語の拡大をしていく必要があります。

(※) 母語相談支援員：本事例の自治体において、保育部局の母語相談支援員は、母語が分かる人を配置している。このように、自治体によっては、保育士資格によらず、保育スタッフとして母語を話せる職員を配置している場合もある。

⇒参考：P.22 取組のポイント(2) 保育士・保育助手等の配置の工夫や充実



①入園申し込み
まで

②入園時

③在園中

④卒園時

体制整備

子どもへの配慮

保護者への配慮

3 在園中の支援：体制整備

市区町村・保育所等が抱える課題

- 外国籍等の子どもが一定数を占めてくると、日常の工夫だけでは子どもや保護者とのコミュニケーションを十分に図ることが難しくなってきます。また、保護者間のトラブルが生じた場合なども、日本語だけのフォローに限界が生じることもあります。
- 一方、外国籍等の子どもの受入れ実績が少ない保育所の場合、配慮が必要な点等について職員の知識が十分でなく、保護者とのトラブルにつながってしまうこともあります。

取組のポイント

(1) 保育所への通訳等の派遣・配置

地域の特性によって、特に外国籍等の子どもが多い保育所に通訳を配置したり雇用のための助成を行う、市区町村で通訳を雇用し複数の園を巡回する、市区町村の国際交流協会の通訳を必要な場合に利用するなど、さまざまなパターンが考えられます。まずは、地域の保育所等においてどのような場面で通訳のニーズが生じているかを把握することが重要です。

【注意点】 通訳の雇用では、予算不足や人手不足が最大のネックです。まずは自動翻訳機の活用や、園児の保護者等にイベント時限定でボランティアを打診するといった方法を検討してみるのもよいでしょう。なお、デリケートな対応（トラブル仲裁や医療的な内容等）は忌避される場合があり、注意が必要です。

(2) 保育士・保育助手等の配置の工夫や充実

外国にルーツをもつ職員を通訳としてだけではなく保育スタッフ（保育士や保育助手等）として配置することで、日常の保育の場面でも外国籍等の子どもや保護者に寄り添った対応ができるため、より安心感を与えることにつながります。そうした保育スタッフが外国籍等の保護者の相談窓口となり、日本人保育士との架け橋になっている保育所もあります。

【注意点】 外国にルーツをもつ保育士・保育助手を雇用したくてもなかなか人材がいない場合があります。在園・卒園児の保護者に声をかけてみたり、近隣の保育所等に相談してみるのもよいでしょう。保育スタッフとしてのキャリア形成を尊重し、通訳・翻訳の負荷が集中しすぎない配慮も必要です。

(3) 職員への研修

さまざまな国の文化や習慣、保育事情を学ぶ機会をもつことで、外国籍等の子どもへの対応能力やサービス提供の質が向上します。

【注意点】 勤務時間との兼ね合いなどから、職員全員が同質の研修を受講できるとは限りません。情報を上手に共有できる仕組みを作るとよいでしょう。

(4) 保育所間のネットワーク構築

外国籍等の子どもを受入れている保育所等が地域にいくつかある場合、抱えている課題やそれらへの対応の工夫を共有する場を設けることで、地域全体の取組のレベルを高めることにつながります。また、ネットワークを通じて、多言語対応のできる人員が他園をサポートする等、人的な交流を行っている場合もあります。

【注意点】 外国にルーツをもつ家庭が地域に偏在していると、問題意識は保育所等の所在地によって異なってきます。各園のノウハウや課題を共有できるネットワークを構築しておく、今後の変化（外国籍等の子どもの急増等）にも柔軟に対応しやすいでしょう。

重要な連携先

【市区町村】国際部局 【地域】国際交流協会

取組事例

(1) 保育所への通訳等の派遣・配置

① 公立・私立すべての保育所を対象とした通訳派遣【市区町村】

公立・私立問わず、外国籍等の子ども1人あたり年間30時間を上限として通訳者（通訳会社への委託）を保育所に派遣している。年度当初に各保育所から希望を募り、調整を行っている。主に在園児への対応が多いが、入園説明会や個別の保護者対応も行っている。

② 集住エリアの保育所に通訳配置【市区町村】

外国籍等の住民が集住しているエリアの保育所には、臨時職員としてポルトガル語・スペイン語の通訳を配置している。通訳は、言語面でのコミュニケーション支援のほか、園だより等の翻訳も行っている。各園からの依頼があれば、通訳の派遣や翻訳サポートも行っている。

③ 一部の公立保育所に外国人コーディネーターを配置【市区町村】

公立保育所10園のうち2園に、通訳等を行う外国人コーディネーターを1人ずつ配置しており、その2人が必要に応じて他の公立保育所も訪問して対応をしている。

④ 複数の園を巡回する職員を雇用【市区町村】

市で、通訳・翻訳のできる外国籍の嘱託職員を3人雇用し、私立保育所も含め外国籍等の子どもを受入れている保育所を巡回している。外国籍等の子どもが多い公立保育所には、別途、外国籍の臨時職員5人を各保育所に配置している。

⑤ 必要な際に通訳派遣を依頼【保育所等】

保護者会や入園説明会などのイベント時や、保護者間のトラブルが生じたときなど、必要に応じて、市区町村の国際交流協会に通訳派遣を依頼している。

(2) 保育士・保育助手等の配置の工夫や充実

① 外国籍等の子どもの割合に応じた助成【市区町村】

私立の認可保育所に対し、外国籍等の子ども（保護者のどちらかが外国籍）の割合が20%以上の場合に、クラス全体の支援を目的として、外国語に対応した人材配置のための助成を行っている。公立の認可保育所にも類似の制度として、アルバイト人員を各保育所で直接雇用できる制度を設けている。

② 多国籍の通訳・保育助手を配置し、保護者の相談に対応【保育所等】

保育所独自の取組として、ペルー出身で現地保育士資格をもったスタッフや、ペルー国籍・ケニア国籍の保育助手を配置し、日常の保育場面での子どものフォローや、保護者の相談対応を行っている。

(3) 職員への研修

① 大学と連携した講座実施【市区町村】

市内の大学と連携し、市内の保育所・幼稚園職員を対象としたポルトガル語講座を年6回実施している。

② 職員間での事例共有・共通理解の醸成【市区町村】 P.25で詳しく紹介

ムスリムの子どもの入園をきっかけに、宗教上配慮を要する振る舞いやコミュニケーションの方法、食事の対応等について、職員間で事例を共有し、共通の理解をもつ場を設けている。

(4) 保育所間のネットワーク構築

① 外国籍等の子どもへの対応をテーマとした会議を開催【市区町村】

公立の保育所において、外国籍等の子どものための会議を2か月に1回程度で実施しており、新入園時の不安、食事面の対応、宗教への対応など、園が抱える課題と対応について、情報共有をしている。

② 地域ごとの園を集めた懇談会実施【市区町村】

定例で行っているブロックごとに保育所を集めた懇談会で、入園児数や次年度の募集人数を確認するなかで、外国籍等の子どもの受け入れ状況なども確認している。市区町村への要望など意見交換を行う中で、外国籍等の子どもや保護者の対応に関することも話題にのぼり、共通理解につながっている。



事例にみる取組のプロセス

◆職員間での事例共有・共通理解の醸成◆

①取組んだ背景

- 南アジア出身のムスリムの家庭の子どもが入園するにあたり、入園のフォローをしていたNPO法人の支援団体の方から、宗教上求められる特別な配慮についてアドバイスがありました。
- それまでムスリムの子どもを受入れたことがありませんでしたが、1人の子どもの入園をきっかけに、園全体で、ハラール食（イスラム法において食べることが許されているもの）への対応等へと動き出しました。

②取組の進め方

- 保育所職員が、当該ムスリム家庭の保護者や、入園時にフォローに入ったNPO法人等へのヒアリングを行うとともに、ムスリムの方への対応に関わる文献等を調べました。
- これらを通して、宗教上特に気をつけるべきこと（例えば、頭をなでたり、触ったりすることがタブーとされているなど）や、食事面で気をつけるべき食材等について、整理を行いました。
- これをもとに、園の職員会議の場で、ムスリム園児・家庭への対応を一つの議題として扱い、職員間での事例の共有や、共通の対応方針を定めました。

③取組における成果と課題

- この取組をきっかけに、ハラール食への対応など、園内で統一的な対応ができるようになりました。また、職員間で、「この食材は別の食材に換えないといけないね」といったような会話が自然と生まれるようになっていきます。
- ただし、アレルギー対応のように、マニュアルのような形まではできていないため、今後は資料化してまとめ、他園も含めて、広く共有していけるとよいと考えています。
- また、手厚い支援が必要であるという認識は強く有しているものの、市区町村として、どこまで宗教上の理由による食事等への対応をするべきかの線引きについては、今後の趨勢を踏まえて検討していく予定です。



①入園申し込み
まで

②入園時

③在園中

④卒園時

体制整備

子どもへの配慮

保護者への配慮

3 在園中の支援：子どもへの配慮

市区町村・保育所等が抱える課題

- 子どものなかには、家庭内で日本語以外の言語を使っている場合や、日本の生活習慣や文化に慣れていない場合があります。そのため、日本語で話しかけても、子ども本人がどこまで理解しているのかわかりにくく、コミュニケーションが難しいケースがあります。
- また、宗教や文化の違いから、他の園児にからかわれたり、否定的な見方でとらえられたりすることがないよう、保育所等としての支援や配慮も課題になっています。

取組のポイント

(1) 母語に配慮した保育所内での表示や声かけ

来日間もない子どもを受け入れる場合や、家庭内で日本語以外の言語の利用が通常となっている子どもを受入れる場合は、保育所内の多言語化を行ったり、その子どもの母語で声かけをしてみましょう。子ども向けの簡単な言葉の多言語化にあたっては、スマートフォンのアプリなどを活用している保育所が多いようです。

【注意点】 通訳者を配置できれば理想的ですが、ちょっとした挨拶や声かけだけでも、その子どもの母語で話しかけると、コミュニケーションのきっかけになります。自動翻訳機を活用してみるのもよいでしょう。

(2) 言葉や文化の違いが発達の壁とならないような支援

日本語がわからない外国籍等の子どもについて、問題行動が目立つ、落ち着きがない等の場合、それが日本語がわからないためか、発達の遅れか判断が難しいときがあります。保育士間の協力や、外部の専門家などとも連携しながら、支援体制を充実させていくことが重要です。

【注意点】 すべてを自分たちで解決しようとせず、卒園後に向けた教育局との連携、臨床心理士等の専門家への照会など、各方面との協働や情報共有を進めましょう。

(3) わかりやすい日本語やイラスト等の使用

言葉がわからない場合、わかりやすい日本語や、イラスト、写真、ジェスチャーなどの視覚的な情報を用いてコミュニケーションを取ってみましょう。

【注意点】 「外国籍等の子どものためだけの特別な取組」とせず、日本語ネイティブの子どもも含めたユニバーサルデザインの観点にたった取組として位置づけることが重要です。

(4) 宗教や生活習慣の違いへの配慮・保育内容の見直し

外国籍等の子どもの宗教や生活習慣によって、食事、服装・着替え、スキンシップ等の面で事前に気をつけるべきことを確認し、周囲の理解を促しましょう。また、同時に、宗教や生活習慣を踏まえて、保育内容（日常の保育や行事等）を見直すことや、配慮すべきポイントに敏感になるよう情報共有を進めることも重要です。

【注意点】 入園時点において、食事面ではアレルギー対応と併せて宗教上の理由で制限がある場合の対応も確認するなど、早期から情報を収集し、保育所の職員間で共有するようにしましょう。

(5) 各国の文化をお互いに知るための取組

外国籍等の子どもの増加は、幅広い価値観に触れる貴重な機会と捉えられます。外国に繋がる子どもが有する文化や習慣を積極的に紹介し、お互いを知る機会を作っていきましょう。外国籍等の子どものフォローやイベント企画のため、専門の役職を置いている保育所もあります。

【注意点】 お互いの違いを大切にするとともに、人間としての共通点も理解できるようにすること、また、それぞれの文化や習慣を知ることを通して、自分たちが身につけている文化や習慣の特徴を知るきっかけとすることが重要です。

重要な連携先

【市区町村】国際部局、教育部局、【地域】臨床心理士等の専門家

取組事例

(1) 母語に配慮した保育所内での表示や声かけ

① 保育所内の多言語化【保育所等】

クラス名や看板については、日本語だけでなく、ポルトガル語やローマ字でも表記を行っている。

② 母語での声かけ【保育所等】

日本語がわからない子どもに対しては、各国の言語を話すことができる保育助手がクラスに入り、母語で話しかけることで安心感を与えるようにしている。集団行動をとる場合など、「今から〇〇をします」と母語でも伝えてあげること、子どもも落ち着いて行動しやすくなる。また、子ども同士のけんかが起きた場合など、言葉が通じないことでトラブルになっていることもあるため、双方の話をしっかり聞くようにしている。

③ 自動翻訳機の活用【市区町村】

外国籍の子どもが在籍している保育所に対し、当該園児1人あたり9000円／月の補助を行っている。この補助を活用して自動翻訳機を導入している園が多い。単語レベルであれば、ある程度有効に活用できる。

<クラス名のローマ字表記>



(出所) 事例団体提供資料

(2) 言葉や文化の違いが発達の壁とならないような支援

① 発達の課題に対する配慮【市区町村】

外国籍等の子どもについては、発達の遅れが日本語習得によるものなのか、それ以外の要因なのかを見極めることが難しい場合もある。そのため、日頃より子どもの様子をみながら保育士や通訳で話し合い、保育の手立てや内容等を検討している。必要に応じて、関係機関と連携し臨床心理士等の専門家に様子をみてもらうこともある。発達支援が必要と判断された子どもに対しては、日本の子どもと同様に特別支援保育を行う機関と連携して支援を行っている。

② 外国籍等の子どもを対象としたサポートルームの設置【市区町村】

外国籍児が日本の言葉や習慣がわからない状態でいきなり在籍クラスに入ると、不安やストレスのためにコミュニケーションがとりにくく、また外国籍児の困り感が言葉や習慣の違いなのか発達課題からきているのか対応が難しい状況にあった。そこで、外国籍児を対象としたサポートルーム（保育教諭1人と通訳1人常駐）を設置した。必要に応じて、外国籍児が安心できる場所としてこのサポートルームに在籍し、母国語が使える環境でゆっくりと園生活に慣れてもらい、在籍クラスで過ごす時間を増やしていくようにしている。この取組により、外国籍児も在籍クラスで徐々に活発な自己表現ができるようになってきた。この子どもたちがさらに友だちや先生とコミュニケーションがとれるようになっていく力が身につくように今後もサポートをしていく。

(3) わかりやすい日本語やイラスト等の使用

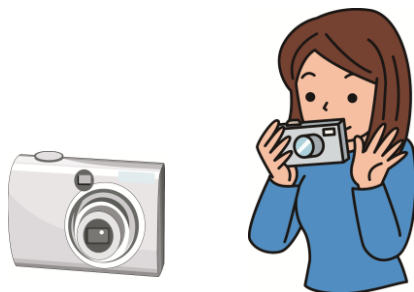
① 実物やイラストでわかりやすく説明【保育所等】

P.30で詳しく紹介

遠足の準備など、外国籍等の保護者にはなじみがなく、日本語だけでは説明が難しい場合には、リュックサックや水筒、お弁当の実物をみせながら説明している。また、遠足のしおりなど、手書きイラスト付のお便りを作成・配付している。

② 写真を用いた説明【保育所等】

手洗いや登園時の子どもたちの準備・決まりごと等は、写真を用いて説明する等の工夫をしている。



<写真による手洗いの説明>



(出所) 事例団体提供資料

(4) 宗教や生活習慣の違いへの配慮・保育内容の見直し

① 給食における対応【保育所等】

宗教上の理由で食事に配慮が必要な場合、保護者にしっかりと確認したうえで給食用の食材を用意している。たとえば、ハラール食（イスラム法において食べることが許されているもの）といっても、宗派等によって禁止される食材や程度は異なるため、その都度丁寧に確認をする必要がある。



② 弁当持参による対応【保育所等】

アレルギー対応と同様に、毎月の献立表をみて、宗教上食べられないものがあるかどうか確認してもらう。食べられないものがあり、園としても対応が難しい場合には、お弁当を持参してもらうようにしている。



③ 着替えの際の配慮【保育所等】

宗教上、着替えの際に肌を見せてはいけないとなっている場合には、別の教室を用意して着替えさせるようにしている。

④ スキンシップへの配慮【保育所等】

日本では子どもの身体を少し触った程度の感覚であっても、身体に触れるとすることをしない文化の国では、叩かれていると誤認されることがある。文化や習慣の違いのギャップを埋めるため、コミュニケーションを十分にとるようにしている。

⑤ 運動会への参加に関する配慮【保育所等】

運動会について、外国籍等の保護者から、子どもを戦わせるような行事には参加させたくないといわれたことがあったため、事前に写真を用いてプログラム内容を伝え、理解を得られるよう工夫している。



(5) 各国の文化をお互いに知るための取組

① 多文化共生を推進する保育士を配置【市区町村】

外国籍等の子どもが多い保育所に、多文化共生保育を推進するための保育士を配置している。外国籍等の子どもの育ちや友だち関係等から保育のあり方について考えあう園内研修を企画したり、多文化共生を促進するためのわかりやすい情報発信や遊びの企画を行う役割を担っている。イベント等を企画する際は、保育所で一方的に進めるのではなく、保護者と双方向でつくりあげていくことを意識している。

② 各国語での手遊びや歌を通じた多文化理解【保育所等】

外国人コーディネーターが中心となって、外国籍等の子どものうち母語話者が多いポルトガル語・スペイン語での手遊び、歌、ダンス、絵本の読み聞かせなどを行っている。外国籍等の子どもが安心感をもつだけでなく、日本の子どもが外国の文化を理解することにもつながっている。



事例にみる取組のプロセス

◆イラストや実物でわかりやすく説明◆

①取組んだ背景

- 2019年7月時点で、当園に通う外国にルーツをもつ子どもの世帯数は10世帯に上ります。以前は韓国籍や中国籍の保護者・子どもが多かったのですが、現在ではネパール国籍なども増えて多国籍化しています。
- 英語・中国語・韓国語については、入園のしおりをはじめ多言語対応を行ってきました。一方で、多国籍化するなかで、すべての言語に翻訳することは難しくなっています。特に、園からのお知らせなど日々の資料については都度多言語化することはできません。また、これまでもルビ振りを行っていましたが、ルビを振るだけでどこまで理解してもらっているかわかりませんでした。

②取組の進め方

- こうした状況を受けて、当園では日頃のお知らせなど保護者の方に情報発信を行う際には、文章だけの通知ではなく、イラストや実物を見せながら説明をするようになりました。
- 具体的には、遠足に関してお知らせする際には、お弁当文化がない国の保護者にもわかるようお弁当のイラストを描いて説明したりしています。また、文字で「リュックサック」と書いてあっても、理解されないこともあります。そこで、実際にリュックサックとそこに入れる持ち物（水筒など）を実物を見せながら説明することで、遠足の忘れ物も少なくなりました。

③取組における成果と課題

- イラストや実物を見せながらの説明は、何も外国籍等の保護者・子どもだけを対象にしているわけではありません。日本人世帯も含めて、文字だけではないわかりやすい説明を行うことで、ユニバーサルな環境が整い出しています。また、イラストをつけた説明は、「新鮮だ、温かい」といった反応も多く、国籍に関係なく高評価を得ています。今後も、「大人も子どもも、日本人も外国人も、誰もが同じように理解できる情報提供」を行っていくことが大切だと考えています。
- こうした取組は、業務の負担が増えることにつながるのではないかと指摘がありますが、各保育士の長所（イラスト上手）を活かして、それぞれのやり方で工夫しているのでそこまで大きな負担にはなっていません。イラストは一度書けば他のクラスでも展開可能ですし、またイラストが苦手であっても写真や実物を見せながらの説明は誰でもできます。それぞれの保育士ができる範囲でやっていることがポイントです。



<イラスト付きのお知らせ>



(出所) 事例団体提供資料

①入園申し込み
まで

②入園時

③在園中

体制整備

子どもへの配慮

保護者への配慮

④卒園時

3 在園中の支援：保護者への配慮

市区町村・保育所等が抱える課題

- アンケートにおいて「言語的な障壁から保護者との十分なコミュニケーションが取れないこと」が在園中の課題として最も多くなる等、保護者とのやり取りは、市区町村・保育所にとって大きな課題となっています。
- また、外国籍等の保護者が孤立してしまうことが多い等、保護者同士の交流も課題です。

取組のポイント

(1) 文書の多言語化、わかりやすい日本語やイラスト、翻訳機の使用

保護者向けのおたより等については、必要とする言語で翻訳するとよいでしょう。翻訳にあたっては、市役所の国際交流担当課や、地域の国際交流協会などで翻訳してもらえる場合がありますので、相談してみましょう。わかりやすい日本語で簡単にまとめたものや、イラストやジェスチャーを使用して、丁寧に伝えることも有効な手段となります。

【注意点】 翻訳の際は、日本人よりも情報が簡略化され、少なくなっているのではないかと感じさせないように、日本語と同じ内容を、同じフォーマット、同じタイミングで渡す等、配慮しましょう。

(2) 保育に関するルール・認識の違い等への配慮

決まった時間までに登園する、休む際に連絡を入れる等のルールに対して、時間的な感覚や保育に対する認識等が異なる場合があることから、認識の違いを理解したうえで、日本人の感覚や文化の違い、また保育所における子どもの過ごし方等も含め、なぜそうしたルールがあるのかを丁寧に説明するとよいでしょう。

【注意点】 日本人の感覚を押し付けるのではなく、相手の国の文化への理解も示したうえで、日本のルールについて理解してもらうようにしましょう。

(3) 子育て、日常生活の支援

外国籍等の保護者にとって、日本での子育てや日常生活に対する不安や困りごとが多くある中で、保育所等は保護者と直接接点を持つ貴重な場所です。日頃から簡単な挨拶などは母語の使用を心がける等、相談しやすい環境を心がけましょう。相談内容によっては、市区町村の関係する部署等と連携し、対応しましょう。

【注意点】 外国籍のスタッフがいる場合は、相談に対して補助してもらうことも考えられます。ただし、一人のスタッフに過度な負担がかからないよう、情報を共有するようにしましょう。

(4) 保護者間の交流促進

外国籍等の保護者にも役員になってもらう、行事内容に外国籍等の方の母国の要素（食べ物、踊り等）を盛り込む等、日本人と外国籍等の保護者同士の交流のきっかけをつくることで、外国籍等の保護者が孤立しないよう配慮しましょう。

【注意点】 保護者の孤立を防ぐために、市区町村が実施している国際交流事業などを紹介することもよいでしょう。

(5) 緊急対応等のサポート

発熱などの緊急時においては、日本人と同じく保護者に迎えにきてもらいましょう。連絡を入れる際に、ゆっくりした日本語で伝える等の配慮をしましょう。

また、虐待やネグレクトなどの異変が見られた際は、市区町村の関係する部署等と連携し、対応しましょう。

【注意点】 緊急対応については、入園時等に保護者に丁寧に説明し、緊急時のお迎え等に対応してもらえるようにしておきましょう。

重要な連携先

【市区町村】国際部局、保健衛生部局 【地域】国際交流協会

取組事例

(1) 文書の多言語化、わかりやすい日本語やイラスト、翻訳機の使用

① 保育所から渡す文書の翻訳【保育所等】

保育所から渡すおたよりは全てポルトガル語に翻訳している。配布時も日本語とポルトガル語のものを同じタイミングで渡すようにしている。連絡帳のやり取りも通訳者、補助員により対応している。

② メモを用いて対面で確認【保育所等】

連絡事項は、ローマ字やひらがなで内容を簡単にまとめたメモやルビを加筆したおたよりを渡し、担任が都度、対面で詳細を説明している。たとえば行事の際は、集合時間、場所などをメモにして渡している。「わかった」といわれても実際には伝わっていないこともあるので、丁寧に説明している。

③ 保育場面でよく使う表現をまとめた冊子作成【市区町村】

保育所所管課と公立園の園長会が協力して、保育現場でよく使う表現を英語、中国語、韓国語の3カ国語版に翻訳し、冊子にまとめたものが長年現場で使われている。

<保育所でよく使う表現集>

日 本 語	英 語	韓 国 語	中 国 語
1. 朝ご飯を食べましたか。	1. Did your child eat breakfast?	1. 아침밥은 먹었습니까? アチムパプ モゴスルニカ?	1. 早饭吃了嗎? ゾウハアンチョウラマ?
2. なにを食べましたか。	2. What did your child eat?	2. 무엇을 먹었습니까? ムグウル モゴスルニカ?	2. 吃过什麼了嗎? チョウグァンシニョムモマ?
3. 何時に食べましたか。	3. When did your child eat? (What time did your child eat?)	3. 몇시에 먹었습니까? メヨツジセ モゴスルニカ?	3. 几点吃的呢? ヂョーヂンチョードナ?
4. 食べてはいけないものがありますか。	4. Is there anything he/she can't eat?	4. 먹어서는 안되는 것이 있습니까? モゴソマン アンデスン コソ イスム	4. 有没有什么不能吃的东西 ヨウタイヨウシニョマンデアンチョウダナン?
5. 食欲はありますか。	5. Does your child have an appetite?	5. 식욕은 있습니까? シヨクヨ イスムニカ?	5. 有食欲嗎? ヨウシヨクイマ?
6. 給食をよく食べました。	6. He/She ate all of his/her lunch.	6. 급식은 잘 먹었습니다. グプシグン ジャル モゴスルニダ	6. 供給饮食吃得非常好。 グンヂョクイニョスチョダフルイグアンハム。
7. 便の状態はどうですか。 (便の回数などからお腹の具合を聞く時)	7. How is your child stool? (How is his/her bowel movements?)	7. 변의 상태는 어떻습니까? ビョソクワイ サンゲタン オトソスルニカ?	7. 大便的情况怎样? ダヘンチョウグァンヂョウヤ?
8. よく眠りました。	8. He/She slept well.	8. 잘 잤습니다. ジャル ジャスルニダ	8. 睡的很好 スエグアンハム。
9. 薄着にさせて下さい。	9. Please have him/her clothe lightly.	9. 옷을 얇게 입혀 주십시오. オスル ヤルク イッブヨ ジョシブサ。	9. 请穿少一点 チンチュアンショウオホヂョウ。
10. 着脱しやすい洋服にして下さい。	10. Please put him/her in clothes that are easy to take off and put on.	10. 입고 벗기가 쉬운 옷을 입혀 주십시오. イッブヨ 조신부사。	10. 请穿容易穿脱的衣服 チンチュアンロニーチョウブサニョダヂョー。

(2) 保育に関するルール・認識の違い等への配慮

① ルールの必要性を理解してもらうための配慮【保育所等】

遅れるときに事前連絡をする必要性をあまり感じていない方もいるため、「遅れるときには電話をする」というお願いを繰り返し伝えながら、日本の保育所の生活を少しずつ知ってもらう努力をしている。

② 保育に対する考え方の違いへの配慮【保育所等】

保護者から母国の保育に対する考え方の違いにもとづく要望等が出てくるが、生活環境が違うところで育っていることを踏まえつつ、1つずつ説明して納得してもらうようにしている。

(3) 子育て、日常生活の支援

① 積極的な声かけを通じた支援【保育所等】 P.35で詳しく紹介

外国籍等の保護者から保育士に悩みを相談してもらいやすいように、送迎時に積極的に母語を交えた声かけを行ったり、個別懇談を行い、困りごとや思いを聞くようにしている。また、外国籍の保育助手も保護者の相談にのっており、電話やメールにも対応している。

(4) 保護者間の交流促進

① 保護者間のコミュニケーションをとりやすくするための配慮【保育所等】

外国籍等の保護者が孤立しないよう、保護者会などでも、英語が話せるお母さんに隣に座ってもらったり、中国出身の保護者が2人いれば隣同士に座らせたりして、コミュニケーションが取れるように席順は配慮をしている。通訳対応をお願いする保護者には、事前をお願いをしている。

② 市の国際交流ラウンジを紹介【保育所等】

外国籍等の保護者からは、保護者同士の関わり方がわからないという悩みをよく聞くため、行事の際に子どもを介して、それとなく保護者同士のコミュニケーションを促したり、市の国際交流ラウンジを紹介したりしている。

③ 保護者会役員への外国籍の保護者の参加【保育所等】

外国籍等の保護者に、保護者会役員になってもらい、外国籍等の保護者にも積極的に運営に参加してもらうようにしている。

④ 行事における母国料理屋台の導入【保育所等】

夏祭りにおいて、ブラジル料理（パステルという揚げ餃子）の屋台を出してみたところ、料理をきっかけに日本人とブラジル系保護者間の交流が促進された。

(5) 緊急対応等のサポート

① 病気等の際の対応【保育所等】

病気等の場合は、対応できる通訳がいる場合は保護者へ電話してもらうようにしている。対応できる通訳がない場合には、ゆっくりとした日本語でお迎え等を頼む。

② ネグレクト等への対応【保育所等】

欠席が続くため家庭訪問してみると、子どもを残して保護者が働きに出ており、きょうだいや下の子どもの世話をしていたり等、ネグレクトに近い状況が発見される場合もある。そうした際は、児童相談所や市区町村の保育部局と連携して対応している。

◆保育所における積極的な声かけを通じた支援◆

①取組んだ背景

- 外国にルーツを持つ園児数は全園児数の3割以上、国籍は10か国強にわたります。ブラジル国籍が最も多く、最近では、エジプト、ケニア、スリランカからの子どもを受け入れています。
- 20年前、外国籍の子どもは2～3人でしたが、周辺に工場が多く、外国籍の人が多く働いていることから、年々、その比率は高まっています。こうした状況の中、保育所の自助努力で通訳を配置してきました。

②取組の進め方

- 通訳スタッフは、「スペイン語、ポルトガル語」の通訳1人（ペルー出身、現地保育士資格あり）、「中国語」の通訳1人、保育助手2人（ペルー国籍1人、ケニア国籍1人）を配置しています。ケニア国籍の保育助手は「英語、スワヒリ語」の通訳を行っています。その他に、元小学校教諭の職員（日本人）も「英語」の通訳が可能です。
- 通訳スタッフは、終日勤務し、保護者の相談に応じています。子どもに対しても、通訳が必要な際には、保育室へ入って対応します。専用の携帯電話を持ち、保護者からの電話やメールに対応するほか、連絡ノートにて日々の子どもの様子や担任からの連絡事項を翻訳して伝えています。
- 外国籍の保育助手は、通訳スタッフのネットワークから紹介してもらったり、保護者に声をかけ、保育助手として勤務してもらっています。

ケニア国籍の保育助手は、元々、当園に子どもを預けていた保護者でしたが、日本語を少し話すことができたため、保育助手として働かないかと誘いました。当園で働くうちに、本人の日本語も非常に上達しました。

③取組における成果と課題

- 外国籍の保護者は、わからないことがあれば、直接、通訳スタッフに相談したり、確認することができます。通訳スタッフは日本人の職員に対しても、保護者や子どもの文化的な背景を踏まえて、「このような考えに基づいて、こうした発言をしている」などの内容を伝えてもらいます。
- 園だより、クラスだよりなどをスペイン語、ポルトガル語で翻訳したり、重要な部分を取り出して、英語訳をしています。外国籍の保護者に対しては、通訳スタッフの協力を得て、口頭での説明も行います。保護者からの要望はストレートにききますが、生活環境が違うところで育っていることをふまえて、1つずつ説明して納得してもらうようにしています。
- 現在は保育所で通訳スタッフや外国籍の保育助手を確保し、対応していますが、市区町村としても、通訳派遣等を充実させてもらえると、多くの園で受入れや対応が進むと思います。



①入園申し込み
まで

②入園時

③在園中

体制整備

子どもへの配慮

保護者への配慮

④卒園時

4 卒園時の支援（小学校へ）

市区町村・保育所等が抱える課題

- 市区町村においては、日本の小学校への入学手続きや制度等の情報を満遍なく周知することが課題となっています。
- 保育所等においては、子どもに対する日本語習得支援や、保護者に対する日本の小学校の制度および学校生活に関する説明を十分に行えないことが課題となっています。

取組のポイント

（1）小学校の制度や手続きに関する周知

保護者の方の疑問や不安を解消するためには、入学手続きや学校生活、相談先等について多言語での案内を行う必要があります。就学説明会や就学前検診等での説明に加えて、保育所等での案内資料の到着確認や、行事の周知について連携して行うとより効果的です。

【注意点】保護者に案内資料が届いても、内容を把握していなかったり、重要性に気づいていない場合があります。保育所職員は、日常会話の中等で案内を受け取っていることを知った際には、適宜説明を加える等フォローを行うとよいでしょう。

（2）就学に向けた個別的な指導や支援

日本語の習得が難しい場合、小学校入学後に勉強についていけなくなったり、不登校になったりしてしまう可能性もあります。保育所等において日本語習得のための時間を設けたり、市区町村で外国籍等の子どものための就学前支援を実施している場合は活用・連携し、就学に備えたとよいでしょう。日本語と併せて、日本の文化や習慣、学校生活について理解を深めてもらうことも重要です。

【注意点】卒園後は外国人学校等へ入学する子どももいます。進学先に合わせた支援を保護者と確認しながら進めていくことが望ましいでしょう。

（3）小学校との連携強化

保育所等・小学校・保護者・関係者（市区町村や教育委員会等）による相互連携を強化する必要があります。小学校への申し送りや、情報交換会・懇談会の実施を通じて、子どもの状況や支援ニーズを共有するとよいでしょう。

【注意点】保育所等での子どもの様子に加え、宗教等の配慮や、名前の表記方法の確認、保護者の方の日本語理解度等の情報共有を行うことで、より細やかな支援につなげられるでしょう。

（4）地域の日本語教室等に関する情報提供

就学準備の一環として、地域の日本語教室や共生サロンの利用も有効です。保育所等より、親子で通える日本語教室等の紹介を行うことで、地域コミュニティとの関わりを持つことも出来ます。

【注意点】市区町村・地域によっては、日本語教室をはじめとする外国人支援団体が数多く活動しています。普段から支援団体との連携も進めておくとい良いでしょう。

重要な連携先

【市区町村】教育部局 【地域】多文化コーディネーター、日本語教室

取組事例

(1) 小学校の制度や手続きに関する周知

① 小学校の多言語案内を作成し、保育所に配布【市区町村】

市で統一して多言語（英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）での小学校について説明するチラシを作成し、就学説明会や就学前健診、保育所で配布をしている。

② 保育所での周知【保育所等】

小学校入学に関する手紙が届いていても、保護者がそれに気づいていない場合があるので、当園では、学校の手紙が来たかどうかを、園児の登園・降園時などに担任が直接確認するようにしている。また、外国の方向けの入学説明会も開催されるので、そのアナウンスもしている。

(2) 就学に向けた個別的な指導や支援

① 日本語習得のための時間設定【保育所等】

小学校教員の免許を持つ保育士が勤務しており、日本語の習得が遅れている子どもに対しては、習得のための時間を作り、カードなどを使って日本語を教えている。

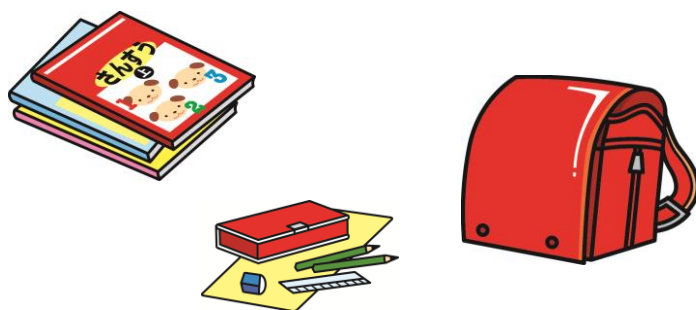
② 外国籍等の子どものための就学前支援の実施【市区町村】

外国籍等の子どもの受け入れが多い公立保育所2カ所で、年中児と年長児を対象とした就学前支援として、プレスクールを実施している。小学校へのスムーズな移行を目的として、名前の読み書き、簡単な日本語表現、数の数え方、学校生活で必要となる基本的な生活習慣を教えている。参加は任意だが、外国籍の子どもだけでなく外国にルーツをもつ子どもを幅広く対象として呼びかけを行い、積極的な参加を促している。

③ 教育部局が就学前教室を実施【市区町村】

P.39で詳しく紹介

教育部局が、外国籍等の新小学1年生とその保護者を対象とした就学前教室を3月に開催しており、保育所からも案内をしている。子どもに対しては「日本語であいさつをしてみよう」「学校を探検しよう」などのプログラムを設けているほか、宿題の体験をしてもらっている。保護者に対しては、学校説明会で配布される書類の記入支援、持ち物や学校行事等について説明している。



(3) 小学校との連携強化

① 保育所・幼稚園・小学校と地域の連携【市区町村】

保育所・幼稚園・小学校・中学校と地域の連携が重視されており、地域の課題に関する会議で外国籍等の子どもについても情報共有が行われている。集住エリアの保育所では外国籍等の保護者向けアンケートや聴き取りを実施しており、保護者の抱える課題や子どもの将来に対する希望などを聞いている。その結果は保育所だけでなく幼稚園・小学校・中学校や地域とも共有されており、ニーズをふまえてそれぞれの取組を検討する仕組みができています。

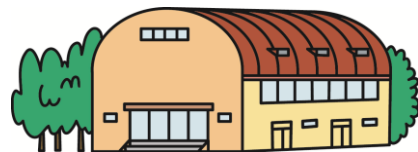
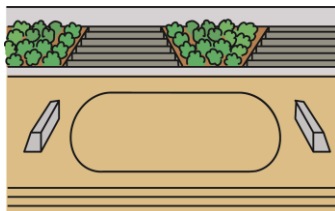
② 入学説明会への通訳同行【市区町村】

保育所から小学校への接続にあたって、保育部局および教育部局に配置された、子どもの母語を話せる職員が支援を行っている。入学説明会の際は、教育部局の職員が対象校へ派遣され、通訳等の支援を行っている。小学校見学の際は、保育部局の職員が園児に同行している。保育部局の職員は、外国籍等の子どもの多い地域の保育所に配置され、日常の園生活もサポートしている。

(4) 地域の日本語教室等に関する情報提供

① 地域の日本語教室等の紹介【保育所等】

5歳児とその保護者に対しては、就学に向けて地域の日本語教室の紹介を保育所から行っている。また、全保護者に対しては、地域の共生サロンの紹介も行っている。



事例にみる取組のプロセス

◆教育委員会による外国籍等の子どものための就学前教室の開催◆

①取組んだ背景

- 外国籍等の子どもの入学が増える中、初めて日本の学校に通うことになる保護者や児童にとっては不安が多いこと、また、受け入れる学校においても、各種書類の記入や確認事項等の負担が大きいことから、不安や負担を軽減するために就学前のプログラムを開始しました。

②取組の進め方

- 教育委員会では、日本語支援拠点施設において、外国籍等の新小学1年生徒その保護者を対象に、3月に就学前教室を開催しています。土曜日半日×2日の連続コースで、午前の部、午後の部から選べるようになっており、それぞれの定員は45人です。
- 児童に対しては、「日本語で挨拶をしてみよう」「学校探検をしよう」など、実際に学校で行われる内容を体験することで、日本の学校に速やかに適応できるようにします。
- 保護者に対しては、入学時に必要な書類記入や学校ガイダンスなどの支援に加え、日本の学校生活に必要なことや保護者の役割等を伝えるほか、日本での「宿題」を理解してもらえるように、1回目に出した宿題を親が確認して2回目に持ってくるなどの取組を行っています。
- 対応している言語は、英語、中国語、タガログ語などですが、他にも必要な言語があれば可能な限り教育委員会で支援者を探して対応します。

③取組における成果と課題

【成果】

- 初めて日本の学校に行く児童・保護者に安心感を持ってもらうとともに、学校に対しても安心して受け入れをしてもらえるようになりました。
- 児童から「来てよかった」と言われる場所となり、保護者にとっても頼りになる場所を作ることができました。
- 取組を行うことで、多くの人に外国籍等の児童への支援の必要性を理解してもらうことができました。

【課題】

- 市内に1か所のみであるため、必要な人に支援が届かない場合があります。
- また、支援人材の確保も課題となっています。
- なお、日本への適応を目指すだけでなく、母国の文化と母語を大切にできるような働きかけをあわせて行っていくことも今後の課題です。



第4章 個別事例

I 神奈川県 横浜市

～情報提供・相談等の多言語対応と人員体制の充実～

基本情報

※2020年1月1日時点

- 総人口 : 3,749,929人(うち5歳以下 170,297人)
- 外国人人口 : 104,585人(うち5歳以下 不明)
- 外国人比率 : 2.7%
- 過去5年間(2015年～2019年)の増加率 : 22.9%

地域の特徴

- 外国人人口で見ると、中国が最も多く、次いで韓国、ベトナム、フィリピンの順となっているが、全体としては150を超える国籍の在住者がいる。
- 中華街がある地域では、中国籍の方が多いが、近年急増している地域もある。地域による偏在も大きく、外国籍等の方が多い地域と、あまりいない地域があり、地域によって課題も異なっている。一部の園では、在籍児童のうち一番多い国籍が日本ではない場合もある。

取組の経緯

(1) 外国籍等の方の多い地域での保育所や子育て支援に関する情報提供、相談対応の充実

- 外国籍等の方の多い地域では、保育所の入園など、子どもに関する相談窓口において、外国籍等の保護者に保育所や子育て支援制度の説明を行ったり、保育所入園の申し込みに必要な書類の説明を行う際、日本語の利用案内やリーフレットのみでは、十分に理解をしてもらうことが難しい等、対応に苦勞している状況がありました。そこで、市や外国籍等の人が多い区などでは、多言語による保育所や子育て支援に関する利用案内、リーフレットを作成するなど、市全体、各区で情報提供や相談対応の充実を推進してきました。

(2) 保育所や相談窓口等での人員体制の充実

- 外国籍等の子どもの比率が高い保育所では、通常の保育士の配置では対応が厳しかったり、外国籍等の人が多い地域では、区役所の相談窓口などに通訳がいないと十分な相談対応ができないなどの課題がありました。そこで、保育所で保育士を追加で雇用したり、区の窓口案内に通訳ボランティアを配置するなど、人員体制面の充実を図ってきました。

取組の内容

(1) 保育所利用案内、相談先紹介のリーフレット等を多言語で作成

- 市では、「幼稚園、保育所等利用案内」を、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の7か国語で作成しています。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/r2hoikuriyou.html>)。
小学校入学に向けた保護者向けのリーフレットも利用案内と同様7か国語で作成しています。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/kankoubutu.html>)
- また、区独自の取組もあり、外国籍等の方が多い南区では子どもに関する相談窓口等の案内を、英語、中国語、韓国語、タガログ語の4か国語で作成し、案内しています。南区の公立保育所では、「保育園のしおり」を英語版、中国語版でも作成し、各保育所で保護者に対して説明しています。その他にも、来日初期の外国籍の方に向けて、基本的な生活のルールや区役所の窓口の案内などを「生活のしおり」として英語、中国語、韓国語、タガログ語で発行しています。(<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kusei/koho/20190524130340552.html>)

(2) 人員体制の充実

- 市では、外国人児童保育事業助成により、利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍）の割合が20%以上の私立の認可保育所に対して助成を行い、保育士を追加雇用する費用としています。公立保育所に対しても同様の制度があり、アルバイトの配置をしています。
- 外国籍の方の集住地域では、多言語対応のスタッフを区役所に配置し、公立保育所に派遣をしたり、必要な資料を翻訳したりすることもあります。こうしたスタッフを確保することは、外国籍等の子どもや保護者にとっても安心感を与えるとともに、日々対応する保育所にとっても大きな助けになっています。
- また、国際交流協会では、通訳ボランティアの派遣を行っており、入園説明会などでも活用されています。

庁内他部局や関係機関との連携

- 子育て支援に限った支援ではありませんが、国際局では、外国籍等の人の集住地域がある区役所に対し、区役所の戸籍課や子ども家庭支援課等の窓口に通訳サービスのタブレット端末を設置しています。
- 教育委員会では、就学前教室の開催や保護者向けに横浜市の一般的な学校生活について紹介した冊子を8か国語で作成し、保育所などでも案内しています。
- また、横浜市国際交流協会では、外国人という切り口で部門横断的に、横浜市や各区と連携して、通訳、多言語翻訳、情報提供、相談対応、「保育園のしおり」の作成など、外国籍等の人に対するさまざまな支援を行っています。また、市内には国際交流ラウンジが11か所あり、出産・育児に関する相談などにも応じています。
- 地域子育て支援拠点においても、子育て中の外国籍の方の支援として、情報提供や仲間づくりなどの支援を行っています。

取組むうえでの課題・今後の展望

- 横浜においても150を超える国から来られている方に、全て母語で対応することは困難です。その中で、保育の現場や区役所の窓口などお互いに理解し合うためには、母語での対応だけでなくやさしい日本語を活用したり、写真や絵などで内容を伝えたりするなどの工夫が必要です。
- 集住地域での対応と分散居住地域での対応を両立していくための工夫が必要です。例えば、保育所の案内も集住地域で作成したものを分散居住地域でも活用できるようにすることもできます。基本的な内容を自治体で作成し、園独自の内容を追加することができれば、日本語から母語への翻訳をしやすくなることができます。

他自治体へのメッセージ

人材や予算の確保に課題はありますが、横浜市においても、いくつかの保育所には、保育士又は保育補助として外国語が堪能な職員が働いていることがあります。特に来日直後の子どもや保護者に対しては、大きな安心感を与えることができるとともに、他の保育士が対応する際にも負担の軽減を図ることができます。各園に配置することが難しい場合でも、巡回をすることができるような制度が作れると受入れが円滑に進むと考えられます。

2 岐阜県 美濃加茂市

～市の多文化共生推進プランに保育所での支援を位置づけ～

基本情報

※2020年1月1日時点

- 総人口 : 57,323人(うち5歳以下 3,294人)
- 外国人人口 : 5,323人(うち5歳以下 373人)
- 外国人比率 : 9.3%
- 過去5年間(2015年～2019年)の増加率 : 27.5%

地域の特徴

- 製造業の工場が多く立地しており、そこで働くブラジルやフィリピン国籍の住民が多いことが特徴。
- リーマンショック以降、工場の閉鎖等を受けて外国人数が一時的に減少したが、近年は美濃加茂市に残った住民の定住化も進行しており、外国人児童生徒数は増加を続けている。

取組の経緯

(1) 外国籍等住民の推移

- 当市にはもともと製造業の工場が多く立地しており、1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、そうした工場で働く日系ブラジル人の流入が進みました。また、2000年以降はフィリピン国籍の住民も増加し、ピークの2008年には外国人数が6,234人、外国人比率は11.2%となりました。
- 2009年のリーマンショック以降、工場の閉鎖等の影響でブラジル国籍の住民は減少したものの、近年はまた増加傾向にあります。また、定住化も進んできています。
- 地域別にみると、特に大規模な工場があった地域に外国人人口が多く、偏りがある状況です。

(2) 保育所における就学前支援の開始まで

- こうした背景をふまえ、市内の公立保育所のうち、特に外国籍等の子どもが多い保育所に対しては、早くから通訳の配置が行われていました。
- また、市全体としては2009年に策定された「美濃加茂市多文化共生推進プラン」によって、美濃加茂市に住むすべての外国籍住民を支援するという方針が定められました。
- プランの策定にあたり、最初に課題となったのは、就学年齢以上の子どもたちの課題でした。学校になじめず不登校になってしまったり、学習についていけなかったりする子どもたちが数多くいることに注目が集まり、こうした子どもたちへの対応として、小学校において初期適応教室「のぞみ教室」がスタートしました。
- しかしながら、小学校で「のぞみ教室」を希望する子どもが非常に多く、小学校だけで対応することが難しくなったため、保育所段階から支援を開始してはどうか、ということになりました。
- そこで、2017年より一部の公立保育所において、就学前支援(プレスクール)の取組が始まりました。
- この取組は、2019年に策定された「第3次多文化共生プラン」のなかにも施策のひとつとして追加されました。また、2020年からスタートする第6次総合計画にも盛り込まれる見込みです。

取組の内容

(1) 通訳の配置

- 10年以上前から、外国籍等住民が多い地区に所在する公立保育所3園について、それぞれ1人ずつ通訳を配置しています。もっとも外国籍等の子ども数が多い園はフルタイム、それ以外の2園はパートタイムでの勤務です。採用にあたっては、市の広報誌で募集をかけました。
- いずれもブラジル国籍の方で、保育士資格はありませんが、長年勤務をしているため保育所の業務への理解が深く、保護者への支援を積極的に行ってくれています。

(2) 就学前支援(プレスクール)の実施

- 外国籍等の子どもが多い公立保育所2園において、年中児と年長児を対象とした就学前支援(プレスクール)を実施しています。詳細はP.37(2)②のとおりです。

市内他部局や関係機関との連携

- 健康課と連携し、母子手帳交付の際に、外国籍等の保護者に対して口頭で保育所の案内をしてもらい、生まれる前でも保育所の見学に来てもよいということを伝えてもらっています。
- また、地域振興課とも連携した取組を実施しています。地域振興課では地方創生の一環として女性活躍推進に取り組んでおり、その中の一つの取組として子どもをもつ母親を対象とした講座などを市内の商業施設で実施しています。外国籍等の母親の参加も多いため、こども課の担当者もその場に参加し、保育所や子育て支援に関する情報を提供しています。

取組むうえでの課題・今後の展望

- 現在のところ、公立の限られた園でしか取組が実施できていないことが課題だと感じています。集住地域以外にも、外国籍等の子どもが通う保育所は多数あるため、すべての子どもたちに支援を行き届かせることはできていません。
- そのため、来年度以降はプレスクールの取組を私立の保育所にも拡大して実施する予定です。
- また、当市では外国籍等の子どもの高校進学率が約9割にまで高まっています。彼らのなかから、保育士資格を取る者が出てくることを期待しています。

他自治体へのメッセージ

- 外国籍の子どもを受け入れる際に最も大きな壁は、言葉と文化の違いです。子どもは順応性が高い一方、子育てに関して特に理解と協力が必要な保護者への通訳などの支援は必須となります。しかし、日本の子どもや保護者にとっても、異なる文化や生活様式に接することは、様々な価値観を育む良い機会となります。多様な価値観を認め合える社会で活躍する子どもを育てる一歩として外国籍の子どもへの受入れは効果が高いといえます。

第5章 お役立ちツール

I 外国籍等の子ども・保護者の支援に関するリンク集

- 以下では、国や関連機関が作成している、外国籍等の子ども・保護者の支援に役立つ資料やツール等を紹介しています。

かすたねっと(文部科学省)

<https://casta-net.mext.go.jp/>

各都道府県・市町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や、外国人児童生徒等のための日本語指導・教科指導教材等、様々な資料を検索することができます。

外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/I304668.htm

日本語指導担当教員・支援者、学級担任支援者、学校管理職(校長・教頭等)、都道府県・市町村教育委員会指導主事を対象に、外国人児童生徒等受入れ・指導体制を整えるために、それぞれの立場で取り組むべき内容をまとめています。

世界の学校体系(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/I396836.htm

世界各国の教育行政制度、学校体系、教育の普及状況などのデータが掲載されています。

外国人児童生徒のための就学ガイドブック(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/I320860.htm

英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の各言語別の就学案内です。

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の多言語音声翻訳技術を活用した民間の製品・サービス事例(国立研究開発法人情報通信研究機構)

<https://gcp.nict.go.jp/>

情報通信研究機構の技術を活用して開発された、さまざまな多言語音声翻訳アプリが紹介されています。

外国語版 予防接種と子どもの健康 2019年度版(公益財団法人予防接種リサーチセンター)

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

予防接種に関する説明資料と予診票が16か国語に翻訳されています。利用にあたっては実績の報告が必要です。

2 各自治体のツール例

- 以下では、各自治体が作成している、多言語版の各種資料や対話カード等を紹介します。URLが掲載されていない資料については、本事業の報告書に掲載していますので、あわせて参照いただければ幸いです。

保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」（神奈川県 横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/kankoubutu.html>

学校生活の様子や放課後の過ごし方、入学当初の「スタートカリキュラム」の実際を写真で紹介するリーフレットです。日本語、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語が用意されています。

日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引（神奈川県 横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/en/about-us/other/living/nihongoshido-tebiki.html>

横浜市の学校が、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の、基本的な手続きの流れ、支援体制作りなどについて記載されています。

多言語版 入園のしおり（東京都 新宿区）★

保育所の役割や一日の過ごし方、送り迎えの方法、服装、病気の際の対応、年間行事、主な感染症等についてまとめたものを、英語、中国語、韓国語の3か国語に翻訳しています。

会話の手引き（東京都 新宿区）★

保育現場でよく使う表現を英語、中国語、韓国語の3か国語版に翻訳し、冊子にまとめています。

多文化共生保育のための対話支援カード（大阪府 八尾市）★

保育にかかわるさまざまな場面で必要な対話内容（あいさつ、遊び、連絡、身体症状、行事、食べ物等）について表記したカードを、日本語と外国語（中国語、ベトナム語、韓国語、英語、ポルトガル語）で作成しています。

ポルトガル語版 入園面接調査票（岐阜県 美濃加茂市）★

入園面接の際に把握すべき内容について、ポルトガル語に翻訳しています。

●★印があるものは、本事業報告書に事例掲載●

※本事業報告書および事例集は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングHPよりダウンロードいただけます。

ホーム > レポート > レポート・コラム > 政策研究レポート > 公開報告書

https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/

『「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金」の採択案件の成果報告書の公表について』に、2020年4月以降、公開されます。

■ 委員名簿 ■

「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業」

【検討委員会委員】

(敬称略・50音順)

	氏名	所属(2020年3月現在)
委員長	倉石 哲也	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授
委員	甘粕 亜矢	横浜市 こども青少年局子育て支援部保育・教育人材課 課長
	小林 利恵子	四日市市 保育幼稚園課 指導係
	ト田 真一郎	常磐会短期大学 幼児教育科 教授
	高橋 美由紀	新宿区 子ども家庭部 保育指導課 課長
	久富 陽子	大妻女子大学 家政学部 児童学科 教授
	山口 孝子	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事 操南保育園 園長

【オブザーバー】 厚生労働省 子ども家庭局 保育課

【事務局】 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

第5章 外国籍等の子ども・保護者への対応に役立つツール例

以下では、各自治体で作成されている外国籍等の子ども・保護者への対応に役立つツールについて、ヒアリング調査等を通じて収集できたものを掲載する。なお、掲載にあたっては、紙幅の都合上、各ツールの全部ではなく一部を抜粋して掲載している。また、掲載事例については各自治体独自で作成しているものであり、制度の内容や翻訳の正確性等について保証するものではない。

<掲載事例一覧>

	自治体	ツール	概要	掲載箇所
1	東京都 新宿区	多言語版 保育園のしおり	保育所の役割や一日の過ごし方、送り迎えの方法、服装、病気の際の対応、年間行事、主な感染症等についてまとめたものを、英語、中国語、韓国語の3か国語に翻訳している。	英語版・日本語版
2	東京都 新宿区	会話の手引き	保育現場でよく使う表現を英語、中国語、韓国語の3か国語版に翻訳し、冊子にまとめている。	初めて保育所をたずねてきたとき、入園面接の連絡、登園時、降園時
3	大阪府 八尾市	多文化共生保育のための対話支援カード	保育にかかわる様々な場面で必要な対話内容（あいさつ、遊び、連絡、身体の症状、行事、食べ物等）について表記したカードを、日本語と外国語（中国語、ベトナム語、韓国語、英語、ポルトガル語）で作成している。	ポルトガル語版の行事説明、持ち物説明
4	岐阜県 美濃加茂市	ポルトガル語版 入園面接調査票	入園面接の際に把握すべき内容について、ポルトガル語に翻訳している。	0・1歳児面接票、2歳児面接票、3歳児以上面接票

1. 多言語版 保育園のしおり（東京都 新宿区）

< 英語版 >



Shinjuku City

Nursery School Handbook



Children's Charter (Excerpt)

- Children are to be valued as human beings.
- Children are important members of society.
- Children should be raised in a good environment.

Nursery schools are childcare and educational facilities that provide day care for children on behalf of parents or guardians who are not able to do so during the day because they are employed or ill or for other reasons.

At Nursery School

All children have the potential to grow without bounds. At nursery school, the staff takes care of each child while supervising age-appropriate recreational activities and helping all children with their daily life activities.

Children Grow as They Play

- A child's sensitivity develops through direct contact with nature and all kinds of experiences.
- A child develops determination, concentration, and individuality through playful activities that require thought and imagination.

Children Grow (Physically and Socially) by Eating Properly

- A child develops a good sense of taste by eating nutritionally balanced homemade meals.
- A child is taught good manners through enjoying meals with friends.



Children Develop the Basic Foundation for Human Relationships through Face-to-Face Communication

- A child develops emotionally through pleasant interaction, such as hugging and playful contact.
- A child learns how to make friends and how to follow the necessary rules for social living by being with other children, both of the same age and of different ages.

Life at nursery school and life at home act like two wheels of a vehicle in a child's development. It is a good idea to recognize the important functions of each and work cooperatively with mutual understanding and trust in raising children.

If you have any questions or concerns, please do not hesitate to consult with the nursery school.

Nursery School Hours

The number of hours of day care that each child requires depends on the parents' work schedule and the family's situation.

You may inquire about extended care service at the Enrollment and Accreditation Section of the Nursery School Division.

Nursery school hours vary according to each school, as described in Attachment II.

Closed

Nursery schools are closed on Sundays, national holidays, and from December 29 through January 3. (Some nursery schools provide day-care services during the year-end holidays.)

Nursery schools are also closed under certain conditions (such as during an outbreak of a contagious disease).

Withdrawing from Nursery School

If your situation has changed and there is no longer a need for day care, please contact the Enrollment and Accreditation Section of the Nursery School Division.

- Enrollment and Accreditation Section, Nursery School Division, Children and Family Department
1-4-1 Kabuki-cho, Shinjuku-ku
Tel: 3209-1111 (main switchboard)

Commuting to and from Nursery School

1. Please be sure to drop off and pick up your child at nursery school at the appointed time.
2. It is a good idea to have a regular route to and from nursery school if possible. Please be especially careful about choosing safe routes in terms of traffic safety. (It is most important for the adult to observe traffic rules.)
3. Parents must greet nursery school staff members face-to-face whenever dropping off or picking up their children at nursery school as a safety precaution. If someone other than the parent (a junior high school student or an older child) is going to drop off or pick up the child at nursery school, the nursery school must be notified in advance.
4. Please be sure to feed your child breakfast before dropping him/her off at nursery school.

Dress Code

1. Always dress your child in clean, comfortable clothes when commuting to nursery school.
2. Dress your child in clothes that are easy to change and easy to adjust according to the weather.
3. Please have your child wear sports shoes that fit.
4. Please write your child's name on all his/her belongings. Because the name may fade through washing and with wear and tear, please do an occasional check to see that each item is properly marked.



Emergencies and Disasters

1. If there is a disaster, such as an earthquake or fire, please pick up your child from the nursery school or designated location as soon as possible.
2. Parents must meet with nursery school staff members and complete designated procedures when picking up their children.

Communication with the Nursery School

1. Please be sure to give the nursery school the telephone number where you can be reached in case of an emergency. If, due to unusual circumstances, your contact number is good for that day only, please inform the nursery school. In addition, please be sure to inform the nursery school if you will be picking up your child at a different time or if there are any other changes in your schedule it needs to be aware of.
2. If your child is going to be late or absent, please notify the nursery school by 9 a.m.
3. Messages concerning your child can be sent to any nursery school staff member, not just your child's homeroom teacher.
4. Please attend all events that involve parent participation.
5. Please keep your child at home if he/she is ill or has any physical problems that may hinder group participation. If your child becomes ill during day-care hours, the nursery school will call you to determine what needs to be done, such as taking the child home.
6. After your child recovers from a contagious disease (see Attachment D, a doctor's written approval is required to send your child back to nursery school. If any member of your family contracts a contagious disease, please notify the nursery school immediately. The nursery school will take preventative measures, such as disinfecting school facilities.
7. As a rule, nursery schools are not responsible for administering medicine to children. If your child needs to be given medicine, please notify the staff of the nursery school.
8. If your child is injured or is in an accident during day-care hours, the nursery school will have your child examined and/or medically treated upon consultation with you. Because nursery schools are members of the mutual aid scheme operated by the National Agency for the Advancement of Sports and Health (an incorporated administrative agency), please refer to the attachment for details.
9. Please be sure to notify the nursery school if there are any changes that affect your household, such as a change in address, place of employment, or family members.
10. Parents will be notified of the lunch menu every month. Please use the nursery school menu as reference when planning family meals at home. Also, please be sure to read the notices and letters that are sent from the nursery school.

A Day at Nursery School

	Under 1 Year Old*	1 and 2 Years Old	3 Years Old or Older
7:15	Infant arrives and his/her temperature is taken	Child arrives and his/her temperature is taken	Child arrives and his/her temperature is taken
(7:30)	Playtime	Playtime	Child's belongings are put away
8:30			Playtime
9:00			Day-care program
10:00	Baby food and milk are given	Snack	
	Nap	Playtime	
		Lunch	
12:00	End of nap	Nap	Lunch
13:00			Nap
14:00	Baby food and milk are given	End of nap	End of nap
15:00	Playtime	Snack	Snack
16:00	Infant leaves nursery school	Playtime	Playtime
		Child leaves nursery school	Child's belongings are gathered and child leaves nursery school
18:15		Extended day care	Extended day care
(18:30)			

*The schedule for infants under 1 year old varies according to the age and developmental level of each child.



Nursery School Calendar of Events

Month	Nursery School Event	Public Health Event	Remarks
April	Celebration of admission and the start of a new school year	Spring health checkups	◎Every month • Disaster evacuation drill • Physical measurements • Birthday celebration
May	Children's Day	Pinworm egg test	
June	Cavity Prevention Day	Dental checkup	
July	Tanabata (star festival) and pool opening	Health checkup before pool opening	◎Ongoing basis • Meetings with parents • Parent observation of nursery school activities
August	Pool closing		
September	Respect for the Elderly Day		
October	Sports festival	Autumn health checkup	• Home visits by teachers
November		Pinworm egg test and dental checkup	• Individual meetings • Traffic safety classes
December	Children's special gathering		• Excursions
January	New Year children's gathering		
February	Setsubun (day before the beginning of spring)		
March	Hina Matsuri (doll festival) and graduation ceremony	Health checkup for new pupils	





新宿区

保育園のしおり



児 童 憲 章 (抜すい)

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

保育園は、保護者の就労や、病気その他の理由により保育を必要とする場合に、お子さんをお預かりして養護と教育を行う児童福祉施設です。

保育園では

子どもは、豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めています。
保育園では年齢に応じて遊びや生活に必要な援助をしながら、一人ひとりを大切に保育しています。

[子どもは遊びの中で育ちます]

- ・自然と触れ合ったり、豊かな体験を積み重ねたりして感性を育てます。
- ・考えたり、想像したりする遊びの中から意欲や集中力、自分らしさを育てます。

[子どもは食べることによって育ちます]

- ・栄養バランスのとれた手作りの食事で、本物の味覚を育てます。
- ・友達と楽しく食べる食卓で、マナーが身につくようにします。



[子どもと向き合って人間関係の基礎を育みます]

- ・抱っこや触れ合い遊びなどの心地よい関係を通して、情緒を育てます。
- ・同年齢や年齢の違う友達と関わって一緒に生活していく中で、仲間づくりや生活に必要なルールを守れるようにしています。

お子さんの成長のために、保育園とご家庭は、車の両輪のように歩んでいくものです。
それぞれの役割を認め合い、理解と信頼の上でお互いに協力しあいながら、共にお子さんを育てていきましょう。

わからないこと、納得のいかないことがありましたら、いつでも保育園にご相談ください。

保育時間

保育時間は、保護者の労働時間や家庭の状況等を考慮して決めます。
延長保育については保育課入園・認定係にご相談ください。開所時間は各園により異なり、別表Ⅰのとおりです。

保育園の休園日

- ・日曜日、国民の祝・休日、12月29日～1月3日（ただし、年末は一部の保育園で年末保育を実施）
- ・その他特別な状況（感染症等）が発生したとき。

退園について

入園に必要な条件がなくなった場合には、保育園と保育課入園・認定係にご連絡ください。

* 子ども家庭部保育課入園・認定係

新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎5273-4527

通園について

- 1 登園・降園の約束時間を守ってください。
- 2 通園路は、なるべく一定にしておきましょう。交通安全については、特にご注意ください。(まず、大人が交通規則を守りましょう)
- 3 登園・降園のお子さんの受渡しは、保護者と職員が確認しあって行います。別の方(中学生以上)がお迎えの場合は事前にご連絡ください。
- 4 朝食は、必ず、食べさせてから登園してください。



服装について

- 1 通園には、活動しやすく、いつも清潔なものを身につけさせましょう。
- 2 気温に合わせて調節しやすく、着替えが簡単なものを着せましょう。
- 3 履物は、足にあった運動靴にしてください。
- 4 すべての持ち物に名前をつけてください。名前は、すぐに消えてしまいますので時々確認してください。

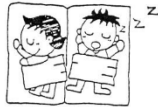
非常災害時について

- 1 地震、火災等の災害が発生した場合は、保育園又は指定された場所に直ちに迎えに来てください。
- 2 お子さんの引き渡しは、所定の手続きをし、保護者と職員が確認しあって行います。

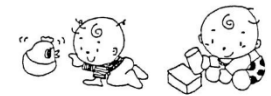
保育園との連絡

- 1 連絡先は、緊急時のために常に知らせておいてください。(当日だけ異なるとき、その日のお迎え時間の変更など)
- 2 登園が遅くなったり、お休みするときは午前9時までにお知らせください。
- 3 お子さんに関する連絡は、担任に限らず、どの職員でもお受けします。
- 4 保護者参加の行事にはご出席ください。
- 5 病気やからだに異常があるとき(集団生活に困るようなとき)は、欠席させてください。保育中に発病したときは保護者に連絡して帰宅などの具体的な方法を決めます。
- 6 感染症 別表Ⅱが治って登園するときは、医師の登園許可書が必要です。家庭内に感染症が発生したときは、園内の消毒など防疫上の措置を行うため、直ちにお知らせください。
- 7 保育園では、原則として薬はお預かりできません。家庭で薬を使用したときはお知らせください。
- 8 保育中のケガや事故については、保護者に相談の上、受診します。独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入しています。詳細については別紙を参照してください。
- 9 住所、勤務先、家族など、ご家庭の状況に変更がありましたら、必ずご連絡ください。
- 10 給食献立は、毎月お知らせします。家庭での食事も食品の組み合わせにご配慮ください。園からのお知らせや、園だよりには目を通してきましょう。

保育園の一日

	0 歳 児	1・2 歳 児	3 歳 児 以 上
7:15 (7:30) 8:30 9:00	順次登園 検温 あそび	順次登園 あそび	順次登園 持ち物整理 あそび
10:00	離乳食 ミルク 昼寝	おやつ あそび 食事 昼寝	保育活動
12:00	めざめ		食事 
13:00			昼寝
14:00	離乳食 ミルク	めざめ	めざめ
15:00	あそび	おやつ あそび	おやつ あそび
16:00	順次降園	順次降園	持ち物整理 順次降園
18:15 (18:30)		延長保育	延長保育

※0歳児は月齢、発達状態により生活の時間が異なります。



行事等年間計画

月	保 育 行 事	保 健 行 事	備 考
4	入園・進級祝い会	春の健康診断・腎臓検診	◎毎月
5	子どもの日		・災害避難訓練
6	むし歯予防デー	歯科検診	・身体測定
7	七夕・プール開き	プール前健康診断	・誕生会
8	プール納め		
9	敬老の日		◎随時
10	運動会	秋の健康診断	・保護者会
11		歯科検診	・保育参観
12	おたのしみ会		・家庭訪問
1	新年子ども会		・個人面談
2	節分		・交通安全指導
3	ひなまつり・卒園式	新入園児健康診断	・遠足 

<別表1：新宿区立保育園一覧表>

(出所) 新宿区

Attachment II Shinjuku City Municipal Nursery School List						
April 2017						
Nursery School Name	Location	Telephone Number	Capacity	Eligible Age	Regular Hours	Extended Day Care
Choen	8 Ichigaya-Choenji-machi	3260-1335	74	57 days or older	7:30 a.m. to 6:30 p.m.	★ 1 hour
Higashi-Gokencho	5-24 Higashi-Gokencho	3269-6820	174	57 days or older	7:15 a.m. to 6:15 p.m.	1 hour
Bentencho	50 Bentencho	3268-1337	148	57 days or older	7:30 a.m. to 6:30 p.m.	★ 1 hour
Waseda-Minamicho	50 Waseda-Minamicho	3203-7848	78	57 days or older	7:30 a.m. to 6:30 p.m.	★ 1 hour
Waseda-Minamicho (Branch School) Public-build and private operate	36 Waseda-Minamicho	3204-5201	134	57 days or older	7:30 a.m. to 6:30 p.m.	★ 1 hour
Tomhisacho Public-build and private operate	22-21 Tomhisacho	3357-7720	149	43 days or older	7:30 a.m. to 6:30 p.m.	☆ 1 hour ☆ 2 hours ☆ 3 hours
ToyamaDaini	2-18-101 Toyama	3203-2385	111	57days or older	7:30 a.m. to 6:30 p.m.	★ 1 hour
Okubo Daichi	3-11-1 Okubo	3203-0346	116	57 days or older	7:15 a.m. to 6:15 p.m.	1 hour
Hyakunincho	2-18-21 Hyakunincho	3367-4991	85	57 days or older	7:15 a.m. to 6:15 p.m.	1 hour / 2 hours
Takadanobaba Daini	1-4-17 Takadanobaba	3209-1433	105	57 days or older	7:15 a.m. to 6:15 p.m.	1 hour
Nishiwaseda	1-9-30 Nishi-Waseda	3209-5294	79	57 days or older	7:30 a.m. to 6:30 p.m.	★ 1 hour
Nakaochiai Daini	2-7-24 Nakaochiai	3952-7165	136	57 days or older	7:15 a.m. to 6:15 p.m.	1 hour

※Classes for children under 1 year of age:
8:30 a.m. to 5 p.m. for those up to 6 months of age
7:30 a.m. to 6 p.m. for those from 6 months up to one day before 1 year of age
Regular hours for those who are 1 year of age or older
※Extended Day Care
☆ [Tomhisacho Nursery School] Qualifications: 1 year of age or older who eat grown-up foods.
★ 1 hour” refers to one hour of extended day care (up to 7:30 p.m.) for classes for those who are 1 year of age or older.
“1 hour” refers to one hour of extended day care (up to 7:15 p.m.) for classes for those who are 1 year of age or older.
“2 hours” refers to two hours of extended day care (up to 8:15 p.m.) for classes for those who are 1 year of age or older.
※Holiday day care is held at Tomhisacho Nursery School

Holiday day care: Sundays and national holidays, 7:30 a.m. to 6:30 p.m. (excluding the year-end/New year holidays) for those who are healthy and who eat grown-up foods

別表1 新宿区立保育園一覧表						
(平成30年4月)						
園名	所在地	電話	定員	受入れ月齢	基本開所時間	延長保育
長延保育園	市谷長延寺町8	(3260)1335	74	57日以上	午前7:30～午後6:30	★1時間
東五軒町保育園	東五軒町5-24	(3269)6820	174	57日以上	午前7:15～午後6:15	1時間
弁天町保育園	弁天町50	(3268)1337	148	57日以上	午前7:30～午後6:30	★1時間
早稲田南町保育園	早稲田南町50	(3203)7848	78	57日以上	午前7:30～午後6:30	★1時間
早稲田南町保育園分園 〔公設民営〕	早稲田南町36	(3204)5201	137	57日以上	午前7:30～午後6:30	★1時間
富久町保育園 〔公設民営〕	富久町22-21	(3357)7720	154	43日以上	午前7:30～午後6:30	☆1時間 ☆2時間 ☆3時間
戸山第二保育園	戸山2-18-101	(3203)2385	111	57日以上	午前7:30～午後6:30	★1時間
大久保第一保育園	大久保3-11-1	(3203)0346	116	57日以上	午前7:15～午後6:15	1時間
百人町保育園	百人町2-18-21	(3367)4991	85	57日以上	午前7:15～午後6:15	1時間 2時間
高田馬場第二保育園	高田馬場1-4-17	(3209)1433	105	57日以上	午前7:15～午後6:15	1時間
西早稲田保育園	西早稲田1-9-30	(3209)5294	79	57日以上	午前7:30～午後6:30	★1時間
中落合第二保育園	中落合2-7-24	(3952)7165	136	57日以上	午前7:15～午後6:15	1時間

※0歳児クラスの保育時間について
生後6か月までは午前8時30分～午後5時まで
満1歳前日までは午前7時30分～午後6時まで
満1歳からは開所時間内

※延長保育について
★1時間 ⇒ 1時間延長保育実施園(午後7時30分まで)、1歳児クラスから対象
1時間 ⇒ 1時間延長保育実施園(午後7時15分まで)、1歳児クラスから対象
2時間(百人町保育園) ⇒ 2時間延長保育実施園(午後8時15分まで)、1歳児クラスから対象
☆1～3時間(富久町保育園) ⇒ 離乳食が完了した満1歳以上児が対象

※休日保育について
富久町保育園で実施
日曜、国民の祝日(年末年始を除く)の午前7時30分～午後6時30分まで
離乳食が完了している健康な児童が対象

<別表 2：乳幼児に多い主な感染症>

Contagious Diseases That Infants Mainly Contract			
1. Contagious diseases for which a doctor's written approval is required to send the child back to nursery school			
Disease	Main Symptoms	Incubation Period	When to Send the Child Back to Nursery School
Influenza	Sudden fever, joint pain, muscle aches, diarrhea, vomiting, cough, sore throat	1 to 3 days	Five full days after symptoms have appeared, or three full days after the fever has gone down, whichever occurs last
Pertussis (whooping cough)	Severe coughing for 1 or 2 weeks; coughing increases at night.	7 to 10 days	After the coughing characteristic of this disease stops, or after completion of the standard five-day treatment with antibacterial agents
Measles	Fever, sneezing, conjunctivitis, rash	10 to 12 days	Three full days after the fever has gone down
Mumps	Fever, swelling below the ears, pain when chewing or taking food	14 to 21 days	Five full days after swelling in the parotid gland, submandibular gland, and/or sublingual gland appears, or after all physical conditions improve, whichever occurs last
Rubella	Fever, rash, swelling of lymph glands	14 to 21 days	After the rash is gone
Chicken pox (herpes zoster)	Blister-like rash on the whole body, starting from the chest, stomach, and back	11 to 21 days	After all blisters have developed into crusty scabs
Pharyngoconjunctival fever (pool fever)	Fever, conjunctivitis, inflamed throat (throat is sore and red)	5 to 7 days	Two full days after the main symptoms have disappeared
Tuberculosis	Fever, cough, phlegm	28 to 42 days	After it is recognized that there is no longer a threat of the disease spreading
Enterohemorrhagic Escherichia coli bacteria infection (O-157, etc.)	Stomachache, diarrhea, blood in stool	3 to 8 days	After the doctor determines that there is no longer a threat of the disease spreading
Epidemic keratoconjunctivitis	Swelling of the conjunctiva (membrane lining the eyelids and eyes), eye irritation, eye discharge	5 to 12 days	After the conjunctivitis subsides
Acute hemorrhagic conjunctivitis	Swelling of the conjunctiva (membrane lining the eyelids and eyes), eye irritation, eye discharge, bleeding below the conjunctiva	1 to 3 days	After the doctor determines that there is no longer a threat of the disease spreading
Streptococcus infection	Fever, sore throat, rash	2 to 5 days	One full day after the fever has gone down, and after taking antibacterial medicine (However, continuous treatments are required.)
Mycoplasma pneumonia	Cold-like symptoms, persistent cough (Coughing continues 3 to 4 weeks after fever goes down.)	14 to 21 days	After fever and severe coughing subside
Viral hepatitis	Fever, listlessness, headache, jaundice	28 to 49 days	After liver functions return to normal
Infectious gastroenteritis (norovirus, rotavirus, adenovirus, etc.)	Fever, vomiting, diarrhea	1 to 3 days	After symptoms, such as vomiting and diarrhea, subside and regular meals can be taken
Bronchiolitis (RS virus infection)	Fever, runny nose, wheezing, difficulty breathing (Extra care is required for babies under 6 months as they could become seriously ill.)	2 to 8 days	After serious respiratory symptoms subside and all body symptoms are gone
Meningococcal meningitis	Headache, fever, convulsions, disorders of consciousness, meningal irritation	2 to 4 days	Until the doctor determines that there is no longer a threat of the disease spreading
2. Although the following do not require a doctor's approval to send the child back to nursery school, diagnosis and medical treatment are required.			
Illness	Main Symptoms	Incubation Period	When to Send the Child Back to Nursery School
Herpangina	High fever and mouth sores	2 to 7 days	One full day (or more) after the fever has gone down, and if regular meals can be consumed
Hand-foot-and-mouth disease	Mouth sores, lesions on palm of hands and on soles of feet	3 to 5 days	
Erythema infectiosum	Red cheeks, lacy red rash on arms and legs	10 to 20 days	After all body symptoms are gone
Exanthem subitum	High fever for 3 to 4 days, rash after fever goes down	About 10 days	After fever goes down and all symptoms are gone
For head lice, molluscum contagiosum, and contagious impetigo, follow the doctor's instructions.			

別表 II

乳 幼 児 に 多 い 主 な 感 染 症

1. 登園許可書が必要な感染症

病 名	主 な 症 状	潜 伏 期 間	登 園 の め や す
インフルエンザ	突然の発熱・全身症状（関節痛、筋肉痛・下痢・嘔吐）呼吸器症状（咽頭痛・咳）	1～3日	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	1～2週間で特有の咳発作になる 咳は夜間に悪化する	7～10日	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発熱・くしゃみ・結膜炎・発疹	10～12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱・耳の下が腫れる・食べると痛い	14～24日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
風 疹 （三日はしか）	発熱・発疹・リンパ節腫脹	14～21日	発しんが消失するまで
水 痘 （水ぼうそう） 帯状疱疹	胸や腹背、全身へと水疱疹	11～21日	全ての発しんが顕反化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・結膜炎・咽頭炎（喉が痛い、赤い）	5～7日	主な症状が消失して2日を経過するまで
結 核	発熱・咳・痰	28～42日	感染の恐れがなくなったと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）	腹痛・下痢・血便	3～8日	医師が感染の恐れがないと判断してから
流行性角結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに	5～12日	結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに・結膜下出血	1～3日	医師が感染の恐れがないと判断してから
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・発疹	2～5日	解熱し抗菌薬内服後1日を経過していること。ただし治療の継続は必要
マイコプラズマ肺炎	風邪様症状・頑固な咳（解熱後も3～4週間咳が持続する）	14～21日	発熱や激しい咳が治まっていること
ウィルス性肝炎	発熱・倦怠感・頭痛・黄疸	28～49日	肝機能が正常であること
感染性胃腸炎 〔ノロウイルス ロタウイルス アデノウイルス 等〕	発熱・嘔吐・下痢	1～3日	嘔吐下痢等の症状が治まり普段の食事が摂れること
細気管支炎 （RSウイルス感染症）	発熱・鼻汁・喘鳴・呼吸困難 （6ヵ月未満の乳児は重症化することがあり注意が必要）	2～8日	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
髄膜炎・脳炎・髄膜炎	頭痛、発熱、痙攣、意識障害、髄膜刺激症状	2～4日	病状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他の感染症	医師の指示に従う		

2. 以下の感染症は登園許可書は必要ありませんが、医師の診断が必要です。

病 名	主 な 症 状	潜 伏 期 間	登 園 の め や す
ヘルパンギーナ	高熱と共に口内炎	2～7日	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事が摂れること
手足口病	口内炎・手のひら、足の裏に水疱	3～5日	
伝染性紅斑（りんご病）	両頬に紅斑・四肢に網状の紅斑	10～20日	全身状態が良いこと
突発性発疹	3～4日高熱・解熱後発疹	約10日	解熱し全身状態が良いこと
アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹（とびひ）その他の感染性疾患については、医師の指示に従う			

＜初めて保育所を訪ねてきたとき＞

日 本 語	英 語	韓 国 語	中 国 語
1. どのような御用件ですか。 (入園したい 保育園を見たい)	1. May I help you? (I want to enroll my child in nursery school. I want to take a look at the nursery school.)	1. 어떤 일로 오셨습니까? 오톤 일로 오시옵니까? (입원 희망, 보육원 견학) (이ボン ヒマン, ボユクオン キョンハク)	1. 请问有什么事吗? チンウエン, ヨーシェンモシヨマ? (想申请保育园。想看看园内 (シャンシェンチンバオユクオン, シャンカンカンユアンネイ 设施。) シャーシュ。)
2. どちらの国の方ですか。	2. Which country are you from?	2. 국적은 어디십니까? クチョグン オディシムニカ?	2. 请问您是来自那一个国家? チンウエン, ニンシユライズーナーグジョジャ?
3. お子さんは何才ですか。	3. How old is your child?	3. 자녀분은 몇살입니까? チャニョブメン ミヨサルイムニカ?	3. 您的小孩几岁? ニイダシャオハジャースエ?
4. どちらに住んでいますか。(住所)	4. Where do you live? (Address)	4. 어디에 살고 계십니까?(주소) オティエ サルコ ケシムニカ?	4. 住在什么地方?(住址) ヅウザイシェンモディーフアン? (ズウージユイ)
5. 入園手続きは児童課で行っています。 (地図 電話等を書いてある紙を 用意する)	5. The enrollment application is at the Child Care Division.	5. 입원 수속은 아동과에서 이ボン 스로ذن 아ドンカエソ 하고 있습니다. ハゴ イスムニダ.	5. 申请入园的手续是在儿童课办 理。 理。 リイ。

日 本 語	英 語	韓 国 語	中 国 語
1. こちらは_____保育園です。	1. This is _____ nursery school.	1. 여기는 _____ 보육원입니다. ヨギスン _____ ボユグワンイムニダ.	1. 这里是_____保育園。 ジューリーシュ_____ バオユイユアン.
2. 入園のための面接を__月__日__時にします。 お子さんを連れてきて下さい。	2. We'd like to have an interview on _____ at _____ (o'clock). (ex. March forth at ten) Please come to the nursery school with your child.	2. 입원을 위한 면접을 _____ 월 _____ 일 _____ 시에 합니다. イボンヌル ウィハン ミョンチヨブル_____ウオル _____イル_____シエ ハムニダ. 자녀를 데리고 와 주십시오. ジャニョルル テリゴ ワ ジュシプシオ.	2. 申请入園の面接は在__月__日 シェンチンルーユアンダミエシー、ザイ_____ユエ_____リ 点开始。 — ディエンカイスウ。 请带您的小孩来园。 チンダイニンダァシャオハイライユアン.
3. 入園面接に必要な書類を保育園に取りに来て下さい。	3. We'd like to give you some papers (you will need) for the interview. So please come to the nursery school.	3. 면접에 필요한 서류를 보육 _____ 미온치ヨ배 비리ヨハン _____ 원으로 받으려 와 주십시오. ボユグァンウロ バトロ ワ ジュシプシオ.	3. 请到保育園来拿入园面试所 チンダオバオユイユアンライナア、ルウーユアンミエンシユース 需的资料。 シィダァヅウリヤオ.
4. 母子手帳、健康保険証を持参して下さい。	4. Please bring Mother and Child Health Handbook (The BOSH-TECHO) and Health Insurance Card with you.	4. 모자수첩, 건강보험증을 지참하 _____ 모자스초프, 콘칸ボムチュンウル _____ 주십시오. ジュシプシオ.	4. 请带母子手册及健康保险证 チンダイム—ズシャウツァー、ジーチエンカンバオシユエンジャン 来。 ライ.
5. 日本語がわかりますか。	5. Do you understand Japanese?	5. 일본말을 아십니까? イルボンマルル アシムニカ?	5. 请问您会说日语吗? チンウエン、ニンボエイシユオリーユイマ?
6. 日本語の分かる人を連れてきて下さい。	6. Please come with a person who speaks Japanese. Please come with an interpreter.	6. 일본말을 아시는 분을 데리고 와 주십시오. イルボンマルル アシムン브 슌ル 테리ゴ 와 주시십시오. ワ ジュシプシオ.	6. 请带会说日语的人一起来。 チンダイホエイシユオルイーユイーダレンイーチーライ

(出所) 新宿区

＜持ち物について＞

139

<登園時>

(出所) 新宿区

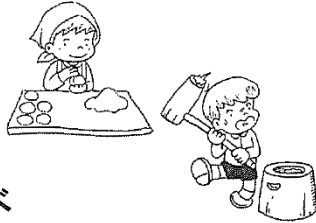
日 本 語	英 語	韓 国 語	中 国 語
1. お子さんは元気ですか。	1. How is your child?	1. 자녀분은 건강합니까? チャニョブヌン コンガンハムニカ?	1. 您的小孩今天身体好吗? ニンダアチンチエンシエンティハヤヌマ?
2. 何時に起きましたか。 何時に寝ましたか。	2. What time did your child get up? What time did your child go to bed?	2. 몇시에 일어났습니까? 몇시에 잤습니까? ミヨシエ イロナスムニカ? ミヨシエ チャスムニカ?	2. 几点起床呢? 几点睡觉呢? ジーディエンチーウアンナ? ジーディエンシユイジャオナ?
3. 食欲はありますか。	3. Does your child have a good appetite?	3. 식욕은 있습니까?.	3. 食欲好不好呢? シユューユーハワブハオナ?
4. 朝食は食べましたか。	4. Did your child eat breakfast?	4. 아침은 먹었습니까? アチムン モゴツスムニカ?	4. 吃早餐了吗? チュウザオワンランマ?
5. __時に迎えに来て下さい。	5. Will you pick up your child at __ (o'clock), please?	5. __시에 마중 와 주십시오. __シカ ジマチュン ワ ジュシプシオ.	5. 请在__点来接他。 チンザイ__ディエンライジェタ.

<降園時>

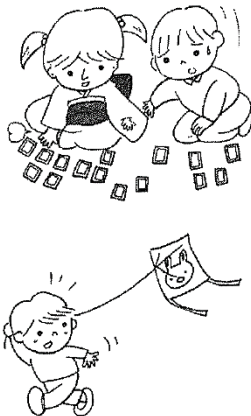
日 本 語	英 語	韓 国 語	中 国 語
1. 食欲がありました。 食欲がありませんでした。	1. Your child had a good appetite. Your child didn't have a good appetite.	1. 식욕이 있었습니다. 식욕이 없었습니다. シギョキ イッソスムニダ シギョキ オプソスムニダ.	1. 今天食欲很好。 今天没有什么食欲。 チンディエンシユイヘンファオ. チンディエンメイヨウクンモーシユューイ.
2. __公園へ散歩に行きました。	2. We went for a walk in the __ park.	2. __공원에 산보하러 갔습니다. __コウオンエ サンボハロ カッスムニダ.	2. 去__公园散步了。 チュ__グンイアンサンブーラ.
3. 友達と喧嘩をして泣きました。	3. He (She) cried having a fight with his (her) friend.	3. 친구하고 싸움을 하고 울었 습니다. チングハゴ サウムル ハゴウロ スムニダ.	3. 跟其他的小朋友吵架而哭了。 ゲンチータドーシャボンヨーチャオジャアルクワ.
4. __を持って来て下さい (シャ ツ、パンツなど)。	4. Please bring his (her) __. (shirt, underpants/panties)	4. __를 (을) 가지고 와 주십시오. (셔츠・팬츠) __ルル カジゴ ワ チュシプシオ. (シャス、パンチュ)	4. 请带__来 (衬衫、内裤等) チンダイ__ライ. (チエンシャン、ネイクートン)
5. __を持ち帰って下さい。 (例 うわばき)	5. Please take back __. (your slippers)	5. __를 (을) 가지고 돌아가 주십시오. (예: 실내화) __ルル カジゴ トラガ チュシプシオ. (シルネファ)	5. 请把__带回。(胶皮鞋) チンバア__ダヤホエ. (ジャオピーシエ)
6. __で遊びました (ブロック、 ブランコ、ままごとなど)。	6. Your child played __. (with the building blocks, on the swing, playing house.)	6. __로 (으로) 놀았습니다. __ルル ハゴノラスムニダ. (블록, 그네, 소꿉장난 등) (ブロック、クネ、ソコプチャンナン)	6. 今天在保育园里玩了__游戏。 チンディエンザイバクユイアンリヤーダ__ユシ. (积木、荡秋千、扮家家等等) (ジム、ダンチュウチエン、バンジャージャダアンダン)
7. お知らせを読んで下さい。	7. Please read the information. Please read the notice.	7. 프린트를 읽어 주십시오. プリントウルル イルゴ ジュシプシオ.	7. 保育園分发的通知请务必阅读。 バユューユアンフエンファードンジュ、チンワービーユエドゥ.

ぎょうじ せつめい
行事の説明

もちつき
お正月を迎える
準備のひとつ。
餅をついたり、
まるめたり、食べ
たりする。



しんねんこ かい
新年子ども会
昔から伝わるお正
月によくするあそ
びを楽しむ。
（こままわし・
凧上げ・はねつき
・かるたあそび
など）



Explicação dos eventos

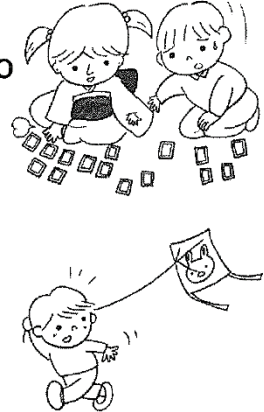
Fazendo o bolinho
de arroz

É uma preparação para
receber o ano novo.
As crianças baterão
arroz no pilão.
O arroz é cozido a vapor, será feito
o mochi e todos comerão juntos.



Festival do ano novo
para as crianças.

As crianças farão
brincadeiras tradicionais
do ano novo.
（Roda de pião, empinar
papagaio, jogo de
lançadeira, jogo
de carta etc...）



ぎょうじ せつめい
行事の説明

せつぶん
節分

にほん でんとうぎょうじ
日本の伝統行事の
ひとつ。鬼の面を
つくり、豆まき
をして楽しむ。



ひなまつり

にんぎょう
ひな人形
（既製の雛壇飾り）
を飾る。
お雛様の制作をする。



Explicação dos eventos

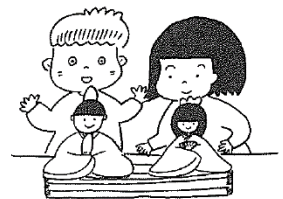
A véspera de começo da primavera
（O ritual de jogar feijões- sojas）

É um evento
tradicional no Japão.
As crianças se
divertirão, fazendo a
máscara de diabo e
jogando feijões- sojas.



Festival das bonecas

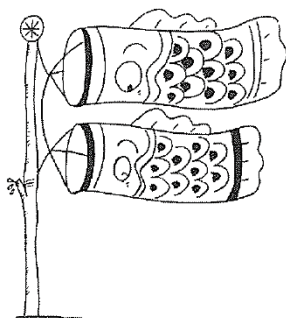
Nós decoraremos as
bonecas
（ornamento de
bonecas feitas）.
As crianças farão
as bonecas.



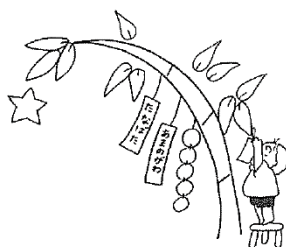
行事の説明

子どもの日の集い

子どもの成長を祝う。制作した鯉のぼりや兜を見せあったり、すもうごっこなどをして楽しむ。



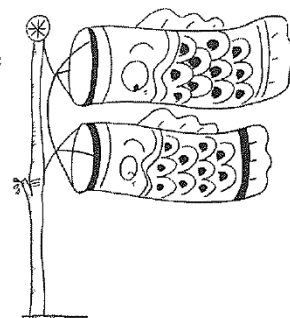
七夕まつり
いろんな飾りや願いを書いた短冊を笹に飾る。七夕に関する内容の劇やペープサート・影絵などを楽しむ。



Explicação dos eventos

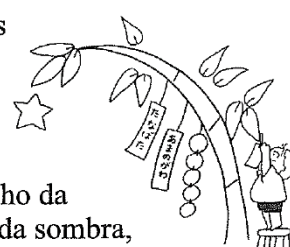
Cerimônia de dia das crianças

Celebraremos o crescimento das crianças. As crianças se divertirão por mostrar as bandeirolas representando carpas ou capacetes que eles farão, ou lutas de sumô.



Festival das estrelas

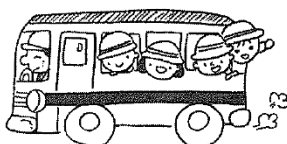
As crianças farão vários ornamentos e papeizinhos escrevendo os seus desejos pendurando-os no bambu. O desempenho da marionete, e a imagem da sombra, segundo a lenda das estrelas Vegas e Astar.



行事の説明

社会見学
5歳児の行事。
実際に見ていろいろなものに興味・関心を持ち、知識を広げる。

(海遊館・キッズプラザなど)



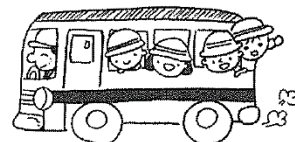
敬老の日の集い
世代間交流の取り組みのひとつ。高齢者の方を保育所に招いて子どもたちと触れあう機会を持つ。



Explicação dos eventos

Passeio no campo

É a atividade das crianças de idade de 5 anos. As crianças têm maior interesse e conhecimento, para visitar, passear e observar novos locais. (Kaiyuukan, Kids Plaza, e outros).



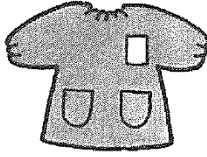
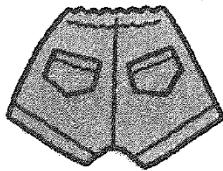
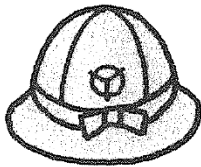
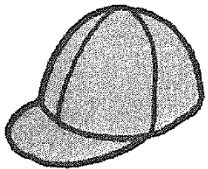
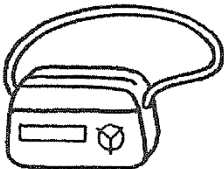
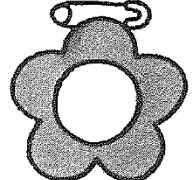
Reunião dia dos idosos

É uma atividade de comunicação entre gerações. Convidaremos os idosos à creche, para eles estar em contato com as crianças.



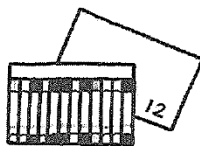
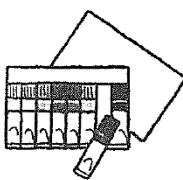
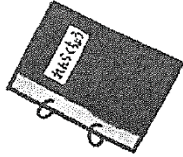
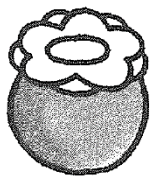
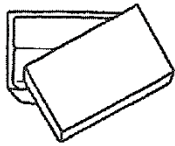
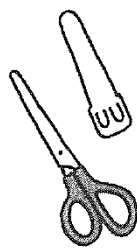
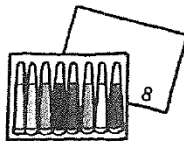
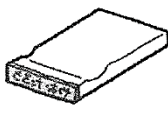
持ち物 1

Materiais necessários 1

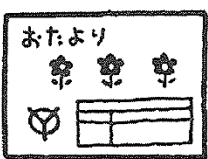
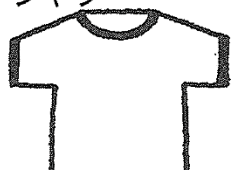
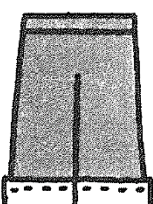
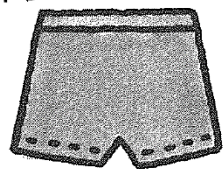
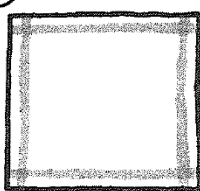
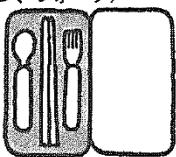
1. スモック (乳児用)  1. guarda-pó (uso:bebês)	2. スモック (幼児用)  2. guarda-pó (uso:infantes)	3. トレーニング シャツ  3. camiseta para o treinamento	4. トレーニング パンツ  4. calça para o treinamento	5. 黄帽子 (通園帽子)  5. boné amarelo (boné externo)
6. カラー帽子  6. boné colorido	カラー帽子の色 緑色 : verde 黄緑色 : verde 桃色 : rosa 水色 : azul-celeste	カラー帽子の色 橙色 : laranja 黄色 : amarelo 紫色 : roxo	7. 通園かばん (肩掛けかばん)  7. bolsa de externo	8. 名札  8. caracha

持ち物 2

Materiais necessários 2

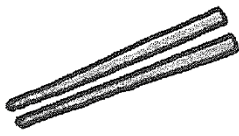
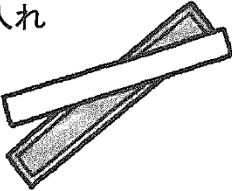
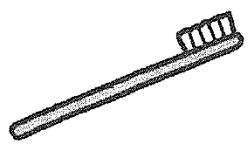
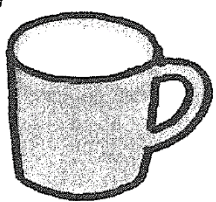
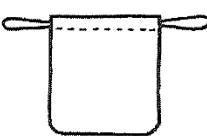
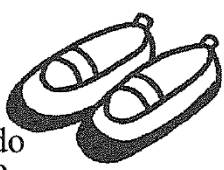
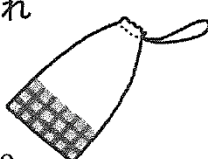
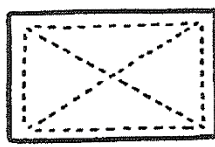
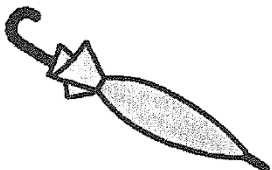
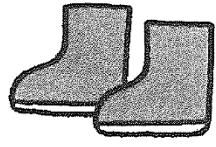
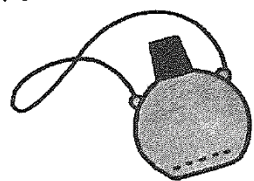
9. クレパス  9. lápis de cera	10. 水彩絵の具  10. tinta guache	11. 自由画帳  11. caderno de esboço	12. 道具箱  12. caixa de instrumento	13. 連絡帳表紙 (黒表紙 A 5)  13. capa de caderno de aviso (cor:preto, tamanho:A5)	14. のり  14. cola
15. 粘土  15. argila	16. 粘土ケース  16. caixa para o argila	17. はさみ  17. tesoura	18. マーカー (8色)  18. marcador (8 cores)	19. マーカー (ピグマックス)  19. marcador	20. 氏名印 (ネーム印)  20. carimbo pessoal

持ち物 3

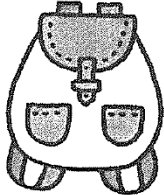
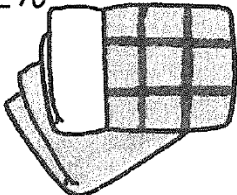
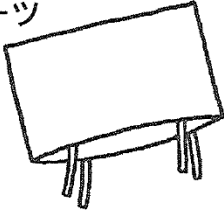
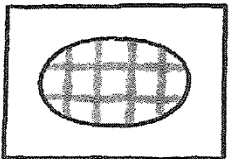
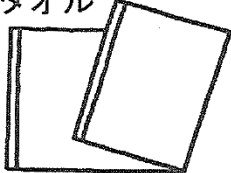
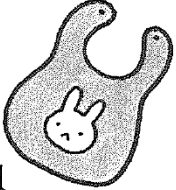
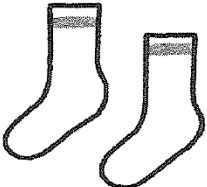
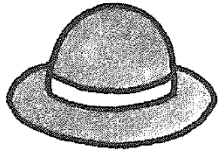
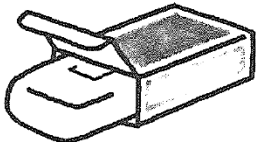
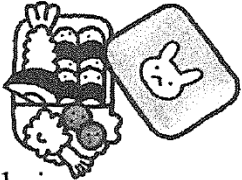
けんこうてちょう 健康手帳 	しゅっせき 出席ノート 	ジャンパー 	Tシャツ 
caderno de saúde	caderno de assistência	jaqueta	camiseta
パンツ 	ズボン 	はん 半ズボン 	ベスト 
cueca	calça	calcinha	colete
はな紙 	ハンカチ 	ナフキン 	3点セット (箸、スプーン、フォーク)  jogo de três para almoço (pauzinhos, colher e faca)
lenço de papel	lenço	guardanapo	

持ち物 4

Materiais necessários 4

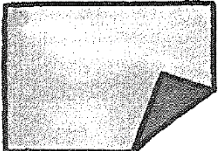
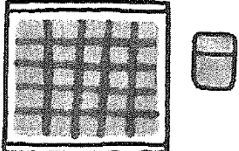
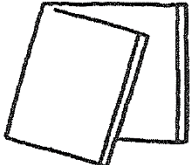
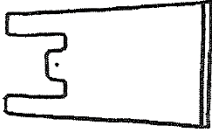
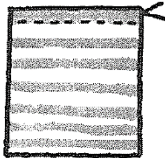
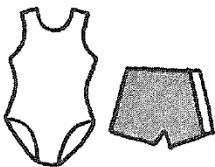
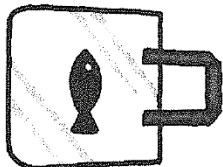
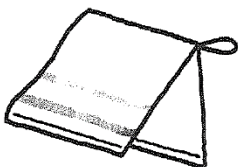
はし 箸 	はし 箸入れ 	は 歯 歯ブラシ 	コップ 
pauzinhos	estôjo para pauzinhos	escova de dentes	copo
コップ袋 	うわぐつ 上靴 	くつ 靴入れ 	くつ 靴 
sacola de copo	calçado de uso interno na creche	bolsa para o calçado de uso interno na creche	sapatos
ぞうきん 雑巾 	かさ 傘 	ながぐつ 長靴 	すいとう 水筒 
pano para limpeza	guarda-chuva	botas	cantil

持ち物 5

リュックサック  mochila	ふとん  acolchoado	シーツ  lenço	ふとんカバー  capa para o acolchoado
バスタオル  toalha de banho	おむつ  fralda	おむつカバー  cobertura de fralda	エプロン  avental
くつ下  meias	ぼうし 帽子  chapéu	せっ 石けん  sabonete	べんとう お弁当  lancheira

持ち物 6

Materiais necessários 6

しきもの 敷物  esteira	おしぼり  toalhinha úmida	ぶくろ ビニール袋  saco plástico	タオル  toalha
きが 着替え  roupa para trocar	よご 汚れもの袋  sacola para lixo	パジャマ  pijama	ぶくろ パジャマ袋  sacola para o pijama
みずぎ 水着  traje de banho	すいいぼう 水泳帽  boné para natação	プールバック  bousa para piscina	タオル  toalha com corda

＜0・1歳児用：ポルトガル語版＞

＜0・1歳児用：ポルトガル語版＞

ENTREVISTA PARA INGRESSANTES DE 0, 1 ANO

Idade (após 1º/abr/2020) ano meses

- Quantas vezes por dia troca de fralda? (vezes)
- Iniciou o treinamento para ir ao banheiro? (SIM - NÃO)
- Sabeliza quando faz/fez xixi? (SIM - NÃO)
- Sabe sentar em assento de vaso sanitário? (SIM - NÃO)
- Faz cocô todos os dias? (SIM - NÃO)

• Quanto consegue vestir/despir? (TENTA BAIXAR AS CALÇAS • NÃO SABE • OUTROS)
• Costuma usar babador? (SIM • NÃO) Quantas vezes troca? (VEZES)

- Ainda mama no peito ou na mamadeira? (SIM • NÃO)
- Quando? (APÓS AS REFEIÇÕES • ANTES DE DORMIR • OUTROS)
- Como bebe líquidos? ()
- Sabe usar canudinho? (SIM • NÃO)
- Que tipo de comida come? (PAPINHA • PICADINHO • O MESMO QUE O ADULTO)
- O que usa para comer (NÃO • HASHI • COLHER • GARFO)
- Sabe comer sozinho? (QUASE SEMPRE • TEM QUE DAR NA BOCA)
- Fica sentado para comer na hora da refeição? (SIM • NÃO)
- Tem algo que não gosta de comer? (SIM • NÃO)
- (O QUÊ? • • •)
- Tem alguma alergia alimentícia? (SIM • NÃO)
- Qual alimento causa alergia? ()

- Como vai deitar na hora de dormir? (COLO • DEITA JUNTO • OUTROS:)
- Informe a rotina em casa (ritmo diário de acordar, comer, soneca, ir dormir, etc)

1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6 · 7 · 8 · 9 · 10 · 11 · 12 · 1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6 · 7 · 8 · 9 · 10 · 11 · 12
(A · M) | | | | | | | | | | (P · M) | | | | | | | | | |

• Escova os dentes? (SIM - ÀS VEZES - NÃO)

- Quando começou a andar? (COM ANOS E MESES)
- Engatinhou? (SIM • NÃO)

- Quando começou a falar? (POR VOLTA DE ANOS)
- Quando é chamado pelo nome consegue responder [Haa!i] ? (SIM - NÃO)
- Que palavras gesticula atualmente? (mama • buubu, etc. Favor especificar: _____)

- Com quem costuma brincar? ()
- Que tipo de brincadeira gosta? (DENTRO DE CASA... FORA...)
- Tem algum objeto que sempre fica seguro para brincar? ()
- Alguma vez utilizou o Jido-kan- SanSan Rumu- Centro de Apoio de Assistência à Infância- Classe de Iniciação ao Maternal- Creche aberta ao público, etc? (SIM • NÃO)
- Tem vontade de fazer o que o irmão ou outra criança está fazendo? (SIM • NÃO)
- Quando não vê o familiar por perto, chora ou fica procurando? (SIM • NÃO)

• Quem vem buscar? ()

• Qual o horário de trabalho do pai e da mãe? (: ÀS :) (: ÀS :)

• Qual o horário necessário de creche?

(extensão • padrão • padrão com extensão (: ÀS :) (: ÀS :)

• Necessita de creche aos sábados? (NÃO • SIM. DAS : ÀS :)

✖Se tiver alguma preocupação ou dúvida, escreva a seguir:

保育園

0, 1歳児 新入児面接票

名前

年齢 (R2.4.1 現在) 歳 ヶ月

1. 排泄について

- ・ 1日にオムツを何回替えますか (回)
- ・ トイレトレーニングを始めていますか (はい・いいえ)
- ・ おしっこを教えますか (はい・いいえ)
- ・ 便座に座れますか (はい・いいえ)
- ・ 毎日便は出ますか (出る・出ない)

2. 衣服について

- ・ 着脱はどのくらいできますか (ズボンを下げようとする・出来ない・その他)
- ・ スタイをしていますか (している・していない)
- 何回替えますか (回)

3. 食事について

- ・ ミルクや母乳を飲んでいますか (はい・いいえ)
- いつ飲んでいきますか (食後・寝る前・その他)
- ・ 飲み物を何で飲んでいますか ()
- ・ ストローが使えますか (はい・いいえ)
- ・ どんなものを食べていますか (ドロドロのもの・細かく刻んだもの・大人と同じもの)
- ・ 食べる時何をしますか (手・箸・スプーン・フォーク)
- ・ 一人で食べられますか (大体食べられる・食べさせている)
- ・ 食事の時、座って食べることが出来ますか (はい・いいえ)
- ・ 嫌いなものはありますか (はい・いいえ) (はい・・・・)
- ・ 食物アレルギーはありますか (はい・いいえ)
- 何に対するアレルギーですか ()

4. 睡眠について

- ・ 寝かせる時はどうやって寝かせていますか (抱っこ・添い寝・その他 ())
- ・ 一日の生活の様子を教えてください。(起床、食事、昼寝、就寝などの生活リズム)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(A・M)												(P・M)											

5. 歯磨きについて

- ・ 歯磨きをしていますか (はい・時々・いいえ)

6. 歩行について

- ・ 歩行開始はいつでしたか (歳 ヶ月)
- ・ はいはいをしていましたか (はい・いいえ)

7. 言葉について

- ・ 言葉が出たのはいつ頃ですか (歳頃)
- ・ 名前を呼んだら「はい」が出来ますか (はい・いいえ)
- ・ 今はどんな言葉がでていますか (マンマ・プープー等 具体的に記入してください)

8. 遊び、人とのかわりについて

- ・ いつも誰と遊んでいますか () 外 ()
- ・ どんなあそびが好きですか (家の中・・・・)
- ・ いつも離さずに持って遊ぶものなどありますか ()
- ・ 児童館・サンサンルーム・子育て支援センター・乳幼児学級・園庭開放など利用したことがありますか (はい・いいえ)
- ・ 兄弟や他の子がやっていることをやりたがりますか (はい・いいえ)
- ・ おうちの人が見えなくなると泣いたり探したりしますか (はい・いいえ)

9. 園児の送迎について

- ・ お迎えはどなたですか ()
- ・ お父さんお母さんの勤務時間は (: ~ :) (: ~ :)
- ・ 保育時間は (標準・短時間・短時間延長 (: ~ :) (: ~ :))
- ・ 土曜日は保育が必要ですか (必要ない・必要 : ~ :)

※何か心配なこと、気になることがあればお書きください

.....HOIKUEN

ENTREVISTA PARA INGRESSANTES DE 2 ANOS**NOME****DATA NASC.****1. A RESPEITO DA EXCREÇÃO**

- Sabe ir ao banheiro sozinho? (SIM • TEM QUE ACOMPANHAR • NÃO)
- O que está usando atualmente? (CUECA/CALCINHA • CALÇÃO COM FORRO • FRALDA)
- Começou o treinamento para ir ao banheiro? (SIM • NÃO)
- Como está o progresso? ()
- E o cocô? (AVISA ANTES DE FAZER • AVISA DEPOIS QUE FEZ • FAZ E NÃO AVISA)
- Qual a frequência? (VEZES EM DIAS)

2. A RESPEITO DE ROUPA

- Sabe abotoar sozinho? (SIM • COM AJUDA • NÃO CONSEGUE)
- Sabe vestir e tirar a calça e a cueca/calcinha? (SIM • COM AJUDA • NÃO CONSEGUE)
- Sabe vestir e tirar a blusa? (SIM • COM AJUDA • NÃO CONSEGUE)
- Sabe calçar as meias sozinho? (SIM • COM AJUDA • NÃO CONSEGUE)
- Sabe calçar os sapatos sozinho? (SIM • COM AJUDA • NÃO CONSEGUE)

3. A RESPEITO DAS REFEIÇÕES

- Deixou de mamar no peito? (AINDA MAMA • JÁ DEIXOU)
- Que tipo de comida está comendo? (O MESMO QUE O ADULTO • PICADINHO)
- Está comendo sozinho? (QUASE SEMPRE • TEM QUE DAR)
- O que usa para comer? (PETISCA COM A MÃO • COLHER • GARFO • HASHI DE APRENDIZADO)
- Fica sentado durante a refeição (SIM • NÃO)
- Tem algo que não gosta de comer? (SIM • NÃO)
- Se「SIM」→ do que não gosta?()
- Como você lida com o que seu filho não gosta?()
- Tem alguma alergia alimentar? (SIM • NÃO)
- Se 「SIM」 → qual alimento causa alergia? ()

4. A RESPEITO DO SONO

- Tira soneca? (SIM, EM TORNO DE [h ÀS h] • NÃO)
- Que horas vai dormir e a que horas acorda?
- (DE NOITE, POR VOLTA DE h - MANHÃ, EM TORNO DE h) • HORÁRIO NÃO DEFINIDO
- Como põe seu filho para deitar? ()

5. A RESPEITO DA ESCOVAÇÃO DE DENTES

- Você faz verificação após a escovação de dentes? (SIM • NÃO)

6. A RESPEITO DA FALA

- Responde quando é chamado pelo nome? (SIM • NÃO)
- Sabe falar o seu próprio nome? (SIM • NÃO)
- Sabe falar frases de 2 palavras? Ex: 「Mamãe chegou」 「Tem um cachorro」 etc.
- (SIM • NÃO)
- Existe alguma preocupação quanto à fala? (SIM • NÃO)
- Qual? ()

7. A RESPEITO DE BRINCAR E INTERAGIR COM AS PESSOAS

- Com quem costuma brincar? ()
- Que tipo de brincadeira gosta? (DENTRO DE CASA • FORA •)
- Alguma vez utilizou o Jido-kan • Sansan Rumu • Centro de Apoio de Assistência à Infância • Classe de Iniciantes ao Maternal • Creche aberta ao público, etc? (SIM • NÃO)
- Sabe subir as escadas sozinho? (SIM • NÃO)
- Sabe descer as escadas sozinho? (SIM • NÃO)
- Tem vontade de fazer a mesma coisa que o irmão ou outra criança está fazendo?
- (SIM • NÃO)
- Tem experiência anterior em creche ou ser cuidado por terceiros? (SIM • NÃO)

8. A RESPEITO DO TRASLADO À CRECHE

- Quem vem buscar? ()
- Qual o horário de trabalho do pai e da mãe? (: ÀS :) (: ÀS :)
- Qual o horário necessário de creche?
- (extensão • padrão • padrão com extensão (: ÀS :) (: ÀS :)
- Necessita de creche de sábado? (NÃO • SIM, DAS : ÀS :)

※Se tiver dúvidas ou alguma preocupação, escreva a seguir:

保育園

2 歳児 新入児面接票

名前

生年月日

1. 排泄について

- ・一人でトイレにいきますか (はい ・ つれていく ・ いいえ)
- ・現在使用しているものはなんですか (パンツ ・ トレーニングパンツ ・ オムツ)
- ・トイレトレーニングは始めていますか (はい ・ いいえ)
- 進行状況は ()
- ・大便是 (出る前に知らせる ・ 出た後知らせる ・ 出ても知らせない)
- ・大便の回数は (日に 回)

2. 衣服の着脱について

- ・ボタンは一人でできますか? (一人でできる・援助が必要・まったく出来ない)
- ・ズボンやパンツの着脱は? (一人でできる・援助が必要・まったく出来ない)
- ・シャツの着脱は? (一人でできる・援助が必要・まったく出来ない)
- ・靴下ははけますか? (一人でできる・援助が必要・まったく出来ない)
- ・靴ははけますか? (一人でできる・援助が必要・まったく出来ない)

3. 食事について

- ・卒乳していますか (している・していない)
- ・どんな形のもを食べていますか (大人と同じもの・細かく刻んでもの)
- ・一人で食べていますか (大体食べられる ・ 食べさせている)
- ・何を使っていますか (手づかみ・スプーン・フォーク・エジソンの箸などの矯正箸)
- ・食事中、座っていられますか (はい ・ いいえ)
- ・嫌いなものはありますか (はい ・ いいえ)
- 「はい」の方→何が嫌いですか ()
- ・嫌いなものはどうしていますか ()
- ・アレルギーはありますか? (はい ・ いいえ)
- 「はい」の方→何に対するアレルギーですか ()

4. 睡眠について

- ・昼寝はしていますか (はい[時頃～ 時頃] ・ いいえ)
- ・何時に寝て、何時に起きますか (夜 時頃 朝 時頃) ・ 決まっていない
- ・寝かしつけるときはどのようにしていますか ()

5. 歯磨きについて

- ・仕上げ磨きをしていますか (している・していない)

6. 言葉について

- ・名前を呼ばれたら返事ができますか (はい ・ いいえ)
 - ・自分の名前が言えますか (はい ・ いいえ)
 - ・二語文(「ママきた」「ワンワンいた」など)で話しますか(はい・いいえ)
 - ・言葉の面で気になることがありますか(はい・いいえ)
- ()

7. 遊び、人のかかわりについて

- ・いつも誰と遊んでいますか ()
- ・どんな遊びが好きですか(家の中・ 外・)
- ・児童館・サンサンルーム・子育て支援センター・乳幼児学級・園庭開放など利用したことがありますか(はい ・ いいえ)
- ・階段は一人で上がれますか (はい ・ いいえ)
- 一人で降りられますか (はい ・ いいえ)
- ・兄弟や他の子がやっていることと同じことをやりたがりますか(はい ・ いいえ)
- ・託児や保育園の経験がありますか(はい・いいえ)

8. 園児の送迎について

- ・お迎えはどなたですか ()
- ・お父さんお母さんの勤務時間は (: ~ :) (: ~ :)
- ・保育時間は (標準・短時間・短時間延長 (: ~ :) (: ~ :)
- ・土曜日は保育が必要ですか(必要ない・必要 : ~ :)

※何か心配なこと、気になることがあればお書きください

< 3 歳児以上用 : ポルトガル語版 >

HOIKUEN

ENTREVISTA PARA INGRESSANTES DE 3 ANOS**NOME****DATA NASC.****1. A RESPEITO DA EXCREÇÃO**

- Deixou de usar fraldas? (SIM • NÃO • EM ANDAMENTO)
- Vai ao banheiro sozinho? (SIM • TEM QUE ACOMPANHAR)
- E o cocô? (FAZ SOZINHO • MUITAS VEZES FALHA • USA FRALDA PRA FAZER)
- Frequencia que faz cocô (VEZES A CADA DIAS)
- Sabe mijar em pé (meninos)? (SIM • NUNCA TENTOU)
- Já usou banheiro de estilo japones? (SIM • NUNCA)
- Existe alguma preocupação quanto à excreção? ()

2. A RESPEITO DA ROUPA

- Sabe abotoar sozinho? (SIM • PRECISA DE AJUDA)
- Sabe vestir/despír a calça e cueca/calcinha sozinho? (SIM • PRECISA DE AJUDA)
- Sabe vestir/despír a blusa sozinho? (SIM • PRECISA DE AJUDA)
- Sabe calçar as meias sozinho? (SIM • PRECISA DE AJUDA)
- Sabe calçar os sapatos sozinho? (SIM • PRECISA DE AJUDA)

3. A RESPEITO DAS REFEIÇÕES

- Quando deixou de mamar? ()
- Sabe comer sozinho? (QUASE SEMPRE • TEM QUE DAR)
- O que usa para comer? (HASHI • COLHER • GARFO • HASHI DE APRENDIZADO)
- Fica sentado durante a refeição? (SIM • NÃO)
- Tem algo que não gosta de comer? (SIM • NÃO)
- Se [SIM], do que não gosta? ()
- O que faz com o que seu filho não gosta? ()
- É alérgico a algum alimento? (SIM • NÃO)
- Se [SIM], qual alimento causa alergia? ()
- Possui EPIPEN (seringa de ação antialérgica)? (SIM • NÃO)

4. A RESPEITO DO SONO

- Que horas vai dormir e que horas acorda?
(VAI DORMIR UMAS h E ACORDA POR VOLTA DE h) • NÃO DEFINIDO
- Tira a soneca? (SIM • NÃO)

- Como faz seu filho dormir? ()

5. A RESPEITO DA ESCOVAÇÃO DE DENTES

- Está escovando os dentes? (TODOS OS DIAS • ÀS VEZES • AINDA NÃO)
- Você faz verificação da escovação de dentes (SIM • NÃO)

6. A RESPEITO DA FALA

- Sabe falar seu próprio nome? (SIM • NÃO)
- Sabe responder ou cumprimentar? (SIM • ÀS VEZES FICA ENVERGONHADO • NÃO)
- Sabe expressar com palavras quando tem necessidade ou alguma dificuldade? (SIM • NÃO)
- Fala sobre o pai, a mãe ou irmãos? (SIM • NÃO)
- Tem alguma preocupação relacionada à fala?
()

7. A RESPEITO DE BRINCAR E INTERAGIR COM AS PESSOAS

- Com que costuma brincar sempre? ()
- Que tipo de brincadeira gosta? (Dentro de casa • Fora •)
- Alguma vez utilizou Jido-kan • Sansan Rumu • Centro de Apoio de Assistência à Infância • Classe de Iniciantes ao Maternal • Creche aberta ao público, etc? (SIM • NÃO)
- Sabe subir as escadas sozinho? (SIM • NÃO)
- Sabe descer as escadas sozinho? (SIM • NÃO)
- Tem vontade de fazer a mesma coisa que o irmão ou outra criança está fazendo?
(SIM • NÃO)
- Tem experiência anterior em creche ou ser cuidado por terceiros? (SIM • NÃO)

8. A RESPEITO DO TRASLADO À CRECHE

- Quem virá buscar? ()
- Qual o horário de trabalho do pai e da mãe? (: AS :) (: AS :)
- Qual o horário necessário de creche?
(extensão • padrão • padrão com extensão (: AS :) (: AS :))
- Necessita de creche de sábado? (NÃO • SIM, PRECISO DAS : AS :)

※Se tiver dúvidas ou alguma preocupação, escreva a seguir:

保育園

3 歳以上児 新入児面接票

名前

生年月日

1. 排泄について

- ・おむつはとれていますか (はい ・ いいえ ・ トレーニング中)
- ・一人でトイレにいけますか (はい ・ つれていく)
- ・大便是 (自分でできる・失敗することが多い・オムツに替えてする)
- ・大便の回数は (日に 回)
- ・男の子は立っておしっこができますか (はい ・ 経験がない)
- ・和式トイレの経験はありますか (ある ・ ない)
- ・排泄で何か心配なことはありますか

2. 衣服の着脱について

- ・ボタンは一人でできますか (一人でできる・援助が必要)
- ・ズボンやパンツの着脱は (一人でできる・援助が必要)
- ・シャツの着脱は (一人でできる・援助が必要)
- ・靴下はひとりではけますか (一人でできる・援助が必要)
- ・靴はひとりではけますか (一人でできる・援助が必要)

3. 食事について

- ・卒乳はいつしましたか ()
- ・一人で食べられますか (大体食べられる・食べさせている)
- ・何を使っていますか (箸・スプーン・フォーク・エジソンの箸などの矯正箸)
- ・食事中座っていられますか (はい ・ いいえ)
- ・嫌いなものはありますか (はい ・ いいえ)
- 「はい」の方何が好きですか ()
- 嫌いなものはどうしていますか ()
- ・食物アレルギーはありますか (はい ・ いいえ)
- 「はい」の方何に対するアレルギーですか ()
- エビペンは持っていますか (はい ・ いいえ)

4. 睡眠について

- ・何時に寝て、何時に起きますか (就寝 時ごろ、起床 時ごろ)・決まっていない
- ・昼寝はしていますか (はい ・ いいえ)
- ・寝かしつけるときはどのようにしていますか ()

5. 歯磨きについて

- ・歯磨きをしていますか (毎日している ・ 時々する ・ していない)
- ・仕上げ磨きをしていますか (している・していない)

6. 言葉について

- ・自分の名前が言えますか (はい・いいえ)
- ・返事や挨拶ができますか (はい・恥ずかしがっていいない時がある・いいえ)
- ・困ったことやしてほしいことを言葉で伝えることができますか (はい ・ いいえ)
- ・父や母や兄弟のことを話しますか (はい・いいえ)
- ・言葉の面で気になることがありますか ()

7. 遊び、人のかかわりについて

- ・いつも誰と遊んでいますか ()
- ・どんな遊びが好きですか (家の中 ・ 外 ・)
- ・児童館・サンサンルーム・子育て支援センター・乳幼児学級・園庭開放など利用したことがありますか (はい ・ いいえ)
- ・階段は一人で上がれますか (はい ・ いいえ)
- 一人で降りられますか (はい ・ いいえ)
- ・兄弟や他の子がやっていることと同じことをやりたがりますか (はい ・ いいえ)
- ・託児や保育園の経験がありますか (はい・いいえ)

8. 園児の送迎について

- ・お迎えはどなたですか ()
- ・お父さんお母さんの勤務時間は (: ~ :) (: ~ :)
- ・保育時間は (標準・短時間・短時間延長 (: ~ :) (: ~ :)
- ・土曜日は保育が必要です (必要ない・必要 : ~ :)

※何か心配なこと、気になることがあればお書きください

第6章 本事業のまとめ・今後に向けて

1. 本調査研究を通じて得られた知見

- 本調査研究においては、全国の市区町村を対象としたアンケート調査と、外国籍等の子どもの受入れが進んでいる市区町村・保育所へのヒアリング調査を実施した。これらの調査を通じて得られた知見について概観する。

(1) 外国籍等の子ども・保護者の保育に関する全国的な状況

- まず、アンケート調査を通じて、回答自治体（1047 団体）のうち約7割の市区町村において外国籍等の子どもが入園している保育所があることがわかった。こうした市区町村では、言語面での支援が不十分であることや、人員や専門知識の不足、外国籍等の子ども・保護者の具体的なニーズがわからないといったことに課題を感じていた。一方、具体的な支援状況をみると、入園から卒園までの各段階において、特に支援を実施していないという割合はそれぞれ5～7割程度となっていた。
- また、外国人人口比率と増減率の組み合わせ別にみると、外国人比率が低いが増加率が高いという市区町村においては、外国人比率が高い市区町村に比べて課題の認識や取組の実施率が低いことがわかった。このことより、将来的に外国人比率が高まると想定される市区町村においては、現状取組がそれほど進んでおらず、今後課題に直面する可能性が高いということが示唆される。
- こうした市区町村においては、現時点で課題が見えていないとしても、中長期的な外国人比率の高まりを見据えて、早めの対応を始めることが重要であると考えられる。
- 個別の課題をみていくと、自治体においては、特に入園申し込み段階において、保育所等の入園手続きの方法について説明することが難しいと感じている割合が高かった。
- 保育所においても、言語的な障壁により、入園に向けた手続きや保育所のルールを伝えることが難しい、保護者と十分なコミュニケーションがとれないという割合が高かった。また、在園中の子どもの気になる行動が、言語的障壁か発達の課題によるものなのかを判断することが難しいという割合も高くなっていた。

(2) 市区町村における取組のポイント

- 続いて、外国籍等の子どもの受入れが進んでいる市区町村・保育所へのヒアリング調査によって浮かび上がってきた取組のポイントについてみていく。
- まず、市区町村の主な取組としてみられたのは、窓口対応における丁寧なフォロー、各保育所への通訳・保育補助スタッフの配置や巡回、小学校入学に向けたサポートなどである。
- 窓口対応では、資料を翻訳したり、庁内の他部署や地域団体からの通訳派遣を利用して多言語による対応を行うなどの工夫がみられた。また、書類記入でのトラブルが多いことから、申込みの際は必ず窓口に来てもらい、対面で説明しながら書類の作成を行うようにしているところもあった。
- 各保育所への通訳・保育補助スタッフの配置や巡回については、それぞれの地域の状況に応じた多様な方法がみられた。外国籍等の子どもが在籍している保育所が複数のエリアにわたる市区町村では、通訳が複数の園を巡回したり、各園の希望に応じて派遣したりという対応をとっていた。一方、外国

籍等の子どもが特定のエリアに集住している市区町村では、特にそうした子どもが多い保育所に通訳や補助スタッフを配置し、手厚い対応を行っていた。また、外国籍等の子どもの割合が多い保育所に対して、人員配置のための助成を行っているところもあった。このように、予算や人員が限られる中で、公立・私立を含めた市区町村内の保育所の状況をふまえ、人員配置や支援体制の構築を検討することが重要であると考えられる。

- 小学校入学に向けたサポートとしては、小学校の制度を説明する資料の多言語化や、就学前教室の実施、小学校との情報共有等が行われていた。いずれも保育担当部局単独ではなく、教育部局と連携して実施している市区町村が大半であった。
- また、外国籍等の子ども・保護者への支援にあたっては、教育部局以外にも、母子保健を管轄している部局や、多文化共生関連の施策を管轄している部局等、庁内の様々な担当部局と連携して取組を進めている市区町村が多く見受けられた。外国籍等の子ども・保護者が抱える課題は複合的であることも多いため、保育担当部局だけではなく、こうした関連部局との連携を進めることが重要であるといえる。

(3) 保育所における取組のポイント

- 次に、保育所における取組のポイントについてみていく。保育所の主な取組としては、日常の保育場面における子ども・保護者への配慮が中心となっていた。
- 子どもへの配慮としては、母語での声かけやわかりやすい日本語・イラスト等の使用といったコミュニケーション上の工夫を行っている保育所が多数みられた。また、外国籍等の子どもの宗教や生活習慣をふまえ、食事や着替えの際の対応、スキンシップ等に配慮したり、保育内容を見直しているというところもみられた。さらに、子ども同士の理解が深まるように、お互いの文化を知るための取組を積極的に実施しているという保育所も複数あった。
- 保護者への配慮としては、園だよりを始めとする日々の文書の翻訳や、自動翻訳機の活用等によりコミュニケーションを図っている園が多くみられた。また、外国籍の保護者にとってなじみがないような行事等については、イラストや写真、実物を用いてわかりやすく説明しているという保育所もあった。また、日本の保育所のルールや考え方等を理解してもらいうえでは、保護者の母国における考え方も尊重しながら、ひとつずつ納得してもらえよう説明をすることが重要という意見が聞かれた。
- また、外国籍の保護者が孤立してしまうことを防ぐために、母語がわかる保育スタッフが送迎時に積極的に声をかけたり、保護者同士のコミュニケーションを促進するための配慮を行ったりしている保育所もみられた。
- このように、保育所においては日々の保育の中で、外国籍等の子ども・保護者が安心して過ごせるような工夫を積み重ねていることが明らかとなった。こうした工夫について、園長会等の場を活用して保育所間で共有する機会を設けている事例や、地域内の先進的な保育所が中心となって勉強会を行っている事例もみられた。このように、保育所間で情報交換をする機会を設けることは、外国籍等の子どもの受入れ経験の少ない保育所においても取組を進める上で有効であると考えられる。
- また、発達の問題と言語の問題の見極めや、ネグレクト状態にある家庭への支援など、保育所だけでは解決することが難しい課題については、行政や専門機関と連携した対応も重要となる。

2. 今後に向けて

- 終わりに、本調査研究の限界について整理したうえで、今後必要と考えられる調査研究等の取組についてまとめる。
- まず、アンケート調査において、対象が市区町村に限定されていたため、保育所の取組を間接的にしか把握することができなかった点が挙げられる。本調査研究では、第一段階としてまずは市区町村の取組を詳しく把握することを目的としてアンケート調査を実施し、市区町村の抱える課題や実施している取組については詳細に把握をすることができた。一方で、ヒアリング調査を通じてみえてきたように、外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたっては、市区町村だけでなく、保育現場においても様々な工夫が積み重ねられている。今後は、保育所等を対象とした調査を行い、こうした現場での工夫や、現場だからこそ把握できている外国籍等の子ども・保護者の抱えるニーズについても把握する必要があると考えられる。
- また、外国籍住民に対する支援を行っている地域団体や、子育て支援団体等との連携については十分に把握することができなかった。外国籍等の子どもや保護者への支援にあたっては、行政・保育所だけでなく、こうした団体との連携も有効であると考えられることから、今後はこうした地域資源も含めた支援のあり方についても検討していく必要がある。
- なお、本調査研究においては日本での生活を始めたばかりの子どもたちに焦点をあてて調査を行ったため、日本で長く生活をしている子どもや、二世以降の子どもに関する課題や取組については取り上げることができなかった。しかしながら、今後外国籍等の子ども・保護者の定住が進むことを想定すると、10年後・20年後の社会を見据え、こうした子どもたちへの対応についても検討を進めることが重要だと考えられる。
- 最後に、保育所及び保育行政担当として忘れてはならない認識は、外国籍等の子ども・保護者が日本語・日本文化に適應することを支援するとともに、彼らの母国語・母国文化を尊重していこうとする価値観の形成であることを申し添えておきたい。

参考資料 アンケート調査票

**厚生労働省「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」
「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関するアンケート調査」**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、当社（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）では、厚生労働省「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」として、「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究」を実施しております。

本調査は、保育所等において外国にルーツを持つ子どもを受入れるにあたり、各市区町村や保育所等の皆様が今後の対応や体制構築を進めていく上で参考にし得る事例集を作成することを目的としています。そこで、全国の市区町村の皆様にアンケート調査を実施し、外国にルーツを持つ子どもの受入れの状況や抱えている課題、また受入れにあたってのお取組の工夫等について把握し、事例集作成の参考とさせていただきますとともに、今後整備すべき受入れ体制のあり方の検討に活用させていただく所存です。

つきましては、本事業の趣旨をご理解の上、調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。同封しました調査票にご記入の上、以下の日にちまでにご投函下さいますようお願い申し上げます。

〔2019 年 12 月 9 日（月）まで〕

お忙しい所誠に恐縮ではございますが、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件についての照会先】

■調査の趣旨、配付、回収方法、情報の取扱い、アンケートの内容等については、下記にお問い合わせください。また、本調査票の電子データをご希望の場合には、同様に下記までご連絡ください。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 担当：

電話番号：

メールアドレス：

【本調査票で用いる用語について】

- 本調査における「外国にルーツを持つ子ども」とは、「国籍にかかわらず、父・母の両方、または、そのどちらかが外国出身者である子ども」を指します。
- 本調査における「保育所等」とは、認可保育所（保育所型認定こども園を含む）、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、幼保連携型認定こども園を指します。なお、認可外保育施設は本調査の対象には含みません。

【回答にあたってご留意いただきたい点について】

- 貴市区町村内に「外国にルーツを持つ子どもが入所している保育所等」がない場合でも、調査票の問 2 まででご回答いただきご返送くださいますようお願い申し上げます。
- 本調査の分析結果は、回答自治体が特定されることがない形で報告書として整理し、2020 年 4 月以降、弊社ホームページにて、公表させていただく予定としております。
- 本調査のご回答内容について、事例集を作成するにあたり、具体的な内容について把握するために、弊社研究員よりご連絡させていただく場合がございます。その際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 貴自治体の概要について

問1 貴自治体名やご担当部署についてお伺いします。

貴自治体名			所在する都道府県名	
貴自治体の種別 (1つに〇印)	1. 政令指定都市	2. 特別区	3. 中核市	
	4. 一般市	5. 町	6. 村	
部署名			電話番号	
E-mail				

問2 貴自治体において、外国にルーツを持つ子どもが入所している保育所等はございますか。

1. ある	2. ない	3. わからない
→問3にお進みください。 →選択肢2・3を選択した方は回答を終了していただいて結構です。 ご協力いただきまして誠にありがとうございました。大変お手数ですが、同封した返信用封筒に封入頂き、ご投函くださいますようお願い申し上げます。		

問3 貴自治体の概要についてお伺いします。

	■2019年4月1日時点	■2015年4月1日時点
F1. 貴自治体内の 外国人人口(人数を記載) ※不明の場合には「空欄」で構いません	総人口 () 人	総人口 () 人
	外国人人口 () 人	外国人人口 () 人
	5歳以下人口(日本人+外国人) () 人	5歳以下人口(日本人+外国人) () 人
	5歳以下外国人人口 () 人	5歳以下外国人人口 () 人
F2. 貴自治体内に ある保育所等の数	■2019年4月1日時点	
	認可保育所	公立 () か所 私立 () か所
	地域型保育事業	公立 () か所 私立 () か所
	幼保連携型認定こども園	公立 () か所 私立 () か所

2. 貴自治体内の保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入実態について

以下の設問では、保育所等における外国にルーツを持つ子どもの受入実態についてお伺いします。
日頃から外国にルーツを持つ子どもや保護者、また保育所等からの相談等を通して、貴自治体として把握している範囲でご回答いただければ幸いです。また、可能な範囲で、関連する他部署に照会いただければ幸いです。

問4 貴自治体において、外国にルーツを持つ子どもが入所している保育所等の数をご回答ください。

1. 認可保育所	公立 () か所	私立 () か所
2. 地域型保育事業	公立 () か所	私立 () か所
3. 幼保連携型認定こども園	公立 () か所	私立 () か所

問5 外国にルーツを持つ子どもの受入れにあたって、貴自治体のご担当者が抱える課題についてお伺いします。

回答にあたっては、入所申込み時から卒園の際までの各段階において、それぞれあてはまるものをすべてに○印をつけてください。また、そのうち特にあてはまるもの1つに◎印をつけてください。

①入所申込みまでの課題 (あてはまるもの全て○印&特にあてはまるもの1つに◎印)	1. 日本の保育制度、保育サービスの種類や特徴等について説明することが難しい 2. 保育所等の入所手続きの方法について説明することが難しい 3. 受入れ体制が整っている保育所等が少なく、ニーズに十分に对应できない 4. 外国にルーツを持つ子ども又はその保護者のニーズがわからない 5. 入所に必要な書類の作成について、説明することが難しい 6. その他（具体的に：) 7. 特にない 課題となる事柄について具体的に記入してください
②入園の際の課題 (あてはまるもの全て○印&特にあてはまるもの1つに◎印)	1. 入園にあたって準備しておくものなど、必要な情報を十分に説明することが難しい 2. 保育所等でのルールなどについて十分に説明することが難しい 3. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に配慮したサポートをすべての保育所等で整えることが難しい 4. その他（具体的に：) 5. 特にない 課題となる事柄について具体的に記入してください
③在園時の課題 (あてはまるもの全て○印&特にあてはまるもの1つに◎印)	1. 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の課題を把握することが難しい 2. 受入れにあたり保育所等が抱える課題を把握することが難しい 3. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景と保育所等のルールの整合性を図ることが難しい 4. その他（具体的に：) 5. 特にない 課題となる事柄について具体的に記入してください
④卒園の際の課題 (あてはまるもの全て○印&特にあてはまるもの1つに◎印)	1. 日本の小学校の制度について十分に説明することが難しい 2. 小学校の入学手続きについて十分に説明することが難しい 3. その他（具体的に：) 4. 特にない 課題となる事柄について具体的に記入してください
⑤ その他の課題 (自由回答)	

問6 外国にルーツを持つ子どもを受入れるにあたり、保育所等が抱える課題について、どのようなことがあると思いますか。回答にあたっては、入所申込み時から卒園の際までの各段階において、それぞれあてはまるものをすべてに○印をつけてください。また、そのうち特にあてはまるもの1つに◎印をつけてください。（貴自治体のご担当者が把握している範囲でご回答ください。また、ご様子が分からない場合などは、ご無理のない範囲で保育所等にご照会いただければ幸いです。）

①入所申込みまでの課題 (あてはまるもの全て○印&特にあてはまるもの１つに◎印)	1. 入園に向けた手続き、準備について、保護者へ伝えることが難しい 2. 外国にルーツを持つ子どもを受入れるにあたり、職員がどのような理解を深めておけばよいのかが分からない 3. 外国にルーツを持つ子どもを受入れるにあたり、準備しておくべきものがわからない 4. 入園にあたり、言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に対してどのような配慮が必要かわからない 5. その他（具体的に： ） 6. 特に課題はない 7. わからない 課題となる事柄について具体的に記入してください
②入園の際の課題 (あてはまるもの全て○印&特にあてはまるもの１つに◎印)	1. 保護者が入園のしおりに記載されている内容等、保育所等での生活を送るにあたり必要な情報を十分に理解していない 2. 保育所等での過ごし方や支援内容、決まり、お願い等について保護者に理解してもらうことが難しい 3. 入園する時になって、言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景への配慮が必要な点に初めて気づき、対応に困ることがある 4. その他（具体的に： ） 5. 特に課題はない 6. わからない 課題となる事柄について具体的に記入してください
③在園時の課題 (あてはまるもの全て○印&特にあてはまるもの１つに◎印)	1. 言語的な障壁から子どもと十分なコミュニケーションが取れない 2. 言語的な障壁から保護者と十分なコミュニケーションが取れない 3. 外国にルーツを持つ子どもや保護者を受入れるにあたって何が必要になるか職員の共通理解が十分でない 4. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に起因する個別的な配慮について職員の専門的な知識が十分でない 5. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に起因する個別的な配慮をするための人員が足りない 6. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に配慮して、誰もが参加できるクラスの行事・活動を検討することが難しい 7. 病気・ケガ等の緊急時に相談できる団体・制度を知らない（多言語対応可能な病院や通訳派遣制度など） 8. 外国にルーツを持つ子どもの気になる行動が、言語的な障壁によるもののなのか発達的な課題によるもののなのかを判断することが難しい 9. その他（具体的に： ） 10. 特に課題はない 11. わからない

②入園の際の支援 (あてはまるもの全て○印)	1. 各保育所等が作成する入園のしおり等の多言語化支援 2. 自治体窓口での多言語対応 3. 外国籍の保護者向けの入園説明会の実施 4. その他（具体的に： _____） 5. 特に支援を実施していない ※選択した取組について、工夫している点があれば具体的な内容をご記載ください
③在園時の支援 (あてはまるもの全て○印)	1. 各保育所等が作成する日々のお知らせ・連絡等の多言語化支援 2. 多言語での相談・サポート体制の構築 3. 保育所等へ日本人の通訳者を派遣（自治体から委託された国際交流協会等による派遣も含む） 4. 保育所等へ外国人（母語話者）の通訳者を派遣（自治体から委託された国際交流協会等による派遣も含む） 5. 外国にルーツを持つ子どもが多い保育所等への通訳や加配保育士等の常時配置 6. 外国にルーツを持つ保育者の雇用・常時配置 7. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に関する職員の理解促進に向けた研修の実施 8. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に配慮した個別的配慮を行うにあたっての資金面での支援 9. 緊急対応等のサポート（多言語対応可能な病院の紹介等） 10. その他（具体的に： _____） 11. 特に支援を実施していない ※選択した取組について、工夫している点があれば具体的な内容をご記載ください ※上記の支援を行う際に、派遣や配置等の基準を設けていますか。設けている場合には、 選択肢の番号と、その基準の内容についてもご記載ください。公立・私立において基準等が異なる場合、それぞれの内容についてもご記載ください。 （例：外国にルーツを持つ子どもが〇〇人以上受入れている保育所等のみに実施している、〇〇%以上受入れている場合に1か月〇〇円の補助を行っている 等）
④卒園の際の支援 (あてはまるもの全て○印)	1. 多言語による小学校の制度や手続きに関する周知 2. 外国にルーツを持つ子どもに配慮した小学校就学前に必要なと思われる支援（日本語教育等）の実施 3. 外国にルーツを持つ子どもに配慮した保育所等と小学校の連携強化に関する取組 4. 地域の日本語教室等の紹介 5. その他（具体的に： _____） 6. 特に支援を実施していない ※選択した取組について、工夫している点があれば具体的な内容をご記載ください

⑤連携体制構築 (あてはまるもの全て〇印)	1. 保育所等との連携体制の充実（定期的な情報共有の場の設定等） 2. 庁内の多文化共生・国際交流関係部署との連携体制の構築(定期的な情報共有の場の設定等) 3. 地域の関係団体（国際交流協会や NPO 等の多文化共生・国際交流関係団体や子育て支援関係団体）との連携体制の構築（定期的な情報共有の場の設定等） 4. その他（具体的に： _____） 5. 特に連携している先はない 6. わからない
	※選択した取組について、工夫している点があれば具体的な内容をご記載ください

4. 保育所等が実施している支援・サポートについて

以下の設問では、**保育所等が実施する**外国にルーツを持つ子どもを対象にした支援・サポートの内容について伺います。貴自治体のご担当者が把握している範囲で、特徴的な取組があればご回答ください。

問8 貴自治体内の保育所等において、外国にルーツを持つ子どもを対象に実施している支援・サポートについて、特徴的な取組があればご教示ください。（貴自治体のご担当者が把握している範囲でご回答ください。また、ご様子が分からない場合などは、ご無理のない範囲で保育所等にご照会いただければ幸いです。）

①入所申込みまでの支援 (あてはまるもの全て〇印)	1. 保育所等や子育て支援センターなどの制度や手続きに関する多言語周知 2. 見学希望者への多言語対応 3. 入園前の問い合わせ等への多言語対応 4. その他（具体的に： _____） 5. 特に支援を実施していない 6. わからない
	※選択した取組について、具体的な支援内容についてご記載ください
②入園の際の支援 (あてはまるもの全て〇印)	1. 各保育所等が作成する入園のしおり等の多言語化 2. 入園説明会や面接等における多言語対応 3. 外国籍の保護者向けの入園説明会の実施 4. その他（具体的に： _____） 5. 特に支援を実施していない 6. わからない
	※選択した取組について、具体的な支援内容についてご記載ください

③在園時の支援 (あてはまるもの全て〇印)	1. 各保育所等が作成する日々のお知らせ・連絡等の多言語化 2. 自治体または国際交流協会等より日本人の通訳者の受入 3. 自治体または国際交流協会等より外国人（母語話者）の通訳者を受入 4. 保育所等への通訳や加配保育士等の常時配置 5. 外国にルーツを持つ保育者の雇用・常時配置 6. 言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など文化的背景に関する職員の理解促進に向けた研修の実施 7. 給食における配慮（ハラール対応等） 8. 緊急対応等のサポート（多言語対応可能な病院の紹介等） 9. 保護者同士の交流促進 10. その他（具体的に： _____） 11. 特に支援を実施していない 12. わからない ※選択した取組について、具体的な支援内容をご記載ください
④卒園の際の支援 (あてはまるもの全て〇印)	1. 保護者に対する小学校の制度や手続きに関する周知 2. 外国にルーツを持つ子どもの就学に向けた個別的な指導や支援 3. 外国にルーツを持つ子どもに関する小学校との連携強化に関する取組 4. 地域の日本語教室等に関する情報の提供 5. その他（具体的に： _____） 6. 特に支援を実施していない ※選択した取組について、具体的な支援内容についてご記載ください
⑤連携体制構築 (あてはまるもの全て〇印)	1. 他の保育所等との連携体制の構築（定期的な情報共有の場の設定等） 2. 地域の関係団体（国際交流協会や NPO 等の多文化共生・国際交流関係団体や子育て支援関係団体）との連携体制の構築（定期的な情報共有の場の設定等） 3. その他（具体的に： _____） 4. 特に連携している先はない 5. わからない ※選択した取組について、具体的な支援内容についてご記載ください

5. 貴自治体全般のことについて

問9 外国にルーツを持つ子どもの受入れに関して、貴自治体が現在直面している課題について、あてはまるものをすべてに○印をつけてください。また、そのうち特にあてはまるもの1つに◎印をつけてください。

1. 外国にルーツを持つ子どもや保護者の具体的な困りごとやニーズがわからない
2. 保育所等に対する言語面での支援（通訳・翻訳派遣等）が不十分である
3. 保育所等において個別的な配慮などを実施する上での専門的な知識・理解が不十分である
4. 保育所等において個別的な配慮などを実施する上での人員が足りない
5. 保育所等において個別的な配慮などを実施する上での事業費が足りない
6. 外国にルーツを持つ子どもや保護者への対応に関して、保育所等との連携体制が十分に構築できていない
7. 外国にルーツを持つ子どもや保護者への対応に際し、庁内の関連部署（多文化共生・国際交流関係の部署等）との連携が十分でない
8. 外国にルーツを持つ子どもや保護者への対応に際し、庁内の関連部署（保健センター等、母子保健関係の部署等）との連携が十分でない
9. 外国にルーツを持つ子どもや保護者への対応に際し、地域の多文化共生・国際交流関係団体（国際交流協会、NPO等）との十分に連携体制が構築できていない
10. 他の自治体や保育所等が実施している支援・サポート等、参考情報が足りない
11. 外国にルーツを持つ子どもを受入可能な保育所等が少なく、特定の園に偏っている
12. その他（具体的に： _____）
13. 特になし

問10 貴自治体の保育所等において、外国にルーツを持つ子どもの受入れを進めることで、他の子どもや保育所等の運営にとってもよい影響があれば、その具体的な内容についてご教示ください。（自由回答）

問11 本調査研究では、各自治体で取組を推進する上での参考にして頂くことを想定した事例集を取りまとめることを予定しております。事例集を取りまとめるにあたり、具体的に知りたい情報などがあれば、ご教示ください。（自由回答）

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。
返信用封筒に封入の上、**2019年12月9日（月）**までにご返送ください。
また、お取組の詳細がわかる参考資料（冊子等）がございましたら、
返信用封筒に同封いただけますと幸甚でございます。

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

保育所等における外国籍等の

子ども・保護者への対応に関する調査研究事業

報告書

令和2（2020）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

電話：03-6733-1024

FAX：03-6733-1028